北海道

土木関係工事積算要領

【2025.10】

北海道建設部

使用に当たって

１．本書は、北海道建設部及び建設管理部が施行する土木事業に適用する。

２．本書は、積算基準日が 2025.10.1以降の積算に適用する。

土木関係工事積算要領

目　　次

第１部　（一般土木編）
第１編　一般土木編 …… 要領・土木－ 1
１．土木請負工事工事費積算要領（一般土木編） …… 要領・土木－ 1
２．積算基準の適用について …… 要領・土木－ 32
３．工事用資材設計単価策定要領 …… 要領・土木－ 53
４．間接費の取扱い …… 要領・土木－ 62
５．随意契約方式により工事を発注する場合の諸経費調整 …… 要領・土木－ 67
６．土木請負工事における現場環境改善費の積算 …… 要領・土木－ 72
７．労務単価の補正 …… 要領・土木－ 77
８．土木請負工事の特許使用料の算定要領 …… 要領・土木－ 86
９．工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算 …… 要領・土木－ 87
１０．排出ガス対策型建設機械の使用 …… 要領・土木－ 94

第２編　電気通信編 …… 要領・電気－ 1
１．土木請負工事工事費積算要領（電気通信編） …… 要領・電気－ 1

第３編　機械設備編 …… 要領・機械－ 1
１．土木請負工事工事費積算要領（機械設備編） …… 要領・機械－ 1

第２部　土木工事積算要領（下水道編）
第１編　土木編 …… 要領・下水－ 1

第２編　電気設備編 …… 要領・下水－ 3
１．下水道請負工事工事費積算要領（電気設備編） …… 要領・下水－ 3
２．下水道用電気設備請負工事（改築工事）工事費積算要領 …… 要領・下水－ 21
３．下水道工事の電気機器等単価策定要領 …… 要領・下水－ 22

第３編　機械設備編 …… 要領・下水－ 23
１．下水道請負工事工事費積算要領（機械設備編） …… 要領・下水－ 23
２．下水道用機械設備請負工事（改築工事）工事費積算要領 …… 要領・下水－ 41
３．下水道工事の機械機器等単価策定要領 …… 要領・下水－ 42

第４編　建築・建築設備編 …… 要領・下水－ 43
１．下水道請負工事工事費積算基準（建築・建築設備編） …… 要領・下水－ 43
２．下水道請負工事共通費積算基準（建築・建築設備編） …… 要領・下水－ 45
３．下水道請負工事共通費積算基準の解説（建築・建築設備編） … 要領・下水－ 48

第３部　漁港関係工事積算要領

第１編　漁港関係工事積算要領 …… 要領・漁港－　1
１．総　則 …… 要領・漁港－　1
２．積算の通則 …… 要領・漁港－　1
３．直接工事費 …… 要領・漁港－　7
４．間接工事費 …… 要領・漁港－　9
５．一般管理費等 …… 要領・漁港－ 25
６．積算基準の適用 …… 要領・漁港－ 26
７．工事用資材設計単価策定要領 …… 要領・漁港－ 26
８．工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算 …… 要領・漁港－ 27
９．随意契約方式により工事を発注する場合の諸経費調整 …… 要領・漁港－ 34
１０．労務単価の補正 …… 要領・漁港－ 34
１１．特許使用料の算定要領 …… 要領・漁港－ 34
１２．排ガス対策型建設機械の使用 …… 要領・漁港－ 34

第１部　土木工事積算要領（一般土木編・電気編・機械編）

目　　次

第１編　一般土木編

１．土木請負工事工事費積算要領（一般土木編）　……　要領・土木－　1
　１　目的　……　要領・土木－　1
　２　請負工事費の構成　……　要領・土木－　1
　３　請負工事費の費目　……　要領・土木－　2
　　３－１　直接工事費　……　要領・土木－　2
　　３－２　間接工事費　……　要領・土木－　4
　　３－３　一般管理費等　……　要領・土木－ 14
　　３－４　消費税等相当額　……　要領・土木－ 15

２．積算基準の適用について　……　要領・土木－ 32
　Ⅰ　積算基準書の取扱い　……　要領・土木－ 32
　　１　建設部制定積算基準書（建設管理課所管分）の取扱い　……　要領・土木－ 32
　　２　他官庁制定積算基準書の取扱い　……　要領・土木－ 32
　Ⅱ　別途策定歩掛の取扱い　……　要領・土木－ 33
　　１　別途歩掛を策定する場合の取扱い　……　要領・土木－ 33
　　２　建設部制定積算基準の考え方　……　要領・土木－ 33
　　３　歩掛の策定方法　……　要領・土木－ 35
　　４　試験施工方法　……　要領・土木－ 37
　　５　施工条件明示　……　要領・土木－ 37
　　６　設計変更　……　要領・土木－ 38
　　７　継続工事　……　要領・土木－ 38
　　８　フロー図　……　要領・土木－ 39
　　９　各種様式　……　要領・土木－ 40
　　１０　各種様式記入例　……　要領・土木－ 46
　　１１　材工共単価等の取扱い　……　要領・土木－ 52

３．工事用資材設計単価策定要領 …… 要領・土木－ 53
１　目的 …… 要領・土木－ 53
２　設計単価 …… 要領・土木－ 53
３　設計単価に適用する優先順位 …… 要領・土木－ 53
４　単価表及び地方単価表 …… 要領・土木－ 53
５　単価の策定 …… 要領・土木－ 53
５－１　刊行物による単価策定 …… 要領・土木－ 53
５－２　実勢価格調査による単価策定 …… 要領・土木－ 54
５－３　見積書の徴取による単価策定 …… 要領・土木－ 54
５－４　材工共や施工費の単価策定 …… 要領・土木－ 56
５－５　積算ｼｽﾃﾑにおけるｵﾌﾟｼｮﾝ単価・登録単価の取扱い…… 要領・土木－ 57
６　単価策定書類等の管理 …… 要領・土木－ 57

４．間接費の取扱い …… 要領・土木－ 62
１　鋼橋桁等の輸送に係る間接費 …… 要領・土木－ 62
２　間接工事費等の項目別対象表 …… 要領・土木－ 63
３　処分費等の取扱い …… 要領・土木－ 64
４　橋梁工事における間接工事費の取扱い …… 要領・土木－ 65

５．随意契約方式により工事を発注する場合の諸経費調整 …… 要領・土木－ 67
１　随意契約方式により工事を発注する場合の諸経費調整について …要領・土木－ 67
２　仮設物の取扱いについて …… 要領・土木－ 69
３　共通仮設費の調整について …… 要領・土木－ 69

６．土木請負工事における現場環境改善費の積算 …… 要領・土木－ 72
１　対象となる現場環境改善の内容 …… 要領・土木－ 72
２　適用の範囲 …… 要領・土木－ 72
３　積算方法等 …… 要領・土木－ 72
４　現場環境改善費の実施事例 …… 要領・土木－ 76

７．労務単価の補正 …… 要領・土木－ 77
１　時間外や深夜作業を行う工事の積算 …… 要領・土木－ 77
１－１　夜間工事の労務単価 …… 要領・土木－ 77
１－２　休日作業の労務単価 …… 要領・土木－ 77
１－３　時間外等による割増の計算方法 …… 要領・土木－ 77
２　時間的制約を受ける工事の積算 …… 要領・土木－ 79
２－１　時間的制約条件 …… 要領・土木－ 79
２－２　制約を受ける作業時間の適用範囲 …… 要領・土木－ 79
２－３　労務費の算定方法 …… 要領・土木－ 79
２－４　機械損料の補正 …… 要領・土木－ 80
２－５　工期の算定 …… 要領・土木－ 80
２－６　留意事項 …… 要領・土木－ 80
２－７　時間的制約を受ける労務単価の計算方法 …… 要領・土木－ 81
３　冬期屋外工事の労務歩掛補正 …… 要領・土木－ 82
４　労務単価の補正フローについて …… 要領・土木－ 84

８．土木請負工事の特許使用料の算定要領 …… 要領・土木－ 86
１　目的 …… 要領・土木－ 86
２　定義 …… 要領・土木－ 86
３　特許使用料の適用 …… 要領・土木－ 86
４　特許使用料の積算 …… 要領・土木－ 86

９．工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算…… 要領・土木－ 87
１　増加費用の考え方 …… 要領・土木－ 87
２　増加費用の算定 …… 要領・土木－ 88

１０．排出ガス対策型建設機械の使用 …… 要領・土木－ 94
１　排出ガス対策型建設機械の使用について …… 要領・土木－ 94
１－１　総則 …… 要領・土木－ 94
１－２　工事の監督及び検査にあたって …… 要領・土木－ 94
２　排出ガス対策型建設機械を使用出来ない場合の設計変更の運用について
…… 要領・土木－ 94

第１編　一般土木編

１．土木請負工事工事費積算要領（一般土木編）

１　目的

この要領は、北海道建設部及び建設管理部が土木工事を請負施工に付そうとする場合にあたって、工事費（以下「請負工事費」という。）の算定に係わる必要な事項を定めることにより、請負工事の標準的な工事価格を適正に算出することを目的とする。

２　請負工事費の構成

請負工事費の構成は、次のとおりとする。

（１）一般土木

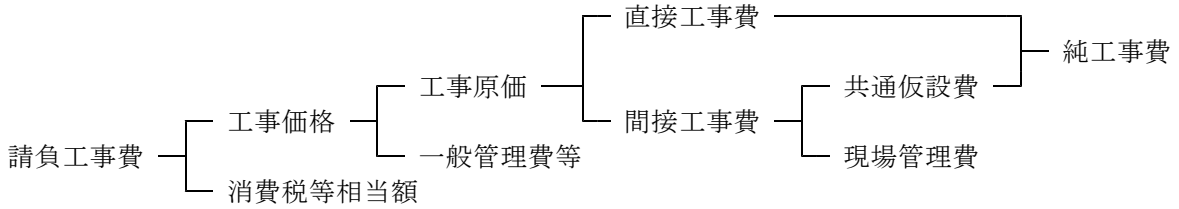

（２）鋼橋製作（工場製作）

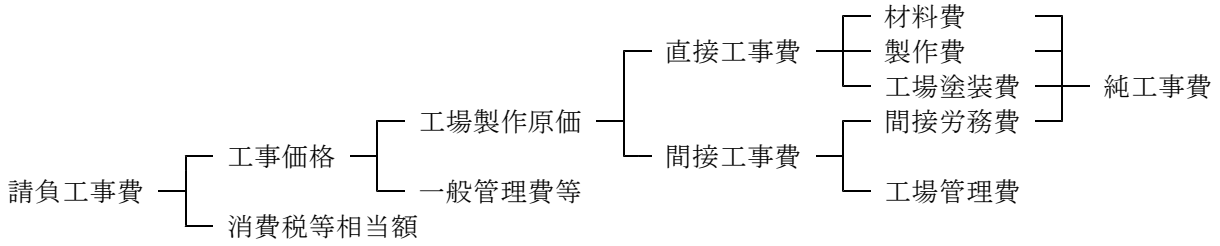

（３）鋼橋製作（架設工事）

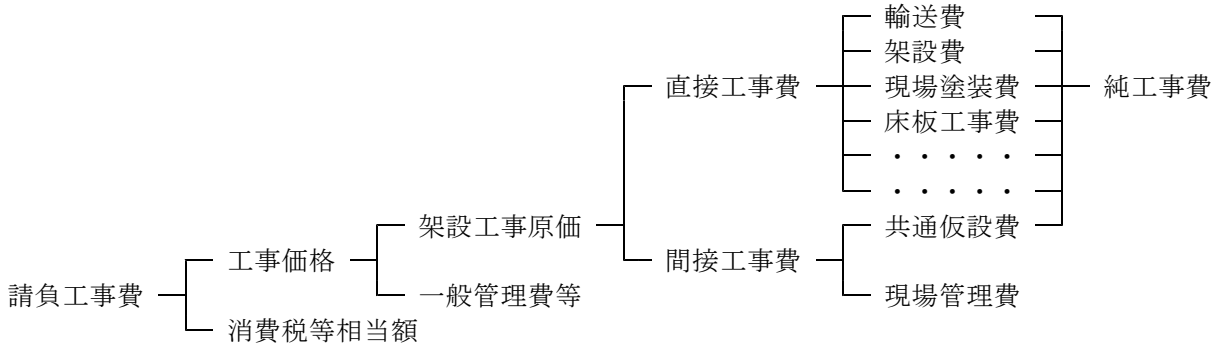

（４）鋼橋製作（工場製作+架設工事）

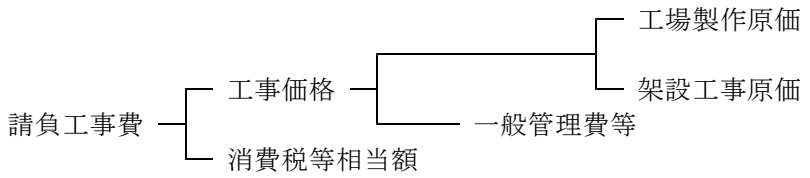

（３）維持工事（複数年度の工事）

工種区分が道路維持工事又は河川維持工事のうち、管理を目的とした維持的工事を複数年度に渡って工期を設定し、発注する場合は、次のとおり年度毎に工事内容を分けて積算するものとする。（２カ年の例）

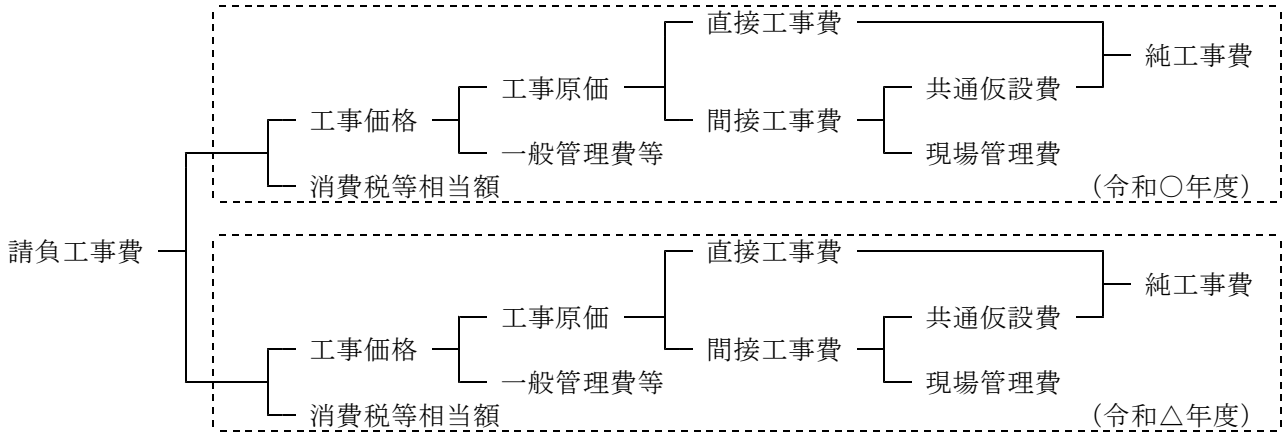

３　請負工事費の費目

請負工事費の費目は、次のとおりとする。

３－１　直接工事費

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分毎に材料費、労務費及び直接経費の３要素について積算するものとする。

なお、積算基準書については、**「２．積算基準の適用について」**のＩ積算基準書の取扱いによる。

（１）材料費

材料費は、工事を施工するために必要な材料に係わる費用とし、その算出は次項のとおりとする。

１）　数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。

２）　価格

価格は、原則として、積算基準日における市場価格によるものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

支給品の価格設定については、発注者が購入した資材を支給する場合、現場発生品を発注者が保管し再使用品として支給する場合とも、積算基準日における市場価格または類似品価格とする。

（２）労務費

労務費は、工事を施工するのに必要な労務の費用で、その算出は次項のとおりとする。

１）　所要人員

所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般的には過去の実績及び検討によって得られた標準的な歩掛を使用する。

２）　労務賃金

イ　労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、積算に用いる基本給は、北海道建設部**「単価コード表」**の**「公共工事設計労務単価」**等を使用する。

基準作業時間外の作業及び特殊条件下での作業に従事した場合に支払われる賃金を割増し賃金といい、割増し賃金は、従事した時間及び作業条件によって補正割増しする。

ロ　補正後の労務単価は円止めとする。（円未満切り捨て）

（３）直接経費

直接経費は、工事を施工するために直接的に必要な経費で、その算出は次項のとおりとする。

イ　特許使用料

特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とする。

ロ　水道光熱電力料

水道光熱電力料は、工事を施工するために必要な電力、電灯使用料及び用水使用料（用水・上下水道使用料）とする。

ハ　機械経費

機械経費は、工事を施工するために必要な機械の使用に要する経費（建設機械等の償却費、維持補修費、管理費等、これらのライフサイクルコストを１時間当たり又は１日当たりの金額で示した経費であり材料費、労務費を除く。）で、その算出は**請負工事機械経費積算要領（建設機械等損料算定表）**に基づいて積算する。

（４）諸雑費及び端数処理

１）　諸雑費

イ　諸雑費の定義

当該作業で必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。

ロ　単価表

①一次単価表

単位数量当たり単価表の合計金額が有効数字４桁になるように原則として５桁以降を切り上げる（諸雑費は計上しない）。

②一次単価表以外（歩掛表に諸雑費率があるもの）

単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字４桁になるように原則として所定の諸雑費率内で端数を計上する。

ただし、諸雑費率内で端数処理できない（負となる）場合は、③の扱いで端数処理する。

③一次単価表以外（歩掛表に諸雑費がなく、端数処理のみの場合）

単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字４桁になるように原則として端数を計上する。

金額は、「諸雑費」の名称で計上する。

ハ　内訳書

諸雑費は計上しない

２）　端数処理

イ　一次単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は小数第３位を切り捨てし、第２位とする。

一次単価表以外の単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は１円未満を切捨てし、１円までとする。

また、内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は１円未満は切捨てし、１円までとする。

ロ　歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第４位を四捨五入し、第３位とする。

直接工事費の金額は１０，０００円未満を切捨てし、１０，０００円単位とする。

鋼橋製作（工場製作）の直接製作費の金額は１０，０００円未満は切捨てし、１０，０００円単位とする。

ハ　共通仮設費の率計上の金額は１，０００円未満を切捨てし、１，０００円単位とする。

共通仮設費の合計金額（積上＋率計上）は１０,０００円未満は切捨てし、１０，０００円単位とする。

鋼橋製作（工場製作）の間接労務費の金額は１０，０００円未満は切捨てし、１０，０００円単位とする。

ニ　現場管理費の金額は１０，０００円未満は切捨てし、１０，０００円単位とする。

鋼橋製作（工場製作）の工場管理費の金額は１０，０００円未満は切捨てし、１０，０００円単位とする。

ホ　工事価格は、１０，０００円単位とする。工事価格の１０，０００円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、**「表８　一般管理費等率表」**及び**表９、表１０の**一般管理費等率の補正で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の１０，０００円未満の金額を除いた額を計上する。

なお、一般管理費等を計上しない場合には、工事価格の調整を行わない。

（５）注意事項

１）　歩掛の中で率計上となっている諸雑費について

諸雑費は、雑材料、小器材の費用等について、積算の繁雑さを避けるため率計上するとともに、単価表作成にあたっての端数処理を兼ねたものである。

計上にあたっては、所定の諸雑費率を乗じた額を上限とし、当該金額を超えない範囲で端数調整を行うものである。

２）　常設作業帯の設置が困難な地域での路上工事において、現場条件により資機材等の日々回送が発生することで作業時間に影響を及ぼす恐れがある場合の積算ついては、別途考慮すること。

３）　週休２日補正における端数処理は令和２年６月２４日付事務連絡「週休２日補正に係る積算システムにおける留意点について（通知）」によること。

３－２　間接工事費

間接工事費は、直接工事費以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費により構成される。

３－２－１　共通仮設費

共通仮設費は、工事の施工において共通的に必要となる経費であり、具体的には、機械等の運搬費、準備や後片付け等に要する準備費、工事現場の安全対策に要する安全費、品質管理・出来形管理・工程管理に要する技術管理費、現場事務所等の営繕費、現場環境改善費とする。

共通仮設費の構成及び積算は、次のとおりとする。

共通仮設費
- 運搬費
- 準備費
- 事業損失防止施設費
- 安全費
- 役務費
- 技術管理費
- 営繕費
- 現場環境改善費

（１）一般事項

１）工種区分

共通仮設費は、**「表１－１、１－２、１－３、１－４　工種区分表」**の工種区分に従って算定する。

イ　工種区分は、工事名にとらわれることなく、工種内容によって適切に選定する。

ロ　２種類以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用する。

なお、主たる工種区分とは下記　２）算定方法のイに定める対象額の大となる工種区分を示す。

ハ　設計変更による工種区分の取扱いは次のとおりとする。

「設計変更により金額が増減し、主たる工種区分に変更が生じた場合であっても、当初設計の工種区分とする。」**「設計図書等作成要領（請負工事編）」**による。

２）算定方法

共通仮設費の算定は、**「表２－１、２－２、２－３、２－４　工種別共通仮設費率表」**の工種区分に従って、当該対象額に工種区分ごとの率を乗じて得た額と、積上げにより計上した必要額を合計した額の範囲内とする。

イ　率計算による部分

下記に定める当該対象額に対象額ごとに求めた率を乗じて得た額の範囲内とする。

対象額（Ｐ）＝直接工事費＋（支給品費＋無償貸付機械等評価額）＋事業損失防止施設費＋準備費に含まれる処分費

（イ）下記に掲げる費用は上記対象額には含めない。

ア）プレキャストＰＣ桁、簡易組立式橋梁、プレキャストＰＣ床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費

イ）上記ア）を支給する場合の支給品費

ウ）鋼橋、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価（工場製作品を含む）

エ）大型標識柱（オーバーハング式（Ｆ型、Ｔ型、逆Ｌ型、ＷＦ型、オーバーヘッド式））、しゃ音壁支柱、別途製作する鋼製砂防堰堤の鋼製部材、鋼橋製作工の支承や排水装置等の製作費を含む材料費

（ロ）支給品費及び無償貸付機械等評価額は「直接工事費＋事業損失防止施設費」に含まれるものに限るものとする。

ただし、コンクリートダム工事・フィルダム工事については、支給電力量を対象額に含めないものとする。

また、別途製作工事等で製作し、架設及び据付工事等を分離して発注する場合は、当該製作費は対象額に含めない。

（ハ）無償貸付機械等評価額の算定は次式により算出する。

（無償貸付機械等評価額）＝（無償貸付機械と同機種同型式の建設機械等損料額）－（当該建設機械等の設計書に計上された経費）

（貸付にかかる損料額）　（業者持込の損料）　（無償貸付機械等損料額）

ロ　共通仮設費率の補正

（イ）施工地域を考慮して共通仮設費率を補正する場合は、**「表３　共通仮設費率の補正（施工地域による補正係数）」**による。

（ロ）共通仮設費率に関する設計変更の取扱いは、**「設計図書等作成要領（請負工事編）」**による。

ハ　積上げ計算による部分

現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

３）条件明示

安全対策上、重要な仮設物等については設計図書に条件明示し、極力指定仮設とする。

（２）運搬費の積算

１）運搬費として積算する内容は次項のとおりとする。

イ　建設機械器具の運搬等に要する費用で共通仮設費率に含まれる項目は次のとおりとする。

（イ）質量２０ｔ未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬に要する費用（分解・組立含む）。

（ロ）器資材等（型枠材、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板（敷鉄板設置撤去で積み上げ計上した分は除く）、作業車（ＰＣ橋片持ち架設工）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管、トンネル用スライドセントル等）の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用。

ただし、支給品及び現場発生品については積上げにより、直接工事費に計上する。

（ハ）建設機械の自走による運搬に要する費用。

ただし、トラッククレーン油圧伸縮ジブ型８０ｔ吊以上は積上げ計上する。

（ニ）建設機械等（重建設機械含む）の日々回送（分解・組立・輸送）に要する費用。

（ホ）質量２０ｔ以上の建設機械の現場内小運搬に要する費用。

ただし、特殊な現場条件により分解・組立を必要とする場合は、別途加算する。

（ヘ）トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型２０～５０ｔ吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型２０～７０ｔ吊）の分解、組立及び輸送に要する費用。

ロ　建設機械器具の運搬等に要する費用で積上げ計上とする項目は次のとおりとする。

（イ）質量２０ｔ以上の建設機械の貨物自動車等による運搬に要する費用。

なお、運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料についても積上げるものとする。

ただし、建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率に含む。

（ロ）仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬に要する費用。

ただし、敷鉄板については敷鉄板設置・撤去で積上げ計上した敷鉄板を対象とする。

（ハ）重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用。（運搬中の本体賃料・損料及び分解・組立時の本体賃料含む。）

ただし、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型２０～５０ｔ吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型２０～７０ｔ吊）は共通仮設費率に含まれる。

（ニ）上記イ及びロ（イ）から（ハ）における自動車航送船使用料に要する費用（運搬中の本体賃料・損料を含む。）

２）積算方法

積算は、**「土木工事積算基準　107-010　運搬費（共通仮設費）」**による。

３）建設機械等の運搬基地

運搬基地は、建設機械等の所在場所等を勘案して決定するものとする。

４）直接工事費に計上される運搬費

（イ）鋼桁、門扉等工場製作品の運搬

（ロ）支給品及び現場発生品の運搬

（３）準備費の積算

１）準備費として積算する内容は次項のとおりとする。

イ　準備及び後片付けに要する費用

（イ）着手時の準備費用

（ロ）施工期間中における準備、後片付け費用

（ハ）完成時の後片付け費用

ロ　調査・測量、丁張等に要する費用

（イ）工事着手前の基準測量等の費用

（ロ）縦、横断面図の照査等の費用

（ハ）用地幅杭等の仮移設等の費用

（ニ）丁張の設置等の費用

ハ　ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹等を除去する伐開・除根・除草と、それに伴う現場内の集積・積込及び、整地、段切り、すりつけ等に要する費用（樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない。）

（イ）除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用

なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込作業を含む。（伐採作業に伴う現場内の集積・積込作業は含まない。）

ニ　伐開、除根、除草等に伴い、発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及びその処理に要する費用

ホ　イからニに掲げるもののほか、着工時の除雪費等の工事施工上必要な準備等に要する費用

ヘ　準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、直接工事費に積上げ計上する。

２）積算方法

準備費として積算する内容で、共通仮設費率に含まれる項目は前記　１）のイ、ロ、ハとし、積上げ計上する項目は前記　１）のニ、ホに要する費用とする。

（４）事業損失防止施設費の積算

１）事業損失防止施設費として積算する内容は次項のとおりとする。

イ　工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費、及び当該仮施設の維持管理等に要する費用

ロ　事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用

２）積算方法

事業損失防止施設費の積算は、現場条件を適確に把握し、必要額を積上げるものとする。

（５）安全費の積算

１）安全費として積算する内容は次項のとおりとする。

イ　安全施設等に要する費用

ロ　安全管理等に要する費用

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用

２）積算方法

イ　安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる項目は次のとおりとする。

（イ）工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用

（ロ）不稼働日の保安要員等の費用

（ハ）標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安

全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料

（ニ）夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル工事、トンネル内舗装等工事）は除く。）

（ホ）河川、海岸工事における救命艇に要する費用

（ヘ）酸素欠乏症の予防に要する費用

（ト）粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する。）

（チ）長大トンネル等における防火安全対策に要する費用

（リ）安全用品等の費用（墜落制止用器具（フルハーネス型）を含む）

（ヌ）安全委員会等に要する費用

（ル）「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における設備的防護対策に要する費用

ロ　安全費として積算する内容で積上げ計上する項目は、次のとおりとする。

（イ）鉄道等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用

（ロ）バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等の現場環境改善に要する費用

（ハ）高圧作業の予防に要する費用

（ニ）河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用

（ホ）ダム工事における岩石掘削時に必要な発破監視のための費用

（ヘ）トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用

（ト）鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用

（チ）「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における切羽変位計測に要する費用（トンネル（ＮＡＴＭ）の計測Ａに要する費用については除く）

（リ）その他、現場条件等により積上げを要する費用

ハ　上記（ロ）の積算方法は別途定める。

３）トンネル工事における呼吸用保護具の積算

トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）の費用として、１工事当り次式により「呼吸用保護具等費用」を計上するものとする。

呼吸用保護具等費用 ＝ 1,660,000 ＋ 総労務費×0.5%（円）

なお、上記計算式は呼吸用保護具の規格がB 級(半面形面体)の場合に適用する。

上記以外の規格を適用する場合は別途考慮するものとする。

なお、総労務費とは、１工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費（鏡吹付施工労務費含む）合計額とする。

(注) B 級とは濡れ率の性能等級を示す。

（６）役務費の積算

１）役務費として積算する内容は次項のとおりとする。

イ　土地の借上げ等に要する費用

ロ　電力、用水等の基本料

ハ　電力設備用工事負担金

電力設備用工事負担金とは、臨時電力（１年未満の契約の契約期間の場合に適用）の臨時工事費及び高圧電力甲等（１年以上の契約期間で１年間までは負荷を軽減しない場合に適用）の、工事費負担金を総称するものである。

２）積算方法

イ　役務費の積算は、現場条件を適確に把握して、必要額を積上げ計上する。

（７）技術管理費の積算

１）技術管理費として積算する内容は次項のとおりとする。

イ　品質管理のための試験等に要する費用

ロ　出来形管理のための測量等に要する費用

ハ　工程管理のための資料の作成等に要する費用

ニ　イからハに掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用

２）積算方法

イ　技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる項目は次のとおりとする。

（イ）品質管理基準に含まれる試験に要する費用

（ロ）出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用

（ハ）工程管理のための資料の作成等に要する費用

（ニ）完成図の作成及び電子納品等に要する費用

（ホ）建設材料の品質記録保存に要する費用

（ヘ）コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用

（ト）コンクリートの単位水量測定、コンクリートのひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用

（チ）非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定に要する費用

（リ）微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定に要する費用

（ヌ）ＰＣ上部工、アンカー工等の緊張管理（例：グラウンドアンカー工における多サイクル確認試験、１サイクル確認試験）、グラウト配合試験等に要する費用

（ル）トンネル工（ＮＡＴＭ）の計測Ａに要する費用

（ヲ）塗装膜厚施工管理に要する費用

（ワ）溶接工の品質管理のための試験等に要する費用（現場溶接部の検査費用を含む）

（カ）施工管理で使用するＯＡ機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む）

（ヨ）品質証明に係る費用（品質証明費）

（タ）建設発生土情報交換システム及び副産物情報交換システムの操作に要する費用

ロ　技術管理費として積算する内容で積上げ計上する項目は、次のとおりとする。

（イ）特別な品質管理等に要する費用。

・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験

・地 質 調 査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験

（ロ）現場条件等により積上げ計上する項目は次のとおりとする。

・軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・取りまとめに要する費用

・試験盛土等の工事に要する費用、トンネル（ＮＡＴＭ）の計測Ｂに要する費用

・下水道工事において目視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用

・施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的とした特別な機器（鉄筋探査等）を用いた調査に

要する費用

・防護柵の出来形管理のための非破壊試験に要する費用

（ハ）施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用

・調査に要する費用とし、その費用については、間接工事費、一般管理費等の対象とする。

（ニ）ＩＣＴ建設機械に要する以下の費用

・積算は、「土木工事積算基準107-060技術管理費」による。

・システム初期費

（１工事当り使用機種毎に一式計上を原則とする。施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上するのではなく、1工事当り使用機種毎に一式計上とする。）

・３次元起工測量、３次元設計データの作成費用：３次元起工測量、３次元設計データの作成費用が必要な場合、間接費を含む受注者見積り（間接費を含む）を協議のうえ計上する。

（ホ）その他前記（イ）、（ロ）、（ハ）、（ニ）に含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

（８）営繕費の積算

１）営繕費として積算する内容は次項のとおりとする。

イ　現場事務所、試験室等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用

ロ　労働者宿舎の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用

ハ　倉庫及び材料保管場の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用

ニ　労働者の輸送に要する費用

ホ　上記イ、ロ、ハに係る土地・建物の借上げに要する費用

ヘ　監督員詰所、火薬庫の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用

ト　イ～ヘに掲げるもののほか工事施工上必要な営繕等に要する費用

２）積算方法

イ　営繕費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる項目は、上記　１）のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トのうち、以下の項目とする。

・コンクリートダム・フィルダム工事では、監督員詰所及び火薬庫等の設置・撤去、維持・補修に要する費用を含む。

ロ　営繕費として積算する内容で積上げ計上する部分は、次のとおりとする。

（イ）監督員詰所及び火薬庫等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用

監督員詰所及び火薬庫等の設置は、工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して土地の借上げ費用等を含めた必要な経費を積上げるものとする。積算方法は、「土木工事積算基準107-070-01監督員詰所及び火薬庫等の営繕に要する費用」による。

（ロ）現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化等に要する費用は、６．土木請負工事における現場環境改善費の積算による。

（ハ）その他、現場条件等により積上げを要する費用

３)除雪工事（業務）で営繕費の補正を行う場合の共通仮設費率の補正

イ　除雪工事（業務）で現場事務所、労働者宿舎、倉庫を貸与する場合の共通仮設率の補正について積算基準において、共通仮設費率に含まれる営繕費の項目は、上記のとおりであるが、除雪工事

（業務）においては、現場事務所、労働者宿舎、倉庫を貸与する場合がある。そのため、共通仮設費率に対して現場事務所、労働者宿舎、倉庫の設置・撤去・維持・補修の割引補正を行う必要がある。

ロ　除雪工事（業務）での現場事務所、労働者宿舎、倉庫を貸与する場合の共通仮設費の算定方法

（イ）施工地域を考慮した補正係数を適用する場合

共通仮設費（率分）＝対象額（Ｐ）
×（除雪工事（業務）補正共通仮設費率＋施工地域補正後の共通仮設費率－共通仮設費率）

対象額（Ｐ）：直接工事費＋（支給品費＋無償貸付機械等評価額）＋事業損失防止施設費＋準備費に含まれる処分費

除雪工事補正共通仮設費率（％）：共通仮設費率（Ｋｒ）×除雪工事補正係数（Ｓｒ）

除雪工事補正係数（Ｓｒ）：現場事務所等を貸与する場合の割引補正係数

施工地域補正後の共通仮設費率（％）：共通仮設費率（Ｋｒ）×施工地域補正係数

施工地域補正係数：（**３－２－１共通仮設費**（１）２）ロ　共通仮設費率の補正）による。

市街地補正係数の適用については、**「表３　共通仮設費率の補正（施工地域による補正係数）」**を参照のこと。

なお、除雪工事補正共通仮設費率及び施工地域補正後の共通仮設費率の値は、小数第３位を四捨五入して第２位とする。

表１　　除雪工事補正係数（Ｓｒ）

区　　分	補正係数
宿舎のみ使用の場合	0.95
事務所のみ使用の場合	〃
倉庫のみ使用の場合	〃
宿舎と事務所を使用の場合	0.90
宿舎と倉庫を使用の場合	〃
事務所と倉庫を使用の場合	〃
宿舎、事務所、倉庫を使用の場合	0.85

（９）現場環境改善費の積算

１）現場環境改善費として積算する内容は、次のとおりとする。

イ　現場環境改善費率によって計上される費用

ロ　費用が巨額となる積上げ計上される費用

２）積算方法は、６.土木請負工事における現場環境改善費の積算による。

３－２－２　現場管理費

現場管理費は、工事施工に当たって工事を監理するために必要な共通仮設費以外の経費とし、現場管理費を構成する各費目については積上げ計上するか、又は、現場管理費率を用いて積算するものとする。

（１）現場管理費の項目及び内容は次項のとおりとする。

イ　労務管理費

現場労働者に係る次の費用とする。

（イ）募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）

（ロ）慰安、娯楽及び厚生に要する費用

（ハ）直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用

（ニ）賃金以外の食事、通勤等に要する費用

（ホ）労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用

ロ　安全訓練等に要する費用

現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用

ハ　租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課

ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

ニ　保険料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料

ホ　従業員給料手当

現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与

ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

ヘ　退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

ト　法定福利費

現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

チ　福利厚生費

現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

リ　事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

ヌ　通信交通費

通信費、交通費及び旅費

ル　交際費

現場への来客等の応対に要する費用

ヲ　補償費

工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通等による事業損失に係る補償費

ただし、臨時にして巨額なものは除く

ワ　外注経費

工事を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費

カ　工事登録等に要する費用。

工事実績の登録等に要する費用

ヨ　動力・用水光熱費

現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫及び材料保管庫で使用する電力、用水、ガス等の費用（基本料金を含む。）

タ　公共事業労務費調査に要する費用

レ　雑費

イからタまでに属さない諸費用

（２）現場管理費の積算方法

イ　現場管理費は**「表４－１、４－２、４－３、４－４　工種別現場管理費率標準値表」**の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。

ロ　２種類以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分の現場管理費率を適用する。また、工種区分は、工事名にとらわれることなく工種内容によって適切に選定する。

ハ　工種区分の設計変更での取扱いは、**「設計図書等作成要領（請負工事編）４－４積算上の留意点」**による。

（３）現場管理費率の補正

イ　現場管理費率は、**「表５　現場管理費率の補正方法」**により補正する。

ロ　施工時期、工事期間等による補正は次のとおりとする。

（イ）施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正については、**「表４－１、４－２、４－３、４－４　工種別現場管理費率標準値表」**の値に１．８％の範囲内で補正する。

（ロ）補正は、**「表６　現場管理費率の補正（施工時期、工事期間等による補正率）」**による。

（ハ）施工時期、工事期間の設計変更での取扱いは、**「設計図書等作成要領（請負工事編）４－４積算上の留意点」**による。

ハ　施工地域による補正は次のとおりとする。

（イ）施工地域を考慮して現場管理費率を補正する場合は、**「表７　現場管理費率の補正（施工地域による補正係数）」**による。

ニ　設計変更による取扱いは次のとおりとする。

（イ）現場管理費の設計変更での取扱いは、**「設計図書等作成要領（請負工事編）４－４積算上の留意点」**による。

ホ　緊急工事の補正は次のとおりとする。

緊急工事は２．０％の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で下記に掲げる緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。

（イ）河川、砂防施設、地すべり防止施設の災害への対応

①破堤して人命、財産、用水の確保等に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合

②災害箇所において再度の高潮、出水等により堤防、その他の施設が増破して人命、財産、用水の確保等に重大な影響を及ぼすおそれがある場合

（ロ）道路災害への対応

①道路の埋没又は欠壊、橋梁の流出等により、当該道路による交通が不可能となり、又は著しく困難である場合

②被災箇所を放置することによって、さらに相当な被害を生じるおそれがある場合

（４）支給品の取扱い

資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。

３－３　一般管理費等

一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなり、一般管理費等率を用いて積算する。

（１）一般管理費の項目及び内容は次項のとおりとする。

イ　役員報酬

取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与（損金算入分）

ロ　従業員給料手当

本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与

ハ　退職金

退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金

ニ　法定福利費

本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額

ホ　福利厚生費

本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用

ヘ　修繕維持費

建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等

ト　事務用品費

事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費

チ　通信交通費

通信費、交通費及び旅費

リ　動力、用水光熱費

電力、水道、ガス等の費用

ヌ　調査研究費

技術研究、開発等の費用

ル　広告宣伝費

広告、公告、宣伝に要する費用

ヲ　交際費

本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用

ワ　寄付金

カ　地代家賃

事務所、寮、社宅等の借地借家料

ヨ　減価償却費

建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額

タ　試験研究費償却

新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額

レ　開発費償却

新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額

ソ　租税公課

不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課

ツ　保険料

火災保険及びその他の損害保険料

ネ　契約保証費

契約の保証に必要な費用

（当該費用については、**「表１０　契約保証に係る一般管理費率の補正」**によるものとする）

ナ　雑費

電算等経費、社内打ち合わせ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用

（２）付加利益の項目

イ　法人税、都道府県民税、市町村民税等

ロ　株主配当金

ハ　役員賞与金（損金算入分を除く）

ニ　内部留保金

ホ　支払利息及び割引料・支払保証料その他の営業外費用

（３）一般管理費等の積算方法

一般管理費等は、（１）及び（２）の額の合計額とし、**「表８　一般管理費等率表（前払金支出割合が３５％を超え４０％以下の場合）」**の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

（４）一般管理費等率の補正

イ　前払金支出割合の相違による補正

前払金支出割合が３５％以下の場合の一般管理費等率は、**「表９　一般管理費等率表（前払金支出割合の相違による一般管理費等率の補正）」**の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を（３）で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。

ロ　契約保証に係る補正

（４）イまでの補正を行なった一般管理費等率に、**「表１０　契約保証に係る一般管理費率の補正」**の保証方法による補正値を加算する。

契約保証費の設計変更での取扱いは、**「設計図書等作成要領（請負工事編）」**による。

ハ　支給品等の取扱い

資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。

３－４　消費税等相当額

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

表　１－１　　工種区分表

工種区分	工　種　内　容
河　川　工　事	河川工事にあって、次に掲げる工事 １．築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固め工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間※注)の河川工事については「海岸工事」とする。
河川・道路構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあって、次に掲げる工事 １．樋門（管）工、水（閘）門工、サイフォン工、床止（固）め工、堰、揚排水機場、ロックシェッド（ＲＣ構造）、スノーシェッド（ＲＣ構造）、防音（吸音・遮音）壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮桟橋、ＰＣ橋（プレキャストセグメントを除く工場製作桁の場合）等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間※注)における樋門（管）工、水（閘）門工については「海岸工事」とする。 ２．橋梁下部工（ＲＣ構造）、床版工（ＲＣ構造及びプレキャストＰＣ構造） ３．ゴム伸縮継手、落橋防止工（ＲＣ構造）、コンクリート橋の支承、高欄設置工（コンクリート、石材等）、旧橋撤去工（コンクリート橋上下部）、トンネル内装工（新設トンネル） ４．１、２及び３に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く。
海　岸　工　事	海岸工事にあって、次に掲げる工事 １．堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固め工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水（閘）門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間※注)の河川工事にあって、次に掲げる工事 ２．築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事
道路改良工事	道路改良工事にあって、次に掲げる工事 １．土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事

※注）　「河川高潮対策区間」とは、「河川管理施設構造令（昭和５１年政令第１９９号）」により、河川管理者が定める計画高潮位が計画高水位より高い区間である。

表　１－２　　工種区分表

工種区分		工　種　内　容
鋼橋架設工事		鋼橋の運搬架設に関する工事にあって、次に掲げる工事 １．鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、 高欄設置工（鋼製、アルミ等）、スノーシェッド（鋼構造）、 ロックシェッド（鋼構造）、 道路付属物を除く鋼構造物塗替工（水門、樋門、樋管、排水機場等）、 床版工（ＲＣ構造及びプレキャストＰＣ構造を除く）、橋梁下部工（鋼製） ２．簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 ３．鋼橋撤去工（鋼橋に伴う床版撤去含む） ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。
ＰＣ橋工事		ＰＣ橋に関する工事にあって、次に掲げる工事 １．工事現場におけるＰＣ桁の製作（工場製作桁は除く。）架設及び製作架設に関する工事 ２．プレキャストセグメント構造のＰＣ橋工事
橋梁保全工事		橋梁（上部工、下部工）に関する全ての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事（塗装、舗装打換え等は除く）
舗装工事		舗装の新設、修繕工事にあって、次に掲げる工事 １．コンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、 アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、 コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工、 橋面防水工及びこれらに類する工事 ただし、小規模な工事（パッチング等）で施工箇所が点在する工事は除く。
共同溝等工事	（１）	共同溝及び地下立体交差工事（地下駐車場、地下横断歩道等）にあって、次に掲げる工事 １．施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事
	（２）	共同溝及び地下立体交差工事（地下駐車場、地下横断歩道等）にあって、次に掲る工事 １．施工方法が開削工法による工事

表　１－３　　工種区分表

工種区分	工　種　内　容
トンネル工事	トンネルに関する工事にあって、次に掲げる工事 １．トンネル工事 ２．施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等を除く
砂防・地すべり等工事	砂防・地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあって、次に掲げる工事 １．砂防えん堤工、渓流保全工（流路工）、山腹工、抑制工、抑止工、床固め工、落石雪崩防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事
道路維持工事	道路にあって、次に掲げる工事等 １．管理を目的とした維持的工事 ２．道路附属物塗装工、防雪柵設置撤去工※１、トンネル漏水防止工、トンネル内装工（供用トンネル）、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修※２に関する工事 ３．道路標識※１、道路情報施設、電気通信設備、防護柵※１、樹木等及び区画線等の設置 ４．除草、除雪、清掃、及び植栽等の緑地管理に関する作業 ５．１、２、３及び４に類する工事 ※１：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※２：法面工の補修については局部的な場合に適用
河川維持工事	河川維持工事（河川高潮対策区間※注)の工事を含む）にあって、次に掲げる工事 １．管理を目的とした維持的工事 ２．堤防天端、法面等の補修工事 ３．標識、境界杭、防護柵及び駒止等の設置 ４．道路における電気通信設備以外の当該設備工事 ５．河川の伐開除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 ６．１、２、３、４及び５に類する工事

※注）　「河川高潮対策区間」とは、「河川管理施設構造令（昭和５１年政令第１９９号）」により、河川管理者が定める計画高潮位が計画高水位より高い区間である。

表　１－４　　工種区分表

工種区分		工　種　内　容
下水道工事	（1）	下水道に関する工事にあって、次に掲げる工事 １．施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事
	（2）	下水道に関する工事にあって、次に掲げる工事 １．施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事
	（3）	下水道に関する工事にあって、次に掲げる工事 １．ポンプ場工事、処理場工事及びこれに類する工事
	（4）	下水道に関する工事にあって、次に掲げる工事 １．下水道の更生工法工事
公園工事		公園及び緑地の造成整備に関する工事にあって、次に掲げる工事 １．敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事
コンクリートダム工事		コンクリートダム本体を主体とする工事
フィルダム工事		フィルタイプでダム本体を主体とする工事
電線共同溝工事		電線共同溝に関する工事

表　２－１　　工種別共通仮設費率表

対象額 ＼ 適用区分 ＼ 工種区分	６００万円以下	６００万円を超え１０億円以下		１０億円を超えるもの
	下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は次による。		下記の率とする
		A	b	
河川工事	１２.５３	２３８.６	－０.１８８８	４.７７
河川・道路構造物工事	２０.７７	１２２８.３	－０.２６１４	５.４５
海岸工事	１３.０８	４０７.９	－０.２２０４	４.２４
道路改良工事	１２.７８	５７.０	－０.０９５８	７.８３
鋼橋架設工事	３８.３６	１０６６８.４	－０.３６０６	６.０６
ＰＣ橋工事	２７.０４	１６３６.８	－０.２６２９	７.０５
舗装工事	１７.０９	４３５.１	－０.２０７４	５.９２
砂防・地すべり等工事	１５.１９	６２４.５	－０.２３８１	４.４９
公園工事	１０.８０	４８.０	－０.０９５６	６.６２
電線共同溝工事	９.９６	４０.０	－０.０８９１	６.３１
下水道（４）工事	１０.２４	３３０.０	－０.２２２５	３.２８

表　２－２　　工種別共通仮設費率表

対象額 ＼ 適用区分 ＼ 工種区分	６００万円以下	６００万円を超え３億円以下		３億円を超えるもの
	下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は次による。		下記の率とする
		A	b	
橋梁保全工事	２７.３２	７０５０.２	－０.３５５８	６.７９

表　２－３　　工種別共通仮設費率表

対象額 ＼ 適用区分 ＼ 工種区分	２００万円以下	２００万円を超え１億円以下		１億円を超えるもの
	下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は次による。		下記の率とする
		A	b	
道路維持工事	２３.９４	４,１１８.１	－０.３５４８	５.９７
河川維持工事	９.０５	２６.８	－０.０７４８	６.７６

表　２－４　　工種別共通仮設費率表

対象額 ＼ 適用区分 ＼ 工種区分		１，０００万円以下	１，０００万円を超え２０億円以下		２０億円を超えるもの
		下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は次による。		下記の率とする
			A	b	
共同溝等工事	（1）	８．８６	６８．３	－０．１２６７	４．５３
	（2）	１３．７９	９２．５	－０．１１８１	７．３７
トンネル工事		２８．７１	４１６４．９	－０．３０８８	５．５９
下水道工事	（1）	１２．８５	４２２．４	－０．２１６７	４．０８
	（2）	１３．３２	４８５．４	－０．２２３１	４．０８
	（3）	７．６４	１３．５	－０．０３５３	６．３４

表　２－５　　工種別共通仮設費率表

対象額 ＼ 適用区分 ＼ 工種区分	３億円以下	３億円を超え５０億円以下		５０億円を超えるもの
	下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は次による。		下記の率とする
		A	b	
コンクリートダム	１３．７７	３０６４．８	－０．２７６９	６．３２
フィルダム	７．５７	４３．７	－０．０８９８	５．８８

算　定　式

$Kr = A \cdot P^{b}$

ただし　Kr：共通仮設費率（%）

P：対象額（円）

A・b：変数値

（注）Kr の値は、小数第３位を四捨五入して第２位とする。

工種区分は、**「表１－１、１－２、１－３、１－４　工種区分表」**による。

表　３　　共通仮設費率の補正（施工地域による補正係数）

施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

イ）下表の適用条件に該当する場合、「表　２－１、２－２、２－３、２－４　工種別共通仮設費率表」の値に補正係数を乗じるものとする。

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
大都市（２）	鋼橋架設工事	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合	１．５	1
	舗装工事			
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
	下水道工事(1)(2)(4)			
市街地（DID補正）（１）－１	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合	１．４	2
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り（１）－１	電線共同溝工事	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台／日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。		
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り（２）－１	電線共同溝工事	一般交通影響有り（１）以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）		
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地（DID補正）（１）－２	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合	１．３	3
一般交通影響有り（１）－２	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台／日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	１．３	4
一般交通影響有り（２）－２	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	一般交通影響有り（１）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	１．２	5

市街地（DID補正）（１）－３	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	市街地部が施工箇所に含まれる場合	１．２	6
山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（山間僻地の判定基準による）	１．３	7
上記以外の地域	全ての工種	適用優先１～７以外の地域 （地方部　施工箇所が一般交通等の影響を受けない場合）	補正無し	8

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

１）市街地とは、施工地域が人口集中地区（ＤＩＤ地区）及びこれに準ずる地区をいう。
なお、ＤＩＤ地区とは、総務省統計局国勢調査による地区別人口密度が４，０００人／ｋm2以上で、その全体が５，０００人以上となっている地域をいう。

２）適用条件の複数に該当する場合は、適用優先により決定するものとする。

ロ）共通仮設費（率分）の計算

共通仮設費（率分）＝対象額（Ｐ）×共通仮設費率（Kr）×施工地域を考慮した補正係数

なお、共通仮設費率（Kr）の端数処理後に補正係数を乗じて、小数点第３位を四捨五入して第２位とする。

２） その他

イ）　災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、施工地域を考慮した補正のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

ロ）　設計変更時における共通仮設費率の補正については，工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正値に増減が生じた場合，あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

表　４－１　　工種別現場管理費率標準値表

純工事費	７００万円以下	７００万円を超え１０億円以下		１０億円を超えるもの
適用区分	下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は次による。		下記の率とする
工種区分		A	b	
河川工事	４４．０５	１，１１８．２	－０．２０５２	１５．９１
河川・道路構造物工事	４３．１１	４０２．３	－０．１４１７	２１．３４
海岸工事	２８．１１	１００．３	－０．０８０７	１８．８４
道路改良工事	３４．０９	７６．４	－０．０５１２	２６．４４
鋼橋架設工事	４８．８６	２６５．１	－０．１０７３	２８．６９
ＰＣ橋工事	３１．０６	１１１．０	－０．０８０８	２０．８０
舗装工事	４０．８３	５９８．０	－０．１７０３	１７．５４
砂防・地すべり等工事	４６．２７	１，２２９．５	－０．２０８１	１６．４８
公園工事	４３．０９	３４７．３	－０．１３２４	２２．３４
電線共同溝工事	６１．１９	２，１３２．５	－０．２２５３	２０．０１
下水道（４）工事	３５．５６	１７８．６	－０．１０２４	２１．３９

（注）基礎地盤から堤頂までの高さが２０ｍ以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に２％加算する。

表　４－２　　工種別現場管理費率標準値表

純工事費	７００万円以下	７００万円を超え３億円以下		３億円を超えるもの
適用区分	下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は次による。		下記の率とする
工種区分		A	b	
橋梁保全工事	６５．８８	１，４６５．２	－０．１９６８	３１．４５

表　４－３　　工種別現場管理費率標準値表

純工事費	２００万円以下	２００万円を超え１億円以下		１億円を超えるもの
適用区分	下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は次による。		下記の率とする
工種区分		A	b	
道路維持工事	６０．３３	６１３．０	－０．１５９８	３２．２９
河川維持工事	４２．３５	１６７．１	－０．０９４６	２９．２５

表　４－４　　工種別現場管理費率標準値表

純工事費		１，０００万円以下	１，０００万円を超え２０億円以下		２０億円を超えるもの
適用区分 / 工種区分		下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は次による。		下記の率とする
			A	b	
共同溝等工事	（1）	５０．５７	３５１．０	－０．１２０２	２６．７５
	（2）	３８．７８	１０３．５	－０．０６０９	２８．０９
トンネル工事		４５．５６	１８９．４	－０．０８８４	２８．５２
下水道工事	（1）	３４．９９	４９．０	－０．０２０９	３１．３２
	（2）	３８．２１	２０２．３	－０．１０３４	２２．０９
	（3）	３２．７２	４６．８	－０．０２２２	２９．０９

表　４－５　　工種別現場管理費率標準値表

純工事費	３億円以下	３億円を超え５０億円以下		５０億円を超えるもの
適用区分 / 工種区分	下記の率とする	下記の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は次による。		下記の率とする
		A	b	
コンクリートダム	３１．１９	３５．０	－０．００５９	３０．６８
フィルダム	３４．５９	１５４．９	－０．０７６８	２７．８７

算　定　式

$Jo = A \cdot Np^{b}$

ただし　Ｊｏ：現場管理費率（%）

Ｎｐ：純工事費（円）

Ａ・ｂ：変数値

（注）Ｊｏの値は、小数点第３位を四捨五入して第２位とする。

工種区分は、**「表１－１、１－２、１－３、１－４　工種区分表」**による。

表　５　　現場管理費率の補正方法

現場管理費の補正方法は、次の式による。

施工時期、工事期間、施工地域を考慮した補正

現場管理費率＝｛（A）×（C）｝＋（B）

施工時期、工事期間、施工地域、緊急工事を考慮した補正

現場管理費率＝｛（A）×（C）｝＋（B）＋（D）

（A）：　現　場　管　理　費　率　標　準　値

《表　４－１～　４－４　（工種別現場管理費率標準値表）》

（B）：　施工時期・工事期間による補正率（１．８％以内）

《表　６　現場管理費率の補正（施工時期、工事期間等による補正率）》

（C）：　施工地域による補正係数

《表　７　現場管理費率の補正（施工地域による補正係数）》

（D）：　緊急工事による補正率　　**２．０％**

表　６　　現場管理費率の補正（施工時期、工事期間等による補正率）

現場管理費率は、施工時期、工事期間等を考慮して、**「表　４－１、４－２、４－３、４－４　工種別現場管理費率標準表」**の値に１．８％の範囲内で適切に補正することができる。

施工時期が冬期となる場合

冬期対象期間を１１月１日から３月３１日までとし、この期間にまたがる工期にあっては、下記により補正する。

ただし、工場製作工事、冬期条件下で施工することが前提となっている除排雪工事等、及びコンクリートダム、フィルダムの現場管理費率を適用する工事には適用しない。

補正率（％）＝　補正係数（積雪寒冷地域）×　冬期率

$$\text{冬期率} = \frac{\text{冬期対象期間（日数）}}{\text{工期（日数）}}$$

（注）１．冬期率は小数第３位を四捨五入して第２位とする。

２．補正率は小数第３位を四捨五入して第２位とする。

３．施工地域が２つ以上となる場合には、補正係数（積雪寒冷地域）の大きい方を適用する。

ただし、工期については、実際に工事を施工するために要する期間で準備期間と後片付期間を含めた実工事期間とする。

表　６－１　　補正係数（積雪寒冷地域）

	補正係数＝１．８（１級地）	補正係数＝１．６（２級地）	補正係数＝１．４（３級地）
札幌建管 管　　内	夕張市、赤平市、歌志内市、 深川市、上砂川町、妹背牛町、 秩父別町、北竜町、沼田町	芦別市、滝川市、砂川市、 札幌市、江別市、千歳市、 恵庭市、北広島市、石狩市、 岩見沢市、美唄市、三笠市、 奈井江町、浦臼町、 新十津川町、南幌町、由仁町、 長沼町、栗山町、月形町、 当別町、新篠津村、雨竜町	
小樽建管 管　　内	倶知安町、赤井川村、京極町	小樽市、ニセコ町、真狩村、 共和町、島牧村、 寿都町、黒松内町、蘭越町、岩内町、泊村、積丹町、 古平町、仁木町、余市町、 神恵内村、喜茂別町、留寿都村	
函館建管 管　　内		福島町、八雲町、長万部町、 せたな町、今金町、 松前町、知内町	函館市、北斗市、 木古内町、七飯町、 森町、鹿部町、厚沢部町、 江差町、上ノ国町、乙部町、 奥尻町
室蘭建管 管　　内		豊浦町、洞爺湖町、 壮瞥町、むかわ町、 日高町、 安平町、厚真町、平取町	苫小牧市、室蘭市、登別市、 新ひだか町、浦河町、えりも町 伊達市、白老町、新冠町、 様似町
旭川建管 管　　内	旭川市、士別市、名寄市、 富良野市、鷹栖町、東神楽町、 当麻町、比布町、愛別町、 上川町、東川町、美瑛町、 上富良野町、中富良野町、 南富良野町、占冠村、和寒町、 剣淵町、下川町、美深町、 音威子府村、中川町、幌加内町		

（注）市町村名は、平成２８年６月（１７９市町村）の市町村名で記載している。
なお、地域については「国家公務員の寒冷地手当に関する法律」による。

	補正係数＝１．８（１級地）	補正係数＝１．６（２級地）	補正係数＝１．４（３級地）
留萌建管管内		留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町	
稚内建管管内	中頓別町	稚内市、枝幸町、礼文町、利尻町、利尻富士町、猿払村、豊富町、浜頓別町、幌延町	
網走建管管内	北見市、大空町、美幌町、津別町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、西興部村	網走市、紋別市、斜里町、雄武町、清里町、小清水町、興部町	
帯広建管管内	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町	新得町、広尾町、清水町、浦幌町	
釧路建管管内	標茶町、弟子屈町、鶴居村、	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、白糠町、標津町、羅臼町、別海町、中標津町	根室市

（注）市町村名は、平成２８年６月（１７９市町村）の市町村名で記載している。
なお、地域については「国家公務員の寒冷地手当に関する法律」による。

表　7　　現場管理費率の補正（施工地域区分による補正係数）

施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算
イ）下表の適用条件に該当する場合、**「表　４－１、４－２、４－３、４－４　工種別現場管理費率標準値表」**の値に補正係数を乗じるものとする。

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
大都市（２）	鋼橋架設工事 舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事 下水道工事(1)(2)(4)	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合	１．２	1
市街地（DID補正）（１）－１	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合	１．２	2
一般交通影響有り（１）－１	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台／日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。		
一般交通影響有り（２）－１	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	一般交通影響有り（１）以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）		
市街地（DID補正）（１）－２	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合	１．１	3
一般交通影響有り（１）－２	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台／日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	１．１	4
一般交通影響有り（２）－２	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	一般交通影響有り（１）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	１．１	5
市街地（DID補正）（１）－３	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	市街地部が施工箇所に含まれる場合	１．１	6
山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（山間僻地の判定基準による）	１．０	7

上記以外の地域	全ての工種	適用優先１～７以外の地域 （地方部　施工箇所が一般交通等の影響を受けない場合）	補正無し	8

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

１）市街地とは、施工地域が人口集中地区（ＤＩＤ地区）及びこれに準ずる地区をいう。
なお、ＤＩＤ地区とは、総務省統計局国勢調査による地区別人口密度が４，０００人／ｋm2以上で、その全体が５，０００人以上となっている地域をいう。

２）適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

ロ）現場管理費（率分）の計算
現場管理費（率分）＝対象額（Np）×｛（現場管理費率（Ｊo）×補正係数）＋補正値｝
なお、Ｊoの端数処理後に補正係数を乗じて、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。
※対象額（Np）＝純工事費＋支給品費＋無償貸付機械等評価額

２）　その他

イ）災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、施工時期・工事期間及び施工地域を考慮した補正のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

ロ）設計変更時における現場管理費率の補正については，工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正値に増減が生じた場合，あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

表　８　一般管理費等率表　（前払金支出割合が３５％を超え４０％以下の場合）

工　事　原　価	５００万円以下	５００万円を超え３０億円以下	３０億円を超えるもの
一般管理費等率	２３．５７％	算定式により算出された率	９．７４％

算　定　式

Ｇp ＝－４．９７８０２×ＬＯＧ（Cp）＋５６．９２１０１（％）

ただし　Ｇp ：一般管理費等率（％）

Ｃp ：工事原価（円）

（注）Ｇp の値は、小数第３位を四捨五入して第２位とする。

表　９　一般管理費等率表　（前払金支出割合の相違による一般管理費等率の補正）

前払金支出割合区分	０％から５％以下	５％を超え １５％以下	１５％を超え ２５％以下	２５％を超え ３５％以下
補正係数	１．０５	１．０４	１．０３	１．０１

（注）表８で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数第３位を四捨五入して第２位とする。

ただし、前払金支出割合による一般管理費等率の補正をしたことにより、工事費（消費税を含む）が２５０万円を超える場合は、前払金支出割合による一般管理費等率の補正は行わないこととする。

表　１０　契約保証に係る一般管理費等率の補正

保　証　の　方　法	補正値（%）
ケースー１：発注者が金銭的保証を必要とする場合	０．０４
ケースー２：発注者が役務的保証を必要とする場合	０．０９
ケースー３：ケース１及び２以外の場合	補正しない

（注）ケースー３の具体例は以下のとおり。

① 随意契約（請負工事費（予定価格）が４００万円以下）の建設工事

② 共同企業体のみにより競争入札または随意契約を行う工事

③ 共同企業体と単体が混合する競争入札を行う工事

④ 公社、公団等と随意契約を行う工事

契約保証に係る一般管理費率の補正

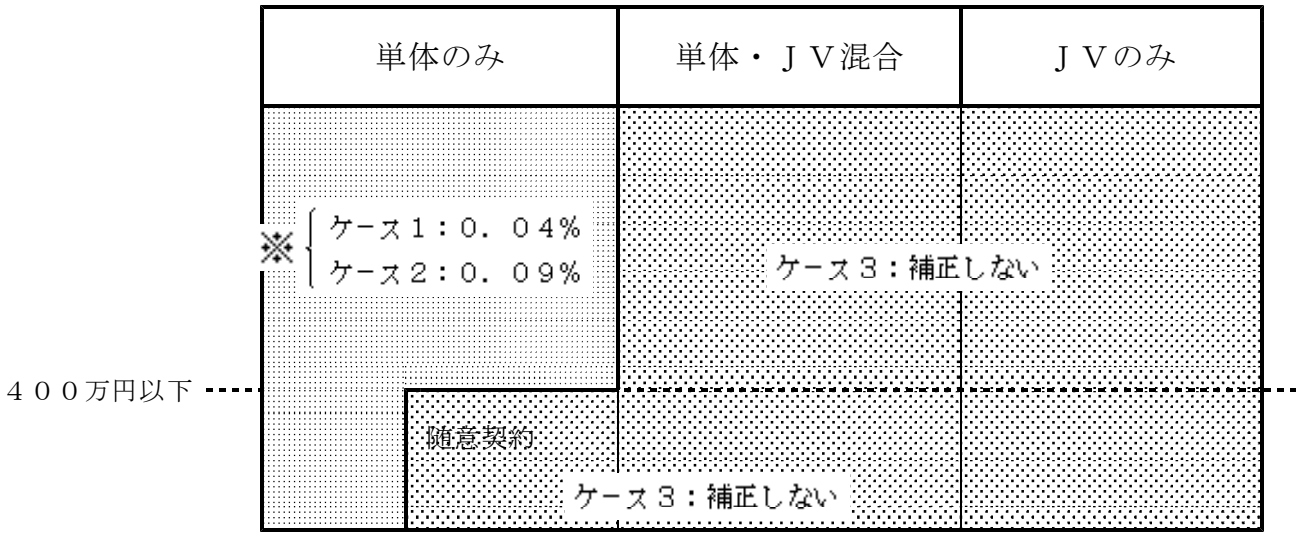

※・ケース１：通常は金銭的保証

・ケース２：社会的に完成の時期に制約を受け、かつ、再発注では工期的に余裕がない特殊な工事においては役務的保証（例：オリンピック、サミット等）

・公社、公団等と随意契約を行う場合においてもケース３とする

２．積算基準の適用について

Ⅰ 積算基準書の取扱い

１　建設部制定積算基準書（建設管理課所管分）の取扱い

次の積算基準書は、事業所管省庁制定の基準に沿って分類して制定しており、建設部及び建設管理部が発注する請負工事及び委託業務の発注にあたっては、これにより積算すること。

また、建設部制定積算基準書で他の基準書等を適用すると記載されているものについては、それによること。

なお、他の基準書等とは次項**「２－１　事業所管省庁制定の積算基準」**で示す図書であり、積算基準書等と同年度4月版とする。

（１）土木(道路、街路、河川、砂防、海岸(建設)、下水道及び公園緑地)関係事業

ア　土木工事積算要領

イ　土木工事積算基準

ウ　土木工事積算基準(電気通信・機械設備編)

エ　土木事業委託積算基準

オ　土木工事積算基準(下水道編)

（２）漁港(漁港、海岸(漁港))関係事業

ア　漁港関係工事積算基準

２　他官庁制定積算基準書の取扱い

２－１　事業所管省庁制定の積算基準

次の積算基準書は、各所管省庁が事業毎に制定したものであることから、適用範囲に十分留意のうえ準用すること（建設部制定積算基準書で他の基準書等を適用すると記載されているものを除く）。

（１）土木(道路、街路、河川、砂防、海岸(建設)、下水道及び公園緑地)関係事業

ア　土木工事標準歩掛・・・・・・・・・・・・・・(国土交通省)

イ　土木工事標準歩掛参考資料・・・・・・・・・・(国土交通省)

ウ　土木工事標準積算基準書・・・・・・・・・・・(国土交通省)

エ　新技術暫定歩掛・・・・・・・・・・・・・・・(国土交通省)

オ　下水道用設計標準歩掛表・・・・・・・・・・・(国土交通省)

カ　土木工事積算基準 参考資料 ・・・・・・・・・(北海道開発局)

キ　土木工事積算基準書 参考資料(道路部門) ・・(北海道開発局)

ク　土木工事積算基準書 参考資料(河川部門) ・・(北海道開発局)

ケ　災害復旧工事の設計要領・・・・・・・・・・・((社)全国防災協会)

コ　設計業務等標準積算基準書・・・・・・・・・・(国土交通省)

サ　設計業務等標準積算基準書 参考資料 ・・・・(国土交通省)

シ　橋梁架設工事の積算・・・・・・・・・・・・・((一社)日本建設機械施工協会)

ス　大口径岩盤削孔工法の積算・・・・・・・・・・((一社)日本建設機械施工協会)

セ　建設機械等損料表・・・・・・・・・・・・　　((一社)日本建設機械施工協会)

ソ　推進工事用機械器具等基礎価格表・・・・・・((一財)経済調査会)

タ　推進工事用機械器具等基礎価格表・・・・・・((一財)建設物価調査会)

チ　公園緑地工事標準歩掛・・・・・・・・・・・・(国土交通省)

ツ　電気通信施設設計業務積算基準・・・・・・・(国土交通省)

（２）漁港関係事業

ア　漁港漁場関係工事積算基準・・・・・・・・・・(水産庁)

イ　港湾請負工事積算基準・・・・・・・・・・・・(国土交通省)

ウ　港湾・漁港請負工事積算運用資料・・・・・・(北海道開発局)

エ　船舶および機械器具等の損料算定基準・・・・(国土交通省)

２－２　他省庁制定の積算基準

（１）事業毎の積算基準内で積算できない場合で、農政部、水産林務部など建設部以外が制定した積算基準や**前記１**で示した他事業の積算基準及び**前記２－１**で示した省庁制定の積算基準を準用する場合は、適用工種・範囲が適切であるか確認すること。

（２）上記（１）以外の他事業及び他所管省庁制定の積算基準を準用する場合は、適用工種・範囲が適切であるか確認し、**Ⅱ 別途策定歩掛の取扱い**によること。

Ⅱ 別途策定歩掛の取扱い

１　別途歩掛を策定する場合の取扱い

新技術等を活用する際に、建設部制定積算基準書及び所管省庁制定積算基準書が適用できない場合には、メーカー歩掛や見積書により新たに歩掛を策定する必要がある。

また、メーカー歩掛や見積書により歩掛策定した工種について、受注者から希望がある場合は、工事着手にあたり試験施工をあらかじめ行い、歩掛を検証すること。

なお、大幅にかい離した場合には、設計変更で対応すること。

２　建設部制定積算基準の考え方

（１）歩掛数量

労務費及び機械運転費の歩掛数量は、次の通り策定している。

① 班編制(使用機械含む)及び日当たり施工量から算出。

② 班編制(使用機械含む)を考慮せずに、それぞれの固有値として算定。

〇〇工　１m3当り施工歩掛

	①		②	
労　務　費	編成人員×100 / 日施工量	人	指定数値	人
機械運転費	台数×100 / 日施工量	日	指定数値	日又はｈ
諸　雑　費	指定数値	%	指定数値	
100m3当り計				
１㎥当り計				

（２）機械運転費

機械運転費の計上単位は、次の通り区分している。

① 時間単位・・・一般的な工事において、複数工種で使用される機械。

② 日単位・・・・当該工種で主体的に使用される機械。

また、単位当たり運転費に係る燃料費、労務費及び損料（賃料）の数量については、歩掛毎の調査結果に基づいて策定しているが、複数工種で使用される機械については、標準的な運転時間（T）と燃料消費率により算出している。

〇〇〇〇機　１ｈ当り運転歩掛

	①		②	
燃　　料	機関出力× 時間当たり燃料消費率	ℓ	指定数値	ℓ
運転労務	$\frac{1}{T}$	人	指定数値	人
損　　料	1	h	1	h
計				

〇〇〇〇機　１日当り運転歩掛

	②	
燃　　料	指定数値	ℓ
運転労務	指定数値	人
損料又は賃料	1	日
計		

※賃料には運転労務を含む場合がある

３　歩掛の策定方法

３－１　歩掛策定方法

試験施工による検証(「４ 試験施工方法」参照)を行うことを考慮して、班編制(使用機械含む)及び日当たり施工量から歩掛数量を算出すること。

ただし、メーカー歩掛等から策定する場合は、これにより策定すること。

また、策定にあたっては、10又は100当り単位で算出すること。

なお、建設部制定積算基準等の類似工種から、歩掛構成を確認すること。

（１）労務費(100m3の場合)

労務費は、次により策定する。

ア　標準班編制による場合

編成人員(人/日)×100(m3)／日施工量(m3/日)～○○(人/100m3)

イ　指定値による場合(100m3の場合)

メーカー歩掛等で指定された数値～○○(人/100m3)

（２）機械運転費

機械運転費は、次により策定する。

ア　標準班編制による場合

編成台数(台/日)×100(m3)／日施工量(㎥/日)＝○○(日/100m3)

イ　指定値による場合(100m3の場合)

メーカー歩掛等で指定された数値＝○○(日/100m3)

（３）単位当り機械運転費

単位当り機械運転費は、見積値又はメーカー歩掛値によること。

なお、「建設機械損料算定表」から求まる数値と比較すること。

ア　日当り運転費(供用日)

損料＝年間標準供用日数〔(4)欄〕／年間標準運転日数〔(5)欄〕＝○○供用日

運転労務費＝1.0人

燃料費＝機関出力(kw)×時間当り燃料消費率(ℓ/kw・h)

×運転日当り標準運転時間(ｈ)＝○○ℓ

イ　時間当り運転費(ｈ)

損料＝1.0ｈ

運転労務費＝1／運転日当り標準運転時間(ｈ)＝○.○人

燃料費＝機関出力(kw)×時間当り燃料消費率(ℓ/kw・h)＝○○ℓ

３－２　見積徴取方法

北海道建設部及び建設管理部が施行する土木事業における工事に係る歩掛を、見積りを徴取して決定する場合について基本的事項を定めるものとする。

なお、当該工事に限り適用する。

（１）見積依頼業者の選定及び依頼

ア　見積りを依頼する業者は原則として３社以上とする。

該当する業者がいない場合等、３社未満の見積りを行う場合はその理由を明らかにする。

イ　見積りを依頼する業者は、原則として当該年度の「北海道競争入札参加資格者名簿」の中から施工実績のある業者に見積りを依頼する。

ウ　見積りの依頼は原則として所属長（出張所長・事業課長等）から書面で依頼する。

（２）見積条件

見積依頼各社が適切な見積りを行えるように、原則として次の事項を仕様として示し、必要に応じて図面を示すものとする。

ア　工事の目的

イ　工事の場所

ウ　工事の施工条件

エ　工事の工種、内容及び数量

オ　工事施工に必要な参考資料

カ　工事施工の流れ

キ　工事の見積方法

ク　工事の予定実施期間

ケ　その他

（３）見積書

見積書は、次の項目について徴取すること。（**「９　各種様式（様式２）見積書」**参照）

なお、見積書には必要に応じて、見積金額を添付させることができる。

この場合は、その旨明示するとともに、見積対象とする事項以外は、極力統一が図られるよう「積算基準によること」等明示する。

ア　編成人員

イ　施工機械

ウ　日当り施工量

エ　諸雑費率

オ　機械運転費

カ　その他必要な事項

（４）妥当性の判断

提出された見積りが、見積依頼書の内容を理解した上で作成されているかどうかの判断は、類似工事の歩掛や過去の実績等を参考に判断する。

発注者が求める施工内容との過不足等がないか、必要に応じヒアリング等を行い、見解の相違等があれば条件の再確認をし、見積りの再提出を求めることが出来る。

これらの作業で妥当性が判断されたものについて、平均値等で歩掛を決定する。

なお、妥当性のないものは異常値として排除することとするが、この判断の１つの基準として、平均値の±２０％を目安にしてよい。

（５）歩掛の算出と補正

歩掛は、各工種ごとに、見積りの人員数や時間・日数等を平均し算出することを「原則」とするが、平均により特定の職種等に端数が出る場合などは、提出された各社の見積り、及び類似する工事の積算基準の班編成等を参考に、適時職種等の置き換えなどの補正をすることを妨げない。

また、労務費及び機械運転費以外の器資材等の経費が各社間でばらつきが少ない場合は、労務費や機械運転費に対する率計上として算定することが出来る。

この場合の率の判断についても類似工事の積算基準等の率を参考として判断すること。

ただし、置き換え等による補正が困難、及び労務費及び機械運転費以外の器資材等の経費の労務費や機械運転費に対する比率・種類・規格等が見積依頼業者間で異なる場合等で、平均値の算出が困難な場合は※の方法により算出しても差し支えない。

なお、人員数や時間・日数等は小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとし、経費率（％で表示）の場

合は単位限（小数点以下四捨五入）あるいは、単位限に満たない場合は、有効数字上位１桁とし２桁以下を四捨五入する。

※　歩掛人員数及び経費率等を平均値で算出することが困難な場合の取り扱い

各社の見積合計金額（見積数値×公共工事設計労務単価等）の平均金額を算出し、その金額に最も近い金額となる会社の見積りを採用することが出来る。

（６）決裁

歩掛の決定は、見積書による歩掛策定書（様式３）に各社毎の見積書の写しを添付し、本部決裁を受けること。

ただし、当該工事の見積りによる直接工事費が２００万円未満の場合は、所属長の決裁を受け、策定書及び資料の写しを添付して本部に報告する。

（７）見積用参考資料への表示

決定した歩掛を見積用参考資料に表示する場合は、職種・人員数・機器等の規格、使用時間数・経費率を明示することとするが、特別な場合を除き、指定事項とはならないので工事数量総括表へは表示することのないよう留意すること。

４　試験施工方法

(1) 試験ロット

標準的な試験ロットは総施工量の１割とする。ただし、施工規模により適宜増減してよい。

(2) 確認項目

①施工数量

②労務人員（編制人員×作業時間/８時間）

③機械運転時間（時間当たり運転費の場合）

５　施工条件明示

工事発注の際には、次の施工条件を明示したうえで受注者から希望がある場合は当該工種の試験施工を行い、歩掛の妥当性を検証すること。

１　試験施工

〇〇工の施工については、受注者が希望する場合は

工事着手前に工事監督員立会のうえ、試験施工を行う。

なお、試験施工による確認事項は、次のとおりである。

①施 工 量：〇〇m3

②施工日数：〇〇日

③作業人員：〇〇人工（８時間換算日数）

④機械運転時間：〇〇時間

また、試験施工の結果に伴う設計変更については、別途協議する。

２　実績報告

試験施工を行った場合は、設計変更の有無に関わらず、工事全体での実績を報告すること。

①施工日数：〇〇日

②作業人員：各〇〇人工(８時間換算日数)

③機械運転時間：〇〇時間

６　設計変更

試験施工の結果から、当たり単価が２割以上、又は直接工事費で２００万円以上かい離した場合は、設計変更で処理することとし、設計変更の有無にかかわらず工事全体で歩掛の妥当性を検証すること。

なお、機械運転費については設計変更の対象としない。

また、策定歩掛に係る数量は、歩掛値であることから「概数」として扱わない。

７　継続工事

設計変更を行った工種について、継続事業等で施工する場合には、検証結果を考慮して積算すること。

８　フロー図

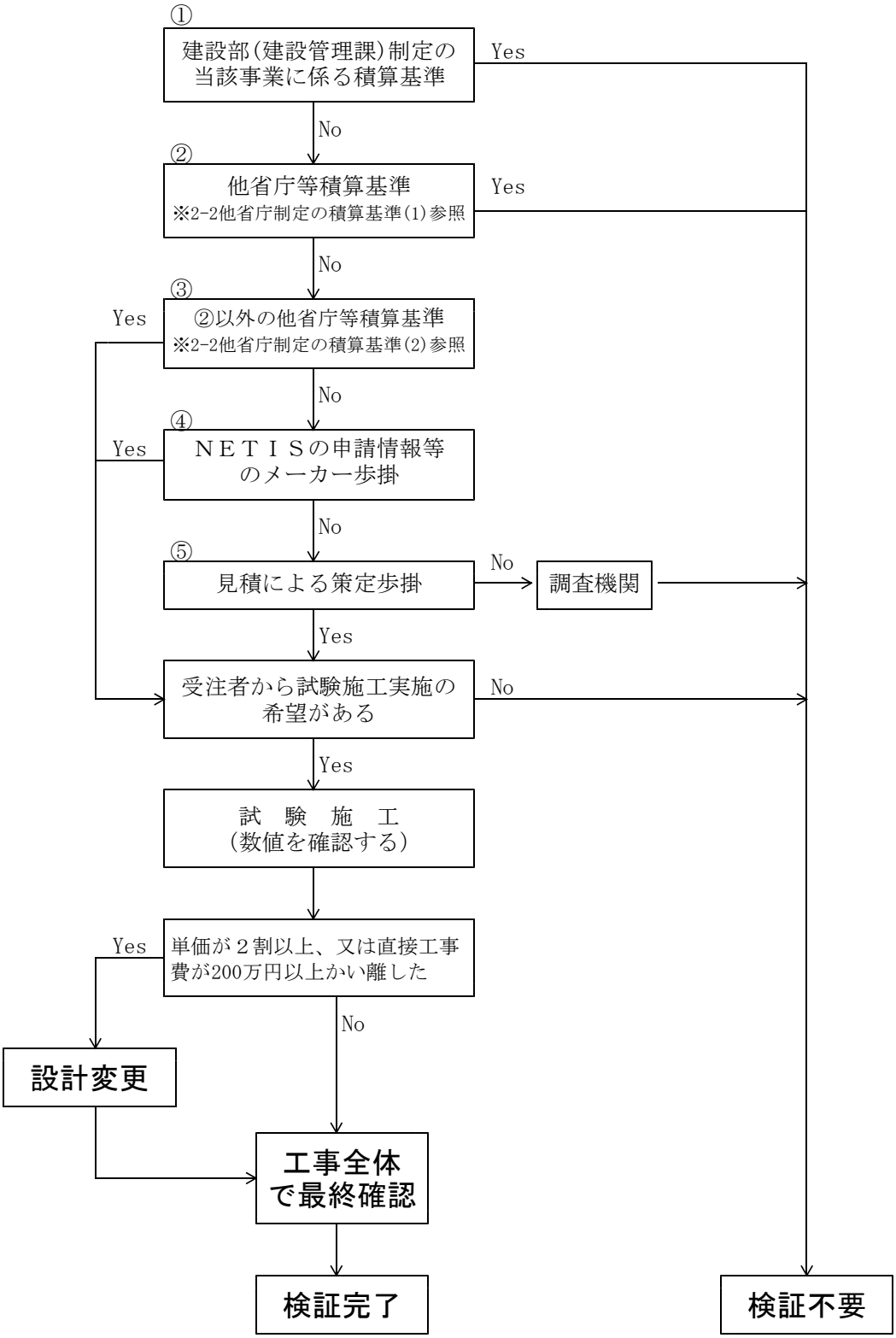

（注）１．試験施工は工事着手前に行い、設計変更（または変更指示）後残工事を行うこと。
２．試験施工を行った場合は、工事全体での最終確認を行うこと。
３．継続工事等の積算に当たっては、検証結果を考慮すること。
４．調査機関へ見積依頼する場合は、見積による策定が困難な理由を整理すること。
５．「ＮＥＴＩＳの申請情報等」とは、ＮＥＴＩＳの申請歩掛やメーカー歩掛、協会等策定歩掛などをいう。

９　各種様式

（ 様式 １ ）

○　　○　　○　　第　　号
（元号）○○年（○○年）　年　　月　　日

様

○○建設管理部
○○出張所長（事業課長等）

見積書の提出依頼について

このことについて、事業執行の参考資料としたいため、下記の条件による見積書を作成のうえ、提出くださいますようお願いいたします。

記

工　　事　　名 ：

工　事　期　間 ：

見 積 条 件 等 ：別紙のとおり

見 積 提 出 期 限 ：(元号)　　年　　月　　日

提　出　方　法 ：

問合せ及び提出先 ：

そ　　の　　他 ：

（ 様式 ２ ）

見　　積　　書

会　社　名
担当責任者
ＴＥＬ
ＦＡＸ

工事名：

１　〇〇××工 積算基準

(1) 作業フロー

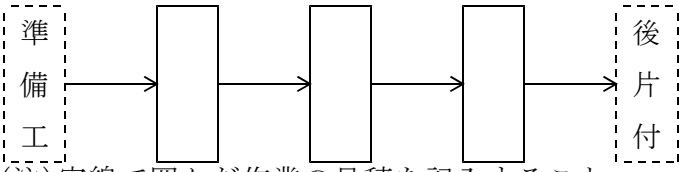

(注)実線で囲んだ作業の見積を記入すること。

(2) 編成人員

職　種 工種名				

(注)１．作業フローで示した工種毎に記入すること。
２．職種の定義と作業内容については、「土木工事積算基準109－03 土木工事積算基準適用職種別作業内容」によること。

(3) 施工機械

工種名	機械名	規　　格	単位	数量

(注)１．作業フローで示した工種毎に記入すること。
２．機械名については、「建設機械等損料表」によること。

(4) 日当り施工量

工種名	単位	数量	算出方法等

(注)１．作業フローで示した工種毎に記入すること。
２．「斜長×延長」など、算出方法を記入すること。

(5) 諸雑費

工種名	単位	数量	計上方法	計上内容
	%			

(注)１．作業フローで示した工種毎に記入すること。
２．「労務費計×諸雑費率」などの計上方法を記入すること。
３．「〇〇〇に使用する△△、××」などの計上内容を記入すること。

(6) 機械運転費

機械名	単位	燃料費	運転労務	損料日数	損料額

(注)１．損料日数は、日当りの場合に記載すること。
２．運転労務は、時間当りの場合に記載すること。
３．「建設機械等損料表」にない機械の場合は、損料額も記載すること。

（ 様式 ３ ）

見 積 書 に よ る 歩 掛 策 定 書

事業室長	地域調整課長	事業担当課長	設計監理主査	事業担当主査	出張所長事業課長	次長主幹	係長主査	設計者

工事名	
工種名	
見積作業項目	
策定年月日	(元号)　　年　　月　　日
最終策定決裁者 職名・氏名	
設計者 所属名・職名・氏名	

整理番号	見積会社名	備考
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

注意事項
　歩掛値の策定は、別紙（様式４－１、２）により決定。

（ 様式 ４－１ ）（各社の平均値等）

１　〇〇××工 積算基準

(1) 作業フロー

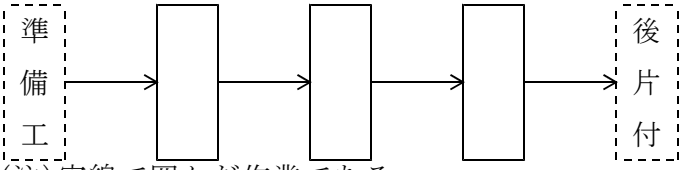

(注)実線で囲んだ作業である。

(2) 編成人員

職　種 工種名				

(注)１．作業フローで示した工種毎に記入している。
２．職種の定義と作業内容については、「土木工事積算基準109－03 土木工事積算基準適用職種別作業内容」による。

(3) 施工機械

工種名	機械名	規　　格	単位	数量

(注)１．作業フローで示した工種毎に記入している。
２．機械名については、「建設機械等損料表」による。

(4) 日当り施工量

工種名	単位	数量	算出方法等

(注)１．作業フローで示した工種毎に記入している。

(5) 諸雑費

工種名	単位	数量	計上方法	計上内容
	%			

(注)１．作業フローで示した工種毎に記入している。
２．「労務費計×諸雑費率」などの計上方法を記入する。
３．「〇〇〇に使用する△△、××」などの計上内容を記入する。

(6) 機械運転費

機械名	単位	燃料費	運転労務	損料日数	損料額

(注)１．損料日数は、日当りの場合に記載する。
２．運転労務は、時間当りの場合に記載する。
３．「建設機械等損料表」にない機械の場合は、損料額も記載する。

（ 様式 ４－２ ）（施工歩掛）

１　〇〇××工 積算基準　策定書

(1) ○○工 施工歩掛

○○工　○○当り単価表

名　　称	規　　格	単位	数量	摘　　要
○○当り計				

（ 様式 ５ ）

施　　工　　実　　績

会　社　名
担当責任者
ＴＥＬ
ＦＡＸ

○○××工 積算基準 施工実績

１　試験施工結果

(1)施工労務

職　種 工種名	施工量	施 工 日 数	日当り 施工量	作業人員		
				土木一般 世 話 役	特殊作業員	普通作業員

(注)作業人員は、８時間/人として換算すること。

(2)施工機械

工　種　名	機　械　名	規　　格	運転時間

２　施工結果(全工事量)

(1)施工労務

職　種 工種名	施工量	施 工 日 数	日当り 施工量	作業人員		
				土木一般 世 話 役	特殊作業員	普通作業員

(注)作業人員は、８時間/人として換算すること。

(2)施工機械

工　種　名	機　械　名	規　　格	運転時間

１０　各種様式記入例

（ 様式 １ ）記入例

○　　○　　第　　号
（元号）○○年（○○年）年　　月　　日

○○建設（株）
代表取締役　○○○○　様

○○建設管理部
○○出張所長（事業課長等）

見積書の提出依頼について

このことについて、事業執行の参考資料としたいため、下記の条件による見積書を作成のうえ、提出くださいますようお願いいたします。

記

工　　事　　名：○○○○○○○○○工事
工　　事　　期　　間：○○ケ月程度
見　積　条　件　等：別紙のとおり
見　積　提　出　期　限：(元号)　年　　月　　日
提　　出　　方　　法：郵送又はメールとする。
問い合わせ及び提出先：〒○○○－○○○○
北海道○○市○○町○○番○○号
○○建設管理部○○出張所
○○係　主任　○○○○
℡　：○○○－○○○－○○○○(内線○○○)
Fax：○○○－○○○－○○○○
Email：○○○@○○○.○○○.jp
そ　　の　　他：提出された見積書の内容について、照会する場合があるので、担当責任者名及び連絡先を必ず明記してください。

（ 様式 ２ ）記入例

見　　積　　書

会　社　名　○○建設（株）
担当責任者　○○　○○
ＴＥＬ　○○○－○○○－○○○
ＦＡＸ　○○○－○○○－○○○

工事名：○○○○○○○○工事

１　○○××工 積算基準

(1) 作業フロー

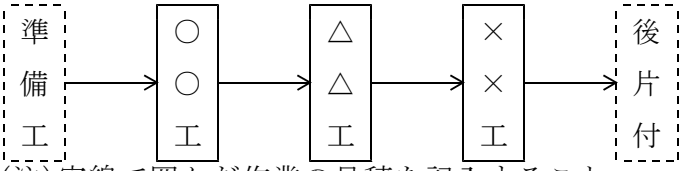

(注)実線で囲んだ作業の見積を記入すること。

(2) 編成人員

職種 / 工種名	土木一般世話役	特殊作業員	普通作業員	
○○工	1	1	2	
△△工	－	2	2	
××工	1	1	3	

(注)１．作業フローで示した工種毎に記入すること。
２．職種の定義と作業内容については、「土木工事積算基準109－03 土木工事積算基準適用職種別作業内容」によること。

(3) 施工機械

工種名	機械名	規　　格	単位	数量
○○工	バックホウ	山積み0.8m3	台	1
××工	バックホウ	〃	〃	1

(注)１．作業フローで示した工種毎に記入すること。
２．機械名については、「建設機械等損料表」によること。

(4) 日当り施工量

工種名	単位	数量	算出方法等
○○工	m3	250	実体積とする
△△工	本	100	ロス分として3%割増
××工	m3	200	実体積とする

(注)１．作業フローで示した工種毎に記入すること。
２．「斜長×延長」など、算出方法を記入すること。

(5) 諸雑費

工種名	単位	数量	計上方法	計上内容
△△工	%	2	労務費計×諸雑費率	△△設置に使用する○○及び××

(注)１．作業フローで示した工種毎に記入すること。
２．「労務費計×諸雑費率」などの計上方法を記入すること。
３．「○○○に使用する△△、××」などの計上内容を記入すること。

(6) 機械運転費

機械名	単位	燃料費	運転労務	損料日数	損料額
バックホウ（○○工）	日	110‹	－	1.40	－
バックホウ（××工）	日	95‹	－	1.35	－

(注)１．損料日数は、日当りの場合に記載すること。
２．運転労務は、時間当りの場合に記載すること。
３．「建設機械等損料表」にない機械の場合は、損料額も記載すること。

（ 様式 ３ ）記入例

見 積 書 に よ る 歩 掛 策 定 書

事業室長	地域調整課　長	事業担当課　長	設計監理主　査	事業担当主　査	出張所長事業課長	次　長主　幹	係　長主　査	設 計 者

工　事　名	○○○○○○○○工事
工　種　名	○○××工
見積作業項目	１．○○工 ２．△△工 ３．××工 ※詳細の工事内容は見積条件（別紙）を参照
策 定 年 月 日	（元号）　○○　年　○○　月　○○　日
最終策定決裁者 職　名・氏　名	○○建設管理部　事業室長　○○○○ （又は○○建設管理部　○○出張所長　○○○○）
設　計　者 所属名・職名・氏名	○○建設管理部　○○出張所　○○係 主任　○○○○

整理番号	見 積 会 社 名	備　考
1	A建設（株）	
2	B建設（株）	
3	C建設（株）	
4		
5		
6		
7		

注意事項
　歩掛値の策定は、別紙（様式４－１、２）により決定。

（ 様式 ４－１ ）記入例（各社の平均値等）

1 ○○××工 積算基準

(1) 作業フロー

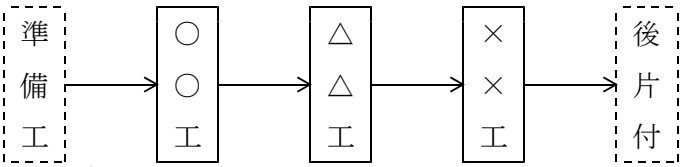

(注)実線で囲んだ作業である。

(2) 編成人員

職種 / 工種名	土木一般世話役	特殊作業員	普通作業員	
○○工	1	1	2	
△△工	―	2	2	
××工	1	1	3	

(注) 1．作業フローで示した工種毎に記入している。
2．職種の定義と作業内容については、「土木工事積算基準109－03 土木工事積算基準適用職種別作業内容」による。

(3) 施工機械

工種名	機械名	規格	単位	数量
○○工	バックホウ	山積み0.8m3	台	1
××工	バックホウ	〃	〃	1

(注) 1．作業フローで示した工種毎に記入している。
2．機械名については、「建設機械等損料表」による。

(4) 日当り施工量

工種名	単位	数量	算出方法等
○○工	m3	250	実体積とする
△△工	本	100	ロス分として3%割増
××工	m3	200	実体積とする

(注) 1．作業フローで示した工種毎に記入している。

(5) 諸雑費

工種名	単位	数量	計上方法	計上内容
△△工	%	2	労務費計×諸雑費率	△△設置に使用する○○及び××

(注) 1．作業フローで示した工種毎に記入している。
2．「労務費計×諸雑費率」などの計上方法を記入する。
3．「○○○に使用する△△、××」などの計上内容を記入する。

(6) 機械運転費

機械名	単位	燃料費	運転労務	損料日数	損料額
バックホウ(○○工)	日	110‹	―	1.40	―
バックホウ(××工)	日	95‹	―	1.35	―

(注) 1．損料日数は、日当りの場合に記載する。
1．運転労務は、時間当りの場合に記載する。
3．「建設機械等損料表」にない機械の場合は、損料額も記載する。

（ 様式 ４－２ ）記入例（施工歩掛）

1 ○○××工 積算基準 策定書

(1) ○○工 施工歩掛

○○工 100㎥当り単価表

名　　称	規　　格	単位	数量	摘　　要
土木一般世話役		人	0.40	1×100/250
特殊作業員		人	0.40	1×100/250
普通作業員		人	0.80	2×100/250
バックホウ	山積み0.8m3	日	0.40	1×100/250
100m3当り計				

バックホウ 1日当り運転歩掛

	山積み0.8m3	
運転手(一般)	1.00	人
軽　　油	110	‹
損　　料	1.40	日

(2) △△工 施工歩掛

△△工 100本当り単価表

名　　称	規　　格	単位	数量	摘　　要
△△(材料費)	○×－△	本	103	材料割増含む
特殊作業員		人	2.00	2×100/100
普通作業員		人	2.00	2×100/100
諸　雑　費		%	2	労務費計×2%
100本当り計				

(3) ××工 施工歩掛

××工 100㎥当り単価表

名　　称	規　　格	単位	数量	摘　　要
土木一般世話役		人	0.50	1×100/200
特殊作業員		人	0.50	1×100/200
普通作業員		人	1.50	3×100/200
バックホウ	山積み0.8m3	日	0.50	1×100/200
100㎥当り計				

バックホウ 1日当り運転歩掛

	山積み0.8m3	
運転手(一般)	1.00	人
軽　　油	95	‹
損　　料	1.35	日

（ 様式 ５ ）記載例（試験施工の場合）

施　　工　　実　　績

会　社　名
担当責任者
ＴＥＬ
ＦＡＸ

○○××工 積算基準 施工実績（試験施工）

1　試験施工結果

職　種 ＼ 工種名	施工量	施 工 日 数	日当り 施工量	作業人員		
				土木一般 世 話 役	特殊作業員	普通作業員
○○工	540	3	180	2.2	2.6	5.2
△△工	110	1	110		1.9	2.2
××工	390	3	130	1.5	4.8	4.8

(注)作業人員は、８時間/人として換算すること。

○○工　100m3当り単価表

名　　称	規　　格	単位	数量	摘　　要
土木一般世話役		人	0.41	(2.2/3)×100/180
特殊作業員		人	0.48	(2.6/3)×100/180
普通作業員		人	0.96	(5.2/3)×100/180
バックホウ	山積み0.8m3	日	0.56	1×100/180
100㎥当り計				

(注)バックホウの運転費を時間当りとしている場合は、
「実績運転時間」×100/540となる。

△△工　100本当り単価表

名　　称	規　　格	単位	数量	摘　　要
△△(材料費)	○×－△	本	103	材料割増含む
特殊作業員		人	1.73	1.9×100/110
普通作業員		人	2.00	2.2×100/110
諸　雑　費		%	2	労務費計×2%
100本当り計				

××工　100m3当り単価表

名　　称	規　　格	単位	数量	摘　　要
土木一般世話役		人	0.38	(1.5/3)×100/130
特殊作業員		人	1.23	(4.8/3)×100/130
普通作業員		人	1.23	(4.8/3)×100/130
バックホウ	山積み0.8m3	日	0.77	1×100/130
100㎥当り計				

(注)バックホウの運転費を時間当りとしている場合は、
「実績運転時間」×100/390となる。

※全工事量の施工結果も同様に報告する。

１１　材工共単価等の取扱い

材工共（資材費＋施工費）単価や市場単価の適用範囲を超える場合の単価などは、下記のフロー図のとおりとする。

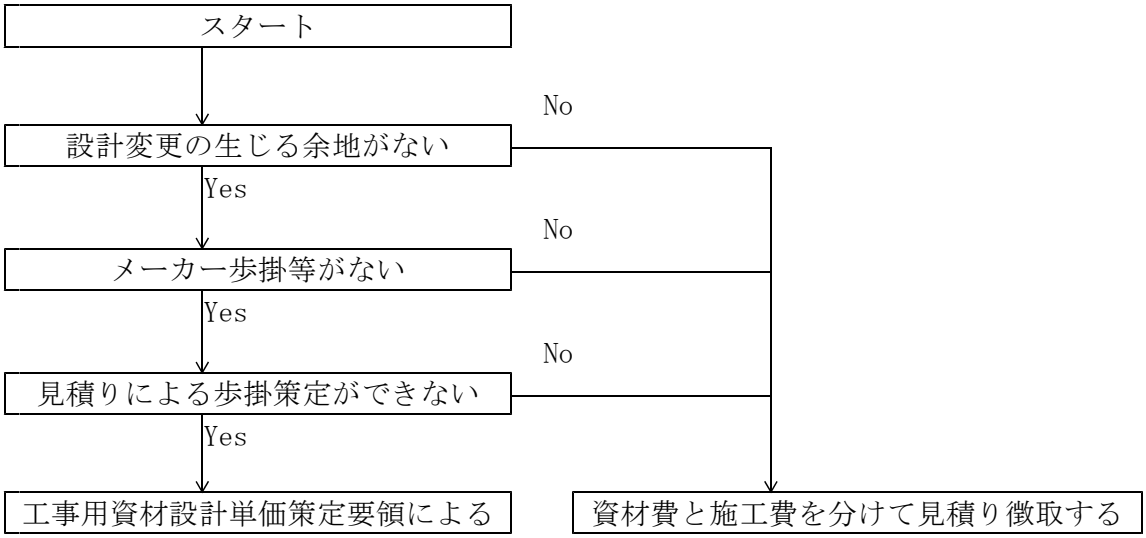

（注）１.「設計変更の生じる余地がない」とは、
　　・現場条件に左右されない場合
　　・土質・土壌条件などによる変更がない場合
　２.「資材費と施工費を分けて見積り徴取する」とは、
　　・資材費については、「工事用資材設計単価策定要領」により単価策定を行う。
　　・施工費については、「積算基準の適用について」により歩掛策定を行う。

３．工事用資材設計単価策定要領

（土木工事・漁港工事・電気通信・機械設備編）
（令和５年３月１５日建管第１６４２号　改正）

１　目　的

この要領は、北海道建設部及び建設管理部が施行する土木工事、漁港工事及び電気通信設備工事、機械設備工事における工事用資材の設計単価策定についての基本的事項を定めることにより、適正な積算に資することを目的とする。

２　設計単価

設計単価は、工事価格の算定に用いる資材の単位当りの価格をいい、この価格は、原則として積算基準日において市場で実際に取引される価格（実勢価格）とする。

なお、設計単価は消費税抜き単価とする。

３　設計単価に適用する優先順位

設計単価に適用する優先順位は、次のとおり。

①道建設部策定単価：北海道建設部が策定した全道統一単価及び地区単価（以下「単価表」という。）

②地方資材単価：各建設管理部が策定した地方単価（以下、「地方単価表」という。）

③他部策定単価：農政部・水産林務部等で公表されている単価

④北海道開発局単価：北海道開発局で公表されている単価　※注）

⑤刊行物単価：刊行物（「積算資料(積算資料電子版又は、別冊（ＰＤＦ版）を含む)」、「土木施工単価」、「建設物価(Web建設物価版を含む)」、「土木コスト情報」をいう。）に掲載されている価格により策定した単価。

⑥実勢価格調査単価：実勢価格調査により策定した単価。

⑦見積策定単価：見積書の徴取により策定した単価。

※注）北海道開発局への問い合わせは直接行わないこと。

４　単価表及び地方単価表

単価表は、北海道建設部建設政策局建設管理課において、資材実勢価格調査、国制定単価、物価資料等を基に策定し、毎月改定を行うもの。

また、地方単価表は各建設管理部において、資材実勢価格調査、物価資料等により策定したもの。

設計単価は原則、単価表及び、地方単価表の単価を適用することとし、単価表、地方単価表、他部策定単価及び北海道開発局単価に掲載のないものについては、次の「５．単価の策定」によって単価策定を行うこと。

５　単価の策定

単価表に掲載のない資材価格については、次の５－１～５－４の各々定める事項により単価策定を行うこと。

５－１　刊行物による単価策定

「積算資料(積算資料電子版又は、別冊（ＰＤＦ版）を含む)」、「土木施工単価」（発行：（一財）経済調査会）及び「建設物価(Web建設物価版を含む)」、「土木コスト情報」（発行：（一財）建設物価調査会）に掲載されている価格を用いて、設計単価を策定すること。

なお、策定については以下による。

（１）２調査機関の刊行物に実勢価格が掲載されている場合は、平均価格を採用する。

また、１調査機関のみに掲載されている場合はその価格を採用する。

（２）刊行物に建値（メーカー希望価格）と実勢掛率があるものは、建値×実勢掛率を実勢価格とし、２調査機関の平均価格を採用する。

なお、建値そのものは、設計単価に採用できないものとする。

（３）刊行物に公表価格があり実勢掛率がないものについては、次の５－２～５－４によること。

公表価格は、設計単価に採用できない。

（４）上記（１）～（２）で求められる価格は、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。

但し，大きい方の有効桁が３桁未満のときは，決定額の有効桁は３桁とする。

また、一方の資料にしか掲載のないものについては，その価格とする。なお、適用時期は毎月とする。

＜例＞１）入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合

建設物価 33,500 円（有効桁３桁） 積算資料 34,000 円（有効桁２桁）

平均額 33,750 円

決定額 33,700 円（有効桁３桁，４桁以降切り捨て）

＜例＞２）入力単価の有効桁数が３桁未満のために３桁を有効桁とする場合

建設物価 560 円（有効桁２桁） 積算資料 570 円（有効桁２桁）

平均額 565 円

決定額 565 円（最小有効桁３桁，４桁以降切り捨て）

＜例＞３）入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合

建設物価 12,550 円（有効桁４桁） 積算資料 12,700 円（有効桁３桁）

平均額 12,625 円

決定額 12,620 円（有効桁４桁）

なお、価格が１円未満の場合は、小数第２位（小数第３位を切り捨てる）とする。

（５）土木工事標準単価の策定については、同工種区分が「土木施工単価」、「土木コスト情報」の両資料に掲載されている場合は、その平均価格（小数点第１位四捨五入）とし、片方の資料のみに掲載されている場合は、当該単価を活用する。

５－２ 実勢価格調査による単価策定

実勢価格調査による単価策定は、単価表、刊行物等に掲載されていない資材、ゴム製支承などの受注生産となる工場製作品及び１工事において多量に調達する資材（スケールメリット等の検討を要する資材）の実勢取引価格の調査を実施し、単価を策定するものである。

なお、策定については以下による。

（１）調査は外部の機関（以下、「調査機関」という）にこれを行わせること。

（２）調査結果の価格は、査定せず設計単価として採用する。

（３）実勢価格調査において調査不可能となった資材は、見積書の徴取による単価策定とすることができるが、この場合においては、その理由（調査不可能理由等）について整理を行っておくこと。

５－３ 見積書の徴取による単価策定

見積書の徴取による単価策定は、単価表、刊行物等に掲載されていない場合で、「１工事においての調達価格（１資材単価×数量）が２００万円未満の場合」で、実勢取引の事例があり取引価格の確認及び、単価の策定が適正に行えるものについて実施することができる。

また、災害復旧等緊急を要する場合など、時限的制約を受けるやむを得ない場合については、一工事にお

いての調達価格が２００万円以上の場合であっても、見積書の徴取による単価策定とすることができるが、この場合においては地域調整課設計監理主査と協議するとともに、その事由（発注時期等）について整理を行っておくこと。

なお、電気通信設備における鋼構造製作物、機器及び、機械設備における機器単体については、実勢価格調査による単価策定を原則とし、見積による単価策定方法には適用しない。

見積書の徴取・策定は以下による。

（１）見積依頼をする場合は、資材名、形状寸法・品質・規格、見積条件、見積有効期間、支払条件、取引数量等を記載した、様式１で依頼すること。

（２）見積りは、見積書（様式２）により次の内容で徴取する。

ア　様式１の記載内容。

イ　当該資材の製作会社名（製作メーカー）、住所、電話番号。

ウ　見積資材の当年度見積価格（C）（以下「見積り」という。）。

エ　見積資材の前年度見積価格（A）と実勢取引価格（B）（以下「実勢資料」という。）。

見積資材の実勢資料は、同一資材のものとするが、実勢資料の徴取が出来ない場合は、同一資材の規格違い品（同一資材の規格が異なるもの）の実勢資料も含めることとし、さらにこれらの実勢資料の徴取が出来ない場合にあっては、類似品（材質形状、価格がほぼ似通っている資材）の実勢資料も有効とする。

また、当年度の査定価格は、原則として前年度の実勢資料で策定することとするが、前年度の事例が少ない場合は前々年度の実勢資料も加えて査定する。

（３）見積り及び実勢資料は原則として３社以上（実勢資料は原則として１社当り１件以上）から徴取する。

なお、実勢資料の優先順位は、次による。

①　北海道発注工事の実勢資料。

②　国及び市町村が発注した工事の実勢資料。

③　民間が発注した工事の実勢資料。

（４）見積依頼の相手方において、見積価格の算定が困難な場合は、見積辞退届を徴取し、「見積書による単価策定書」（様式３）に資料として添付すること。

（５）見積り及び実勢資料による設計単価の策定方法は次による。

ア　前年度見積価格（A）と当年度見積価格（C）とに大きな価格差がある場合は、その理由を見積書（様式２の価格の変動理由欄に）に記入させ、妥当と認められた場合には採用する。

イ　過去２年以内で取引事例（見積品、見積品の規格違い品及び類似品）を有しない会社の見積りは、無効な見積りとして排除すること。

ウ　実勢資料（様式２の（B））を証明する請求書が提出されたときの決定方法は以下による。

エ　各社より提出された見積りに対して各々、ウにより前年度（または過年度）実勢価格（B）を前年度（または過年度）見積価格（A）で除して求めた率（以下「査定率」という。）に、当年度見積価格（C）を乗じて求める価格（以下「査定価格」という。）を算出する。

$$\text{当年度査定価格} = \frac{\text{前年度（または過年度）実勢取引価格（B）}}{\text{前年度（または過年度）見積価格（A）}} \times \text{当年度見積価格（C）}$$

オ　見積資材の査定率の算出において、同一資材の実勢資料の徴取ができない場合は、５－３（２）による。

カ　算出された平均値の±２０％以内の範囲に入らない査定価格は、異常値として排除する。

キ　異常値を排除した結果、有効実勢資料が３社に満たない場合は、さらに他社の見積りを徴取する。

ク　実勢資料を徴取することが出来る会社数が３社に満たない場合は、次による。

ア）２社の場合は、各々実勢資料を（実勢資料は原則１社当り２件以上）徴取し、各々査定価格を算出した後、平均値を設計単価とする。

イ）１社の場合は、その会社の実勢資料を（実勢資料は原則４件以上）徴取し、各々査定価格を算出した後、平均値を設計単価とする。

ウ）実勢資料の徴取は、出来るだけ多くの件数を徴取し、設計単価の適正を図ること。

ケ　各々の算出された当年度査定価格について、平均値を設計単価とする。

コ　各当年度査定価格の有効桁は、各見積の前年度見積価格、前年度実勢取引価格、当年度見積価格のうち最大の有効桁とする。

また、設計単価の有効桁は、各当年度査定価格のうち最大の有効桁とする。

但し、これらの有効桁が３桁未満のときは、決定額の有効桁は３桁とする。

なお、価格が１円未満の場合は、小数第２位（小数第３位を切り捨てる）とする。

＜例＞　見積による設計単価の策定例

	前年度実勢価格		前年度見積価格		当年度見積価格		計算結果		当年度査定価格
Ａ社	145.500円	÷	149,000円	×	153,000円	＝	149,406円	→	149,400円
	（有効数字4桁）		（有効数字3桁）		（有効数字3桁）				（有効数字4桁、5桁以降切り捨て）

※有効桁数が大きい桁に合わせる（ここでは前年度実勢価格の4桁）

	前年度実勢価格		前年度見積価格		当年度見積価格		計算結果		当年度査定価格
Ｂ社	140,000円	÷	150,000円	×	160,000円	＝	149,333円	→	149,000円
	（有効数字2桁）		（有効数字2桁）		（有効数字2桁）				（有効数字3桁、4桁以降切り捨て）

※有効桁数が3桁未満は3桁とする。

	前年度実勢価格		前年度見積価格		当年度見積価格		計算結果		当年度査定価格
Ｃ社	143,700円	÷	148,000円	×	155,360円	＝	150,836円	→	150,830円
	（有効数字4桁）		（有効数字3桁）		（有効数字5桁）				（有効数字5桁、6桁以降切り捨て）

※有効桁数が大きい桁に合わせる。（ここでは当年度見積価格の5桁）

平均　（　194,400円　＋　149,000円　＋　150,830円　）　÷　３　＝　149,743円

※各社桁数のルールに従って査定価格を算出し、それを平均する。

設計単価　149,740円

（有効桁数5桁、6桁以降切り捨て）

※３社の中で一番有効桁の大きいものに合わせる。（ここではＣ社の当年度見積価格の5桁）

サ　設計単価の決定は、１工事においての調達価格（１資材単価×数量）が２００万円未満の場合にあっては、所属長（事業課長・出張所長決裁）が行い、策定書及び資料の写しを添付して本所に報告することとし、それ以外については、「見積書による単価策定書」（様式３）に資料の写しを添付し、本所決裁を受けることを原則とする。

５－４　材工共や施工費の単価策定

建設部制定積算基準書及び所管省庁制定積算基準書が適用できない工種や市場単価の適用範囲を超える場

合の単価については、メーカー歩掛や施工歩掛の見積により歩掛策定し、受注者から希望がある場合は、工事着手にあたり、試験施工を行い、歩掛を検証することとするが、次に該当する場合は「５－２　実勢価格調査（施工単価調査）による単価策定」もしくは「５－３　見積書の徴取による単価策定」により単価策定を行うものとする。

（１）メーカー歩掛等がない

（２）歩掛の見積依頼ができない

（３）設計変更の生じる余地がない

　　ア　現場条件に左右されない場合

　　イ　土質・土壌条件などによる変更がない場合

５－５　積算システムにおけるオプション単価・登録単価の取扱い

道建設部策定単価に掲載のない刊行物単価、他部策定単価、北海道開発局単価を使用する場合は、積算システムのオプション単価の規格欄又はメモ欄、登録単価の規格欄に次のとおり単価出典元を記載することを基本とする。

（１）道建設部単価に掲載のない刊行物単価

ア　建設物価、積算資料2誌平均単価の場合・・・・・・「２誌平均単価〇〇月号」※必要に応じページ数

イ　建設物価1誌単価の場合・・・・・・・・・・・・・・「建設物価〇〇月号」※必要に応じページ数

ウ　積算資料1誌単価の場合・・・・・・・・・・・・・・「積算資料〇〇月号」※必要に応じページ数

エ　土木コスト情報、土木施工単価2誌平均単価の場合・「２誌平均単価〇号」※〇は春夏秋冬、必要に応じページ数

オ　土木コスト情報1誌単価の場合・・・・・・・・・・・「土木コスト情報〇号」※〇は春夏秋冬、必要に応じページ数

カ　土木施工単価1誌単価の場合・・・・・・・・・・・・「土木施工単価〇号」※〇は春夏秋冬

（２）他部策定単価

ア　農政部公表単価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・「農政部単価〇〇月」

イ　水産林務部公表単価 ・・・・・・・・・・・・・・・・「水産林務部単価〇〇月」

（３）北海道開発局単価

ア　北海道開発局公表単価 ・・・・・・・・・・・・・・「局単価〇〇月」

６　単価策定書類等の管理

単価策定書類等は、設計単価の策定根拠として予定価格算出用設計書に添付して保管すること。

様式－１

○　　○　　○　　第　○　号
（元号）○○年（ ○○ 年）　○ 月 ○ 日

○○○○様

○○建設管理部
○○出張所長（事業課長等）

見積書の提出依頼について

このことについて、事業執行の参考資料としたいため、下記により当該資材についての見積価格（別紙様式－２及びその他必要資料）を提出くださいますようお願いいたします。

記

資 材 名 （品名）	○○○○○
形状寸法・品質・規格	○○○○○○○
見　積　条　件 （いずれかを記載）	建設管理部管内現場着価 建設管理部管内現場着価（離島を含む、海送費込み） 建設管理部管内現場着価（離島を含む、海送費別途） 出張所管内現場着価 出張所管内現場着価（離島を含む、海送費込み） 出張所管内現場着価（離島を含む、海送費別途） 対象現場着価 工場渡し
見 積 有 効 期 間	（元号）○○年○○月○○日～（元号）○○年○○月○○日
支　払　条　件	現金の場合
取　引　数　量	○○○m

提 出 期 限　　（元号）○○年○○月○○日

問合せ及び提出先（担当者名）
　○○建設管理部　○○出張所
　出張所長○○○○
　　住所：○○○○○○
　　電話：○○○○－○○○○－○○○○

様式－２

見　　積　　書

会　社　名：

担当責任者名：

ＴＥＬ：

ＦＡＸ：

見積有効期限　：　（元号）○○年○○月○○日　～　（元号）○○年○○月○○日

支　払　条　件　：　現金の場合

見　積　条　件　：　様式－１記載のとおり

取　引　数　量　：

資　材　名（品名）	○○○○○○
形状寸法・品質・規格	○○○○○○○○○
製作会社（メーカー）名 住所、電話番号	○○○○○○○○○○製作所 住所　北海道○○○市○○○○ 電話　○○○○-○○○○-○○○○
見積資材の取扱状況（流通ルート）の確認 現場までの流通ルート（点線）を実線で結んでください	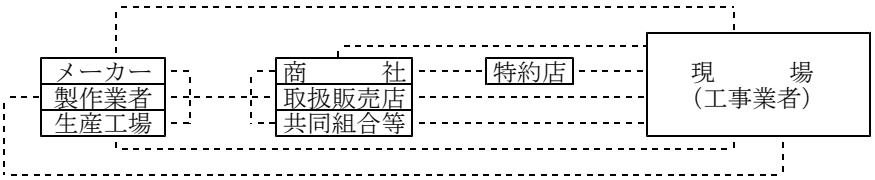

（元号）　年度（A） 見　積　価　格	（元号）　年度（B） 実勢価格（取引価格）	（元号）　年度（C） 見　積　価　格	単位	（C）／（A）	価格変動の理由
１，０００	９００	１，０００	円/m2		

※本紙記載にあたっての留意事項
1　本様式は、１見積資材（今回見積を必要とする１資材）１様式とする。
2　実勢価格（取引価格）を証明する請求書の写し等を提出すること。
3　カタログ・見本・施工時写真・構造計算書・品質試験表等を添付すること。
4　（A）、（B）は前年度（または、前々年度の価格）価格。（C）は当該年度。
5　価格はすべて消費税抜き単価とする。

様式－３

見積書による単価策定書

事業室長	地域調整課長	事業担当課長	設計監理主査	事業担当主査	出張所長 事業課長	次長 主幹	係長 主査	設計者

資材名（品名）	○○○○○○
形状寸法･品質･規格	○○○○○○○○○○○○○
工事名	○○○○○○○○工事
策定年月日	（元号）○○年○○月○○日
単価有効期限	（元号）○○年○○月○○日～（元号）○○年○○月○○日
見積条件	様式－１記載のとおり
最終策定決裁者 職名・氏名	○○建設管理部　○　○　○　○
設計者名 所属名・職名・氏名	○○建設管理部　○○出張所　技師　○　○　○　○

査定整理番号	見積会社名	当年度査定価格計算式	当年度査定価格
1	◎◎◎株式会社	766 ／ 806 × 806 ＝ 766	766
2	△△△株式会社	800 ／ 1,200 × 1,200 ＝ 800	800
3	□□□株式会社	820 ／ 850 × 850 ＝ 820	820
4	◇◇◇製作会社	766 ／ 806 × 806 ＝ 766	766
5	▽▽▽株式会社	766 ／ 806 × 806 ＝ 766	766
6			
7			
8			
9			
１０			
当年度査定価格の平均値算出		(766 ＋ 800 ＋ 820 ＋ 766 ＋ 766) ／ 5 ＝ 783	
排除する査定整理番号（排除する異常値）			
当年度査定価格平均値再算出		(766 ＋ 800 ＋ 820 ＋ 766 ＋ 766) ／ 5 ＝ 783	
設計単価		783 円／m	
注意事項			

工事用資材の設計単価策定フロー図

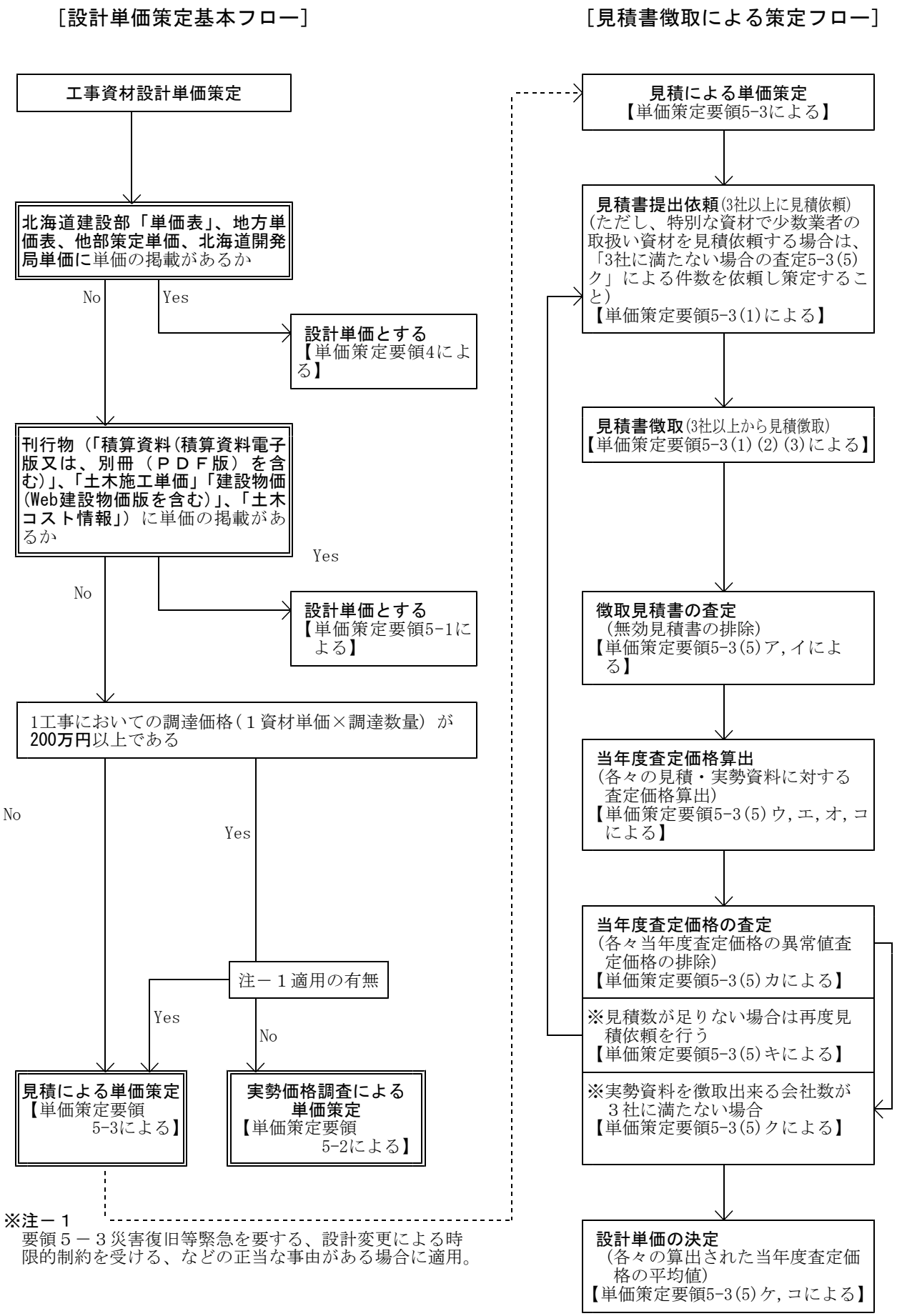

４．間接費の取扱い

１　鋼橋桁等の輸送に係る間接費

鋼橋桁等の輸送に係る間接費（対象額に対する率計算の場合）の積算は、発注形態別に次表によるものとする。

工　種 形　態	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
製作＋輸送＋架設等	○	○	○
製　作　＋　輸　送	×	○	○
輸 送 ＋ 架 設 等	○	○	○
輸　　送	×	○	○
架　　設　　等	○	○	○

○対象とする　×対象としない

（注）購入桁については、製作を購入と読み替える。

２　間接工事費等の項目別対象表

○対象とする　×対象としない

間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
項目 ＼ 対象額		対象額	直接工事費＋共通仮設費＝純工事費	純工事費＋現場管理費＝工事原価
購入品費	一般材料費	○	○	○
	購入のみの一般材料費	×	×	○
	桁等購入費	×	○	○
支給品費等	一般材料費	○	○	×
	桁等購入費	×	○	×
	別途製作の製作費	×	×	×
	電力	○	○	×
現場発生品		×	×	×
鋼橋、門扉等工場原価		×	×	○
無償貸付機械等評価額		○	○	×
処分費等		３．処分費等の取扱いによる		
ダム工事	支給電力量（基本料金含む）	×	×	×
	無償貸付機械等評価額	○	×	×

１．共通仮設費対象額とは、直接工事費＋支給品費＋無償貸付機械等評価額＋事業損失防止施設費＋準備費に含まれる処分費である。

２．桁等購入費とは、次の製品の購入費である。
プレキャストＰＣ桁、簡易組立式橋梁、プレキャストＰＣ床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブル

３．別途製作する大型標識柱（オーバーハング式（Ｆ型、Ｔ型、逆Ｌ型、ＷＦ型）、オーバーヘッド式）、しゃ音壁支柱、別途製作する鋼製砂防堰堤の鋼製部材、鋼橋製作工の支承や排水装置等、工場製作として調達した資材の場合の扱いは、鋼橋、門扉等工場原価の取扱いに準ずるものとする。（ｔ当たり製作単価として取り扱う場合）

４．無償貸付機械評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械等損料額から当該建設機械等の設計書に計上された額を控除した額をいう。

５．現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。

６．別途製作したものを一度現場に設置した後に発生品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費（材料費含む）と同じ扱いとする。

７．工事で購入のみとなった一般材料の間接工事費の積算
既に現場納品済みの場合や、減額変更の協議等の対応が困難な場合は、納品後、発注者は速やかに物品管理台帳に登録し引き取ることとする。購入した材料が発注者へすぐに引き渡される場合は、共通仮設費と現場管理費の対象としないが、品質確認、安全対策及び養生などを実施している場合は、必要な費用（例：共通仮設費や現場管理費の一部）を別途計上できる。

３　処分費等の取扱い

（１）処分費等を含む工事の間接工事費等の積算は、当該処分費等を直接工事費に含めて積算する。

（２）間接工事費等（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の対象額は、処分費等の占める割合、金額に応じ、次のとおりとする。

処分費等の占める割合（％）　$W = \frac{S}{P} \times 100$

Ｗ：処分費等の占める割合（％）（小数第１位を四捨五入し整数止め）

Ｓ：処分費等の価格（円）（Ｐに含まれる処分費等）

Ｐ：共通仮設費対象額（円）

（直接工事費＋支給品費＋無償貸付機械等評価額＋事業損失防止施設費＋準備費に含まれる処分費）

上式が、Ｗ＞３％の場合Ｓｔ ＝（Ｐ）×３％

Ｓｔ ：Ｗが３％相当の処分費等の価格（円）

区分	Ｗ≦３％ かつ、Ｓ≦３千万円	Ｗ≦３％ かつ、Ｓ＞３千万円	Ｗ＞３％
共通仮設費	処分費等（Ｓ）の全額を率計算の対象とする。	処分費等の率計算の対象は３千万円とする。	（Ｓｔ）を率計算の対象とする。ただし、対象となる金額は３千万円を上限とする。
現場管理費	同上	同上	同上
一般管理費等	同上	同上	同上

（３）処分費等の種類（例）

区分 種類	直接工事費に計上する処分費等 （Ｐ）
処　分　費	・取り壊し作業に伴うコンクリート塊の処分費 ・舗装版破砕作業に伴うアスファルト塊の処分費 ・直接工事費に計上される伐木・除根に伴う処分費 ・発生残土の受け入れ費 ・工事の準備に伴う伐開・除根物・すき取り物の処分費
そ　の　他	・コンクリート塊の散水作業に伴う上下水道料金 ・発生残土の運搬作業に伴う有料道路利用料 ・上記伐開・除根物の運搬に伴う有料道路利用料

（注）１．処分費とは、再資源化施設または最終処分場での受け入れ費である。

２．その他とは、建設副産物の処分に伴う、上下水道料金、有料道路利用料である。

４　橋梁工事における間接工事費の取り扱い

（１）橋梁支承材料費（既製品）の価格策定について

発　注　形　態 （工種区分）	価格の策定条件	理　　由
鋼橋工場製作を単独に発注	工場渡し価格 ※注）	製作材（桁等）と同様に、製作工場での保管になるため
鋼橋架設工事を単独に発注 （鋼橋上部工の工種）	現場渡し価格	一般資材と同様に、現場に製品が搬入されるため
鋼橋工場製作工事と架設工事を同時に発注 （鋼橋上部工の工種）		
ＰＣ橋工事、河川・道路構造物工事などの工事 （鋼橋上部工以外の工種）		

注）工場渡し価格は、鋼橋輸送起算点（積算上の起点）までの輸送費を含んだ価格とする。

（２）橋梁支承材料費（既製品）における間接工事費等の取り扱いについて

発　注　形　態 （工種区分）	材料費が対象となる間接工事費等	理　　由
鋼橋工場製作を単独に発注	一般管理費等	鋼橋工場製作の間接工事費率算定にあたり、支承材料費が加味されていないため、一般管理費等のみの対象とする。
鋼橋架設工事を単独に発注 （鋼橋上部工の工種）	一般管理費等	鋼橋架設工の工種区分の間接工事費率算定にあたり、支承材料費が加味されていないため、一般管理費等のみの対象とする。
鋼橋工場製作工事と架設工事を同時に発注 （鋼橋上部工の工種）		
ＰＣ橋工事、河川・道路構造物工事などの工事 （鋼橋上部工以外の工種）	共通仮設費 現場管理費 一般管理費等	それぞれの工種区分の間接工事費率算定にあたり、支承材料費が加味されているため、共通仮設費、現場管理費、及び一般管理費等の対象とする。

（３）橋梁工事における既製品にかかる間接費について

橋　種	発注形態	名称	材質	間接工事費		間接工事費（工場製作）		一般管理費等	見積条件
				共　通仮設費	現　場管理費	間　接労務費	工　場管理費		
鋼　橋	工場製作	支承	鋼製・ゴム			×	×	○	工場渡し価格※注２）
		排水桝	鋼製他			×	×	○	工場渡し価格※注２）
		ボルトナット	鋼製他			×	×	○	工場渡し価格※注２）
	架設工事	支承	鋼製・ゴム	×	×			○	現場渡し価格
		橋梁用防護柵※注１）	鋼製他	○	○			○	現場渡し価格
		伸縮継手	ゴム	○	○			○	現場渡し価格
ＰＣ橋	架設工事	支承	鋼製・ゴム	○	○			○	現場渡し価格
		橋梁用防護柵※注１）	鋼製他	○	○			○	現場渡し価格
		伸縮継手	ゴム	○	○			○	現場渡し価格
		排水桝	鋼製他	○	○			○	現場渡し価格

（注）１．橋梁用防護柵には、高欄、車両用防護柵、高欄兼用車両防護柵及びこれらのデザインものを含む。

２．工場渡し価格は、鋼橋輸送起算点までの輸送費（積算上の起点）を含んだ価格とする。
また、工場（輸送起算点）から現場までの輸送費は後発の架設工事にて計上すること。

３．製作工事と架設工事を併せて発注する場合、支承は架設工事にて計上すること。

５．随意契約方式により工事を発注する場合の諸経費調整

１　随意契約方式により工事を発注する場合の諸経費調整について

随意契約方式により工事を発注する場合の諸経費調整については、次のとおりとする。

（１）諸経費調整の対象となる工事

現工事の施工業者と随意契約方式にて発注する工事とする。

（２）諸経費調整の取扱いについて

すでに発注されている現工事に、随意契約方式による追加工事を発注する場合の諸経費調整については、現工事額に追加工事額を加えた全体工事額を対象とした諸経費率により算出する。

表　１－１　現工事が複数の場合の諸経費調整の取扱いについて

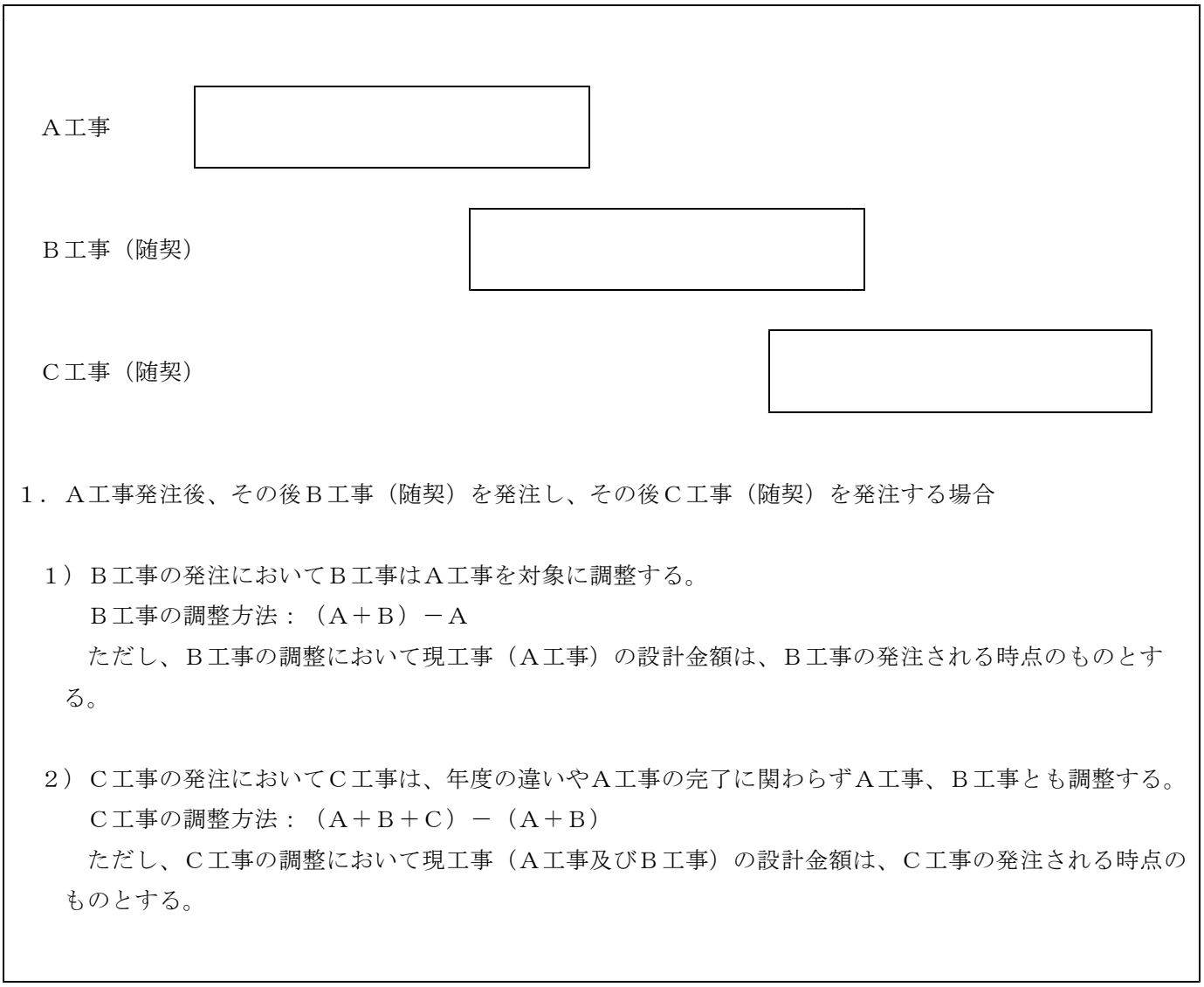

（３）対象額の取扱いについて

１）追加工事の積算に当り対象となる現工事の設計金額は、当該追加工事が発注される時点のものとする。

２）追加工事発注後、現工事に設計変更が生じた場合は、現工事の設計変更は通常工事と同じく行う。

なお、追加工事においては、現工事の設計変更に伴う変更は行わない。

３）追加工事発注後、追加工事に設計変更が生じた場合は、追加工事発注時に用いた現工事額に変更後の追加工事額を加えた全体工事額を対象とし、変更設計書の積算を行う。

なお、追加工事発注後に、現工事額の変更があった場合でも現工事額は追加工事発注時の額を用い、現工事の対象額は変更しない。

表　１－２　設計変更が生じた場合の対象額の取扱いについて

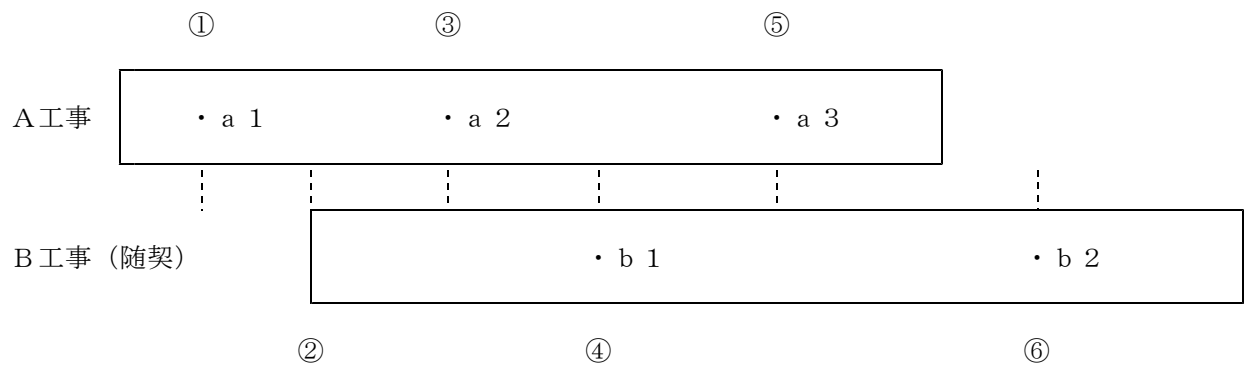

１．Ａ工事発注後、次の順序で発注および設計変更を行う場合。

①Ａ工事設計変更（１回目）（ａ１）→②Ｂ工事（随契）発注　→③Ａ工事設計変更（２回目）（ａ２）→④Ｂ工事設計変更（１回目）（ｂ１）→⑤Ａ工事設計変更（３回目）（ａ３）→⑥Ｂ工事設計変更（２回目）（ｂ２）

１）Ａ工事の１回目の設計変更（ａ１）はＡ工事の当初の設計金額にて行う。

２）Ｂ工事の発注においてＢ工事はＡ工事を対象に調整する

Ｂ工事の調整方法：（Ａ＋Ｂ）－Ａ

ただし、Ｂ工事の調整において現工事（Ａ工事）の設計金額は、Ｂ工事の発注される時点のもの（ａ１）とする。

３）Ａ工事の２回目の設計変更（ａ２）はＡ工事の１回目の設計金額（ａ１）にて行う。（Ｂ工事の影響を受けない）

４）Ｂ工事の１回目の設計変更（ｂ１）はＢ工事の当初の設計金額｛２）で調整された金額｝にて行う。

５）Ａ工事の３回目の設計変更（ａ３）はＡ工事の２回目の設計金額（ａ２）にて行う。（Ｂ工事の影響を受けない）

６）Ｂ工事の２回目の設計変更（ｂ２）はＢ工事の１回目の設計変更した金額｛４）の金額｝にて行う。

２　仮設物の取扱いについて

（１）仮設物は、共用できるものについては調整する。

（２）仮設物の設置費及び撤去費を現工事で計上している場合は、現工事の撤去に係る費用を設計変更により減額し、撤去を行う工事（追加工事）でこれを計上する。

なお、設置・撤去に係る費用がひとつの単価（損料を含む）で作成されている場合又は率化等により各々の算出が困難な場合は、分解しての計上は不要とする。

３　共通仮設費の調整について

（１）工種の適用

現工事と追加工事の「主たる工種」が異なる場合は、現工事と追加工事の合計額に相当するその「主たる工種」の率を適用する。

（２）積上げ計算部分について

１）建設機械器具運搬費

現工事で計上している建設機械等が追加工事に共用又は転用できるものについて調整する。

（注）供用または、転用できる建設機械等の運搬費が現工事で計上されており追加工事を発注する場合は、現工事の運搬費は変更せず追加工事で調整する。

２）その他の共通仮設費

工事の発注条件等を考慮し、調整すべきかどうか判断して行うものとする。

表　３－１　共通仮設費の調整計算方法

１　共通仮設費の調整計算方法は、次のとおりとする。

（１）現工事と当該追加工事の対象額を合算したもので率を算出し共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。

（２）現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と追加工事の対象額の合計に対するその主たる工種の共通仮設費率を適用する。

（３）調整の一般式は次のとおりとする。

$$A \leqq \{B \times (\beta 1 \times \delta 2) + C \times (\beta 1 \times \delta 1)\} - B \times (\beta 2 \times \delta 2)$$

Ａ　：当該追加工事の共通仮設費
Ｂ　：現工事の対象額
Ｃ　：当該追加工事の対象額
β１：（Ｂ＋Ｃ）に相当する主たる工種の共通仮設費率
β２：Ｂに相当する現工事の工種の共通仮設費率
δ１：当該追加工事の共通仮設費補正率
δ２：現工事の共通仮設費補正率

ただし、前記計算の場合にあって、Ａが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。

また、Ａが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

表　３－２　諸経費の調整計算方法

２　諸経費の調整計算方法は、次のとおりとする。

（１）現場環境改善費について
　１）共通仮設費の調整計算方法を準用すること。

（２）現場管理費について
　１）共通仮設費の調整計算方法を準用すること。

（３）一般管理費等について
　１）共通仮設費の調整計算方法を準用すること。

表　３－３　率改正後の追加工事の調整計算方法

３　旧率で積算した工事に改正率で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整については、次のとおりとする。

（１）調整の一般式は次のとおりとする。

１）現場管理費

Ａ≦｛Ｂ×（β１×δ２）＋Ｃ×（β１×δ１）｝－Ｂ×（β２×δ２）

Ａ　：当該追加工事の現場管理費

Ｂ　：現工事の純工事費

Ｃ　：当該追加工事の純工事費

β１：（Ｂ＋Ｃ）に相当する「主たる工種」の改正基準による現場管理費率

β２：Ｂに相当する現工事の工種の改正基準による現場管理費率

δ１：当該追加工事の改正基準による現場管理費補正率

δ２：現工事の改正基準による現場管理費補正率

２）一般管理費等

Ａ≦｛（Ｂ×α１×δ２）＋（Ｃ×α１×δ１）｝－Ｂ×α２×δ２

Ａ　：当該追加工事の一般管理費等

Ｂ　：現工事の工事原価（中止期間中の現場維持費等の費用を含む）

Ｃ　：当該追加工事の工事原価

α１：（Ｂ＋Ｃ）に相当する改正基準による一般管理費等率

α２：Ｂに相当する改正基準による一般管理費等率

δ１：当該追加工事の前払金出割合による補正係数

δ２：現工事の前払金支出割合による補正係数

（２）設計変更について

旧基準により積算した工事の設計変更は、旧基準により積算するものとする。

（３）共通仮設費について

旧率で積算した工事と改正率で積算した工事との共通仮設費の調整方法は、（１）１）現場管理費の取扱いと同様とする。

６．土木請負工事における現場環境改善費の積算

１　対象となる現場環境改善の内容

工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕施設、安全施設）及び地域連携に関するものを対象とする。

２　適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。ただし、次の工事等で、現場環境改善の実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。

現場環境改善を適用対象外とすることができる工事

（１）緊急を要する工事　（災害復旧工事等）

（２）工期が短い工事（道路標識設置、道路情報板等で現地での作業が点在する短期間の工事）

（３）現場が移動する工事（除草等の維持修繕的な工事及び除雪工事等）

３　積算方法等

（１）積算方法

現場環境改善費の積算は、以下の方法により行う。

ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は、積上げ計上とする。

ア　積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上する。

Ｋ ＝ ｉ × Ｐｉ ＋ α

ただし、

Ｋ：現場環境改善費（単位：円、１，０００円未満を切捨て）

ｉ：現場環境改善費率（単位：％、小数第３位を四捨五入して２位止め）

Ｐｉ：対象額（単位：円）（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分）＋無償貸付機械等評価額）

なお、対象額が５億円を超える場合は５億円とする。

α：積上げ計上分の額　（単位：円、１，０００円未満切捨て）

対象額：Ｐｉ		現場環境改善費率：ｉ（％）	
		大都市（２） 市街地	左記以外
直接工事費 （処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等 評価額	５億円以下の場合	ｉ＝56．6・Ｐｉ$^{(-0.174)}$	ｉ＝39．9・Ｐｉ$^{(-0.201)}$
	５億円を超える場合	ｉ＝1．73	ｉ＝0．71

道内において大都市（２）とは札幌市をいう。

市街地とは、施工地域が人口集中地区（ＤＩＤ地区）及びこれに準ずる地区をいう。

なお、ＤＩＤ地区とは、総務省統計局国勢調査による地区別人口密度が４，０００人／ｋm2以上で、その全体が５，０００人以上となっている地域をいう。

イ　率に計上されるものは、［別表］の内容（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）のうち、５項目を基本とした費用である。

また、選択に当っては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目及び実施内容を変更しても良い。

ウ　積上げ計上分（α）に計上するものは、（２）の「熱中症対策・防寒対策に関する費用及び巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものの費用とする。

なお、積上げ計上分（α）については、必要性を十分検討する。

（２）熱中症対策・防寒対策に関する費用

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分の計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。なお、積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。

（３）特記仕様書

現場環境改善費を計上する場合は、別紙の（案）を参考にして、特記仕様書を添付する。

（４）設計変更

現場環境改善費の設計変更における取扱いは、**「設計図書等作成要領（請負工事編）４－４積算上の留意点」**による。

（５）確認事項

工事完了時には、請負人に現場環境改善の実施状況がわかる写真を提出させるとともに、実施された現場環境改善の項目などをチェックして、現場環境改善が適切に実施されていることを確認する。

［　別　表　］

計上費目	実施する項目（率計上分）
仮設備関係	１．用水・電力等の供給設備の充実　２．緑化・花壇　３．ライトアップ施設 ４．見学路及び椅子の設置　５．昇降設備の充実 ６．環境負荷の低減
営繕関係	１．現場事務所・監督員詰所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ２．労働者宿舎の快適化 ３．デザインボックス（交通誘導警備員待機室）の快適化 ４．現場休憩所の快適化 ５．健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	１．工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ２．盗難防止対策（警報機等）
地域連携	１．完成予想図　２．工法説明図　３．工事工程表 ４．デザイン工事看板（各工事ＰＲ看板含む） ５．見学会等の開催（イベント等の実施含む） ６．見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ７．パンフレット・工法説明ビデオ ８．地域対策費等（地域行事等の経費を含む）　９．社会貢献

特記仕様書（A）案　～　（現場環境改善の実施内容を請負人に選択させる場合）

現場環境改善について

1　現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施することを目的とする。

2　現場環境改善の実施内容については、次のとおりとする。
（1）次の［別表］より、実施する項目を選択する。
（2）実施内容は、仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携のうち５項目を基本とし、具体的な実施内容・実施時期については、施工計画書を提出する際に協議する。

［　別　表　］

計上費目	実施する項目（率計上分）
仮設備関係	1．用水・電力等の供給設備の充実　2．緑化・花壇　3．ライトアップ施設 4．見学路及び椅子の設置　5．昇降設備の充実　6．環境負荷の低減
営繕関係	1．現場事務所・監督員詰所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）　2．労働者宿舎の快適化 3．デザインボックス（交通誘導警備員待機室）の快適化　4．現場休憩所の快適化 5．健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1．工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2．盗難防止対策（警報機等）
地域連携	1．完成予想図　2．工法説明図　3．工事工程表　4．デザイン工事看板（各工事ＰＲ看板含む） 5．見学会等の開催（イベント等の実施含む）　6．見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7．パンフレット・工法説明ビデオ　8．地域対策費等（地域行事等の経費を含む）　9．社会貢献

3　工事完了時には、現場環境改善の実施状況がわかる写真等の資料を提出する。

特記仕様書（B）案　～　（現場環境改善の実施内容を指定する場合）

現場環境改善について

1　現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施することを目的とする。

2　現場環境改善の実施内容については、次のとおりとする。
（1）仮設備関係
　　○○を実施する。
（2）営繕関係
　　○○を実施する。
（3）安全関係
　　○○を実施する。
（4）地域連携
　　○○を実施する。

3　現場環境改善の具体的な実施内容・実施時期については、施工計画書を提出する際に協議する。

４　現場環境改善費の実施事例

取り組み内容の選定にあたっては、本事例にとらわれることなく、現場・地域に応じた内容を創意工夫し選定すること。

（仮設備関係）

ア．現場事務所等への照明にイルミネーションを施した。

イ．現場事務所の付近に、壁掛け用の鉢等を設け住民・作業員が親しみやすいようにした。

（営繕関係）

ア．作業員のために屋外休憩場所の設置（木製テーブル、椅子）。

イ．各ＪＶ毎に作業服の色を決めて支給。輻輳している現場で作業員の所属が明確になったことと、作業服の色が鮮やかで現場が明るくなった。

ウ．現場事務所の休憩所に温水シャワー設備や水洗トイレを設置した。

エ．暑い日の作業で作業員の休憩時間に汗ふきとして冷たいおしぼりを配った。

オ．現場事務所に血圧計を置き作業員の血圧を毎日計測して健康管理をした。血圧が高かった人は、作業を中止し帰宅してもらった。

（安全関係）

ア．周辺の転落防止柵が転倒していたため、修繕し、危険な状態を改善した。

イ．道路工事等で写真やキャラクターのデザインを入れた工事看板の設置。

ウ．現場内の新規入場者の顔写真入りの標示板を設置。

（地域連携）

ア．地域住民に土木行政を知ってもらうためＰＲ看板を設置。

イ．何のための工事なのか、完成予想図やイメージパースを現地に標示。

ウ．事業計画概要や計画図を作成して、地域住民等が目視できる場所に掲示し、工事の必要性や竣工後の様子などを広報し、住民への理解度の向上に努めた。

エ．パンフレット及び現場施工ビデオ等を作成し、工事説明に工夫した。

オ．作業現場周辺の環境整備として、横断歩道や歩道の清掃活動を定期的に行った。

カ．橋梁工事の現場近くの小学生を対象として、現場で工事の説明会を行った。

キ．河川工事で、工事着手前に地元住民と工事区間の魚等を捕獲して違う場所に避難させてから工事を行った。

７．労務単価の補正

１　時間外や深夜作業を行う工事の積算

１－１　夜間工事の労務単価

下記に示すような場合は、労務単価の補正を行うものとする。

（１）通常勤務すべき時間帯（８時～１７時）を超えて作業を計画する場合は、次のとおり補正する。

（イ）深夜時間（２２時～５時）については深夜時間外割増し(基準日額×割増対象賃金比×１．５)とする。

（ロ）上記（イ）以外の通常勤務すべき時間帯（８時～１７時）を超えた時間帯は、時間外割増し（基準日額×割増対象賃金比×１．２５）とする。

なお、休息は超過勤務４時間を超えるごとに３０分の休息を与えるものとする。

（２）２交替、３交替を計画する場合、所定労働時間（８時間）＋休息時間（１時間）内は、基準日額とする。

なお、深夜時間（２２時～５時）については、深夜割増し（基準日額×割増対象賃金比×０．２５）を加算するものとする。

ただし、２交替の場合であって、所定労働時間を超えた時間帯は、時間外割増し（基準日額×割増対象賃金比×１．２５）、及び深夜時間外割増し（基準日額×割増対象賃金比×１．５）とする。（例１、２）

（３）現場条件により、やむを得ず、通常勤務すべき時間帯（８時～１７時）を外して作業を計画する場合は、次による。（例３）

（イ）所定労働時間内で６時～２０時にかかる時間帯は、基準日額とする。

（ロ）所定労働時間内で２０時～６時にかかる時間帯は、基準日額×１．５とする。

ただし、作業開始から所定労働時間内とし、所定労働時間を超えた時間帯については前の１項による。

１－２　休日作業の労務単価

緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増（基準額×割増対象賃金比×１．３５）を計上するものとする。その内深夜部分（２２時～５時）にかかる時間帯は、深夜割増（基準額×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。

法定休日とは、使用者の定める週１回、もしくは４週間のうちに４日の休日とする。

１－３　時間外等による割増の計算方法

注 ｱ) 労務費の補正は、超過時間分を含めて全体の労働に対する労務費調整係数（ｗ）を計算し、基準日額を乗じて算出。

ｲ) 施工パッケージ・歩掛内の労務単価は、①1日(8h)当りの補正後労務単価を適用。

ｳ) 交通誘導警備員の労務費単価は、②1日（総労働時間）分の補正後労務単価を適用。

例１　交替制の場合（労務者の作業時間が時間外なしで8h×2組=16hの場合）

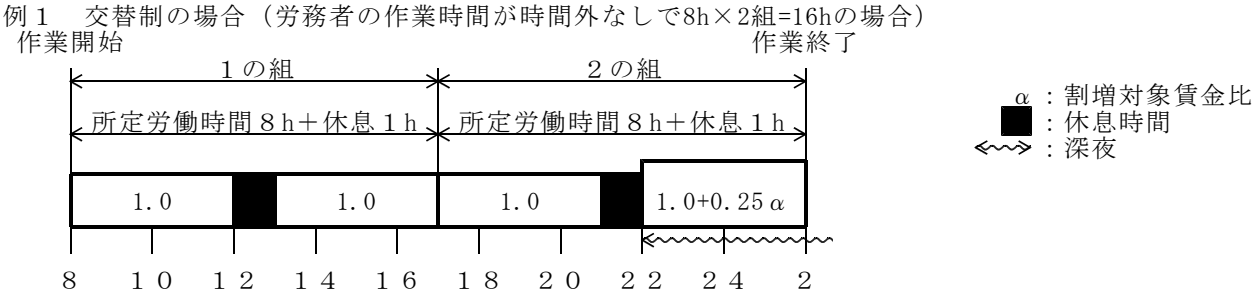

例２　交替制の場合（労務者の作業時間が時間外ありで11h×2組=22hの場合）

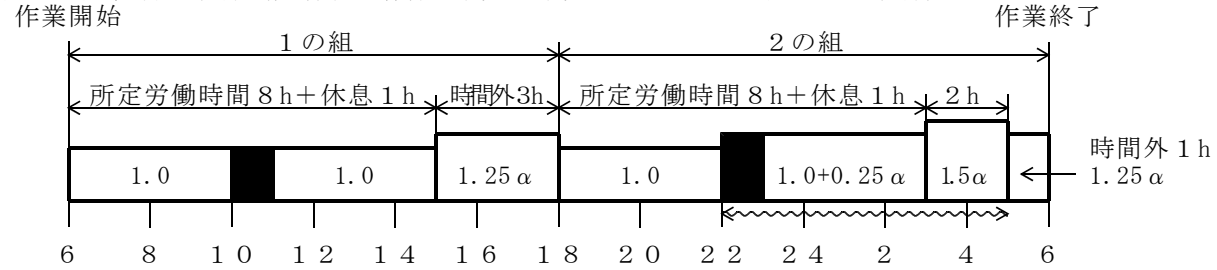

例３　８時～１７時を外して作業する場合（労務者の作業時間が12.5hの場合）

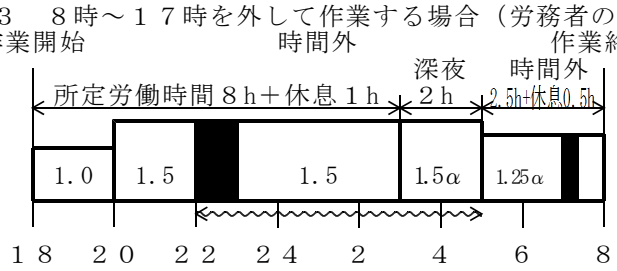

・２０時～３時は３（２）による補正
・３時～５時は深夜時間外割増し
・５時～８時は時間外割増し(休息7:00～7:30)

例１　交替制の場合（労務者の作業時間が時間外なしで8h×2組=16hの場合）

１の組
労務費調整係数（ｗ１）
＝ 1.0

２の組
労務費調整係数（ｗ２）
$$= \frac{8h \times 1.0 + 4h \times 0.25 \times \alpha}{8h}$$

（ｗ）平均労務費調整係数＝（ｗ１×８ｈ＋ｗ２×８ｈ）÷（８ｈ＋８ｈ）
①１日（８ｈ）当りの補正後労務単価＝基準日額×（ｗ）
②１日（総労働時間）分の補正後労務単価＝基準日額×（ｗ）×作業時間１６ｈ÷８ｈ

例２　交替制の場合（労務者の作業時間が時間外ありで11h×2組=22hの場合）

１の組
労務費調整係数（ｗ１）
$$= \frac{8h \times 1.0 + 3h \times 1.25\alpha}{8h + 3h}$$

２の組
労務費調整係数（ｗ２）
$$= \frac{8h \times 1.0 + 4h \times 0.25\alpha + 2h \times 1.5\alpha + 1h \times 1.25\alpha}{8h + 3h}$$

（ｗ）平均労務費調整係数＝（ｗ１×１１ｈ＋ｗ２×１１ｈ）÷（１１ｈ＋１１ｈ）
①１日（８ｈ）当りの補正後労務単価＝基準日額×（ｗ）
②１日（総労働時間）分の補正後労務単価＝基準日額×（ｗ）×作業時間２２ｈ÷８ｈ

例３　８時～１７時を外して作業する場合（労務者の作業時間が12.5hの場合）

労務費調整係数（ｗ）
$$= \frac{2h \times 1.0 + 6h \times 1.5 + 2h \times 1.5\alpha + 2.5h \times 1.25\alpha}{2h + 6h + 2h + 2.5h}$$

①１日（８ｈ）当りの補正後労務単価＝基準日額×（ｗ）
②１日（総労働時間）分の補正後労務単価＝基準日額×（ｗ）×作業時間１２.５ｈ÷８ｈ

２　時間的制約を受ける工事の積算

工事において、下記に示す項目により継続的に時間的制約を受け、通常の作業時間を確保することができない場合における当該作業の積算に係る労務費の算定は次のとおりとする。

２－１　時間的制約条件

（１）現道の交通量の多い時間帯
（２）通勤・通学の時間帯
（３）公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯
（４）工事場所周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等
（５）山間部など現場条件によって作業時間に制約を受ける場合等

（１）～（４）の時間帯を避けた施工を必要とする場合又は（５）の制約を受ける場合とする。
ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週○曜日のみ）を受ける場合は適用しない。
（注）（５）については、「会社所在地から施工現場までの移動」ではなく「現場事務所から施工現場までの移動」による時間的制約を対象とする。

２－２　制約を受ける作業時間の適用範囲

制約を受ける作業時間については、４時間／日以上７．５時間／日以下とする。
なお、制約を受ける作業時間が４時間／日未満の場合は、別途施工条件等を考慮し適正に積算する。
標準拘束時間によらず、作業時間８時間／日以上の場合は該当しない。

２－３　労務費の算定方法

時間的に制約を受ける工事の設計労務単価の補正割増しは、以下の方法により行う。

（１）作業時間の算出
拘束時間＝作業終了時間－作業開始時間（なお、標準拘束時間は９時間とする）
作業時間＝拘束時間－１時間（休憩時間帯）（なお、標準作業時間は８時間とする）

（２）補正割増し係数

時間的制約状況の程度	補正割増し係数
時間的制約を受ける場合	１．０６
時間的制約を著しく受ける場合	１．１４

注）「時間的制約を受ける場合」とは、作業時間が７時間／日を超え７．５時間／日以下をいう。
「時間的制約を著しく受ける場合」とは、作業時間が４時間／日以上７時間／日以下をいう。
作業時間単位は０．５時間／日きざみとする。

（３）労務単価の補正割増し

労務単価は、次式により補正割増しを行う。

１）通常勤務すべき時間帯（８時～１７時）内において作業時間に制約を受ける場合の労務単価

補正後労務単価＝基準日額×補正割増し係数

２）施工条件により、やむを得ず通常勤務すべき時間帯（８時～１７時）を外して作業を行う場合の労務単価

補正後労務単価＝［基準日額＋割増し賃金］×補正割増し係数

３）労務単価に他の特殊割増し（冬期屋外工事の補正割増し等）を合わせて考慮する場合は、割増し部分が重複しないように注意する。

なお、冬期屋外工事の補正割増しを合わせて考慮する場合は、「表２、表３」による。

４）機械付労務の労務費についても補正割増しの対象とする。

５）補正後の労務単価は円止めとする。（円未満切り捨て）

２－４　機械損料の補正

時間的制約を受ける工事の積算に当たって機械損料を補正する場合は、次のとおり行う。

（１）建設機械の供用日当り運転時間が標準と著しく相違すると認められる工事の発注に当たっては、建設機械等損料算定表に示す標準の供用日当り運転時間の補正を行う。

（２）供用日当り運転時間が標準と著しく相違する場合は

$$\frac{t}{to} \leqq 0.8 \quad \text{または} \quad \frac{t}{to} \geqq 1.2$$

（ただし、ｔは当該工事の、ｔｏは損料表上の供用日当り運転時間）の場合を考える。

２－５　工期の算定

時間的制約を受ける工事の工期設定に当たっては、制約された作業時間により適正な工期の設定を行う。

２－６　留意事項

（１）本要領の適用に当たっては、特記仕様書に制約される「工種・施工時間」を施工条件として明示する。

（２）工事着手後、関係機関・自治体等から時間的制約条件を付された場合は、監督員との協議事項とし、設計変更等において適正に対処する。

（３）時間的制約に伴う本要領の適用は、継続的に時間的制約を受ける場合とし、ある特定の日のみの制約、毎週○曜日のみの制約、といった制約の場合は適用しない。

２－７　時間的制約を受ける労務単価の計算方法

【例１】２０時～６時の時間帯の中で２１時～５時までの時間的制約を受けた場合

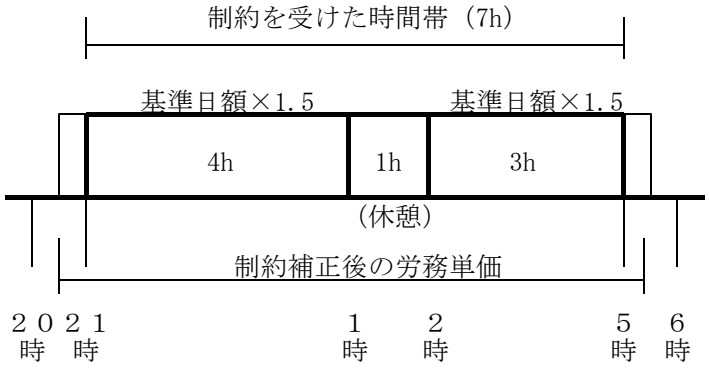

補正後労務単価 ＝［基準日額＋割増し賃金］× 補正割増し係数

＝ 基準日額×1.5×1.14

＝ 基準日額×1.71

ただし、割増し賃金 ＝ 基準日額×0.5

・２１時～５時は、１－１（３）（ロ）による補正

【例２】１８時～４時の時間帯の中で１９時～３時までの時間的制約を受けた場合

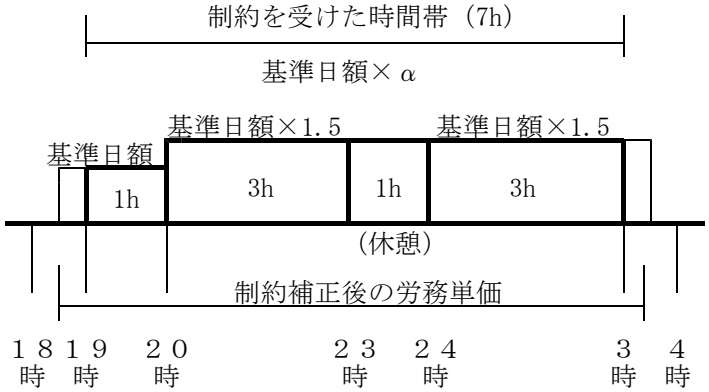

補正後労務単価 ＝［基準日額＋割増し賃金］× 補正割増し係数

＝ 基準日額×1.428×1.14

＝ 基準日額×1.628

ただし、α＝ 割増し率

＝（1h×1.0＋6h×1.5）÷ 7h

＝ 1.428

割増し賃金＝基準日額×0.428

・１９時～２０時は、１－１（３）（イ）により基準日額を計上

・２０時～３時は、１－１（３）（ロ）による補正

３　冬期屋外工事の労務歩掛補正

冬期屋外工事における作業中の採暖時間、降雪待ち時間の増加及び就業時間の減少による実作業時間の短縮等に対する歩掛を補正する場合は下記による。

（１）冬期屋外工事の歩掛補正は、１０月１日以降に（工期が）始まり、工期が当該年度の３月３１日までの期間にあって、かつ、１１月１日から、３月３１日までの期間が全工期日数の２分の１を超える屋外工事について補正の対象とする。
ただし、下記工種等については適用しない。
１）主体工事がトンネル坑内作業のもの、工場製作、その他屋内作業と認められる工事
２）除雪、排雪、コンクリート防寒養生（ただし、コンクリート防寒囲い設置・撤去作業には適用する）、その他屋外作業であっても歩掛が冬期条件下で施工することが前提となっている工事
３）交通誘導警備員

（２）歩掛補正は、屋外労務作業に従事する作業員を対象に行うものとし、冬期の特殊現場条件に対し必要となるコンクリートの保温養生費、除排雪費等は、本補正とは別途に必要額を積算する。

（３）歩掛の補正は、工事の期間別に次表の割増を標準として行う。なお、仮囲い内の作業の場合は、表１の冬期補正率を１／３に補正して適用する。

表　１　（%）

工期始＼工期末	冬　期　補　正　率				
	１１月	１２月	１月	２月	３月
１０月		２	３	３	３
１１月		３	３	４	３
１２月		４	５	４	４
１月			５	５	４
２月				４	３
３月					２

例：　工期が１２月から２月までの場合の補正率は、４％とする。

（４）歩掛の補正は、労務費に対して補正するものとし、次式により冬期補正労務費を積算し、直接工事費及び間接工事費に加算する。
冬期補正労務費＝直接工事費及び間接工事費（積上げ部分）中の補正該当工種労務費×冬期補正率補正後の労務単価は円止めとする。（円未満切り捨て）

（５）歩掛の補正の設計変更での取扱いは、**「設計図書等作成要領（請負工事編）４－４積算上の留意点」**による。

（６）橋梁工事等における製作・架設が一体となった工事で、架設の期間が（１）の工期となる場合には、架設のみを対象として歩掛補正をする。

（７）主体工事が屋外作業で歩掛補正の対象となる工事と屋内作業が混在する場合にあっては、歩掛補正の対象期間は屋外作業の開始日から屋外作業の終了日までとする。

（８）ゼロ国債（道債）については契約後すぐに現場施工ができる場合で、１１月１日から、３月３１日までの期間が全工期日数の２分の１を超える屋外工事について歩掛補正の対象とする。
なお、２月、３月発注工事の着手は４月１日以降を基本とするが、契約後、すぐに着手し無ければなら

ない場合は、３月までの作業について歩掛補正の対象とする。
（例：工期が３月から５月までの場合は該当となる工種に対し、２％を補正する。）

（９）船舶における補正対象労務費は、休止分を除く。（休止分＝供用係数－１）

４．労務単価の補正フローについて

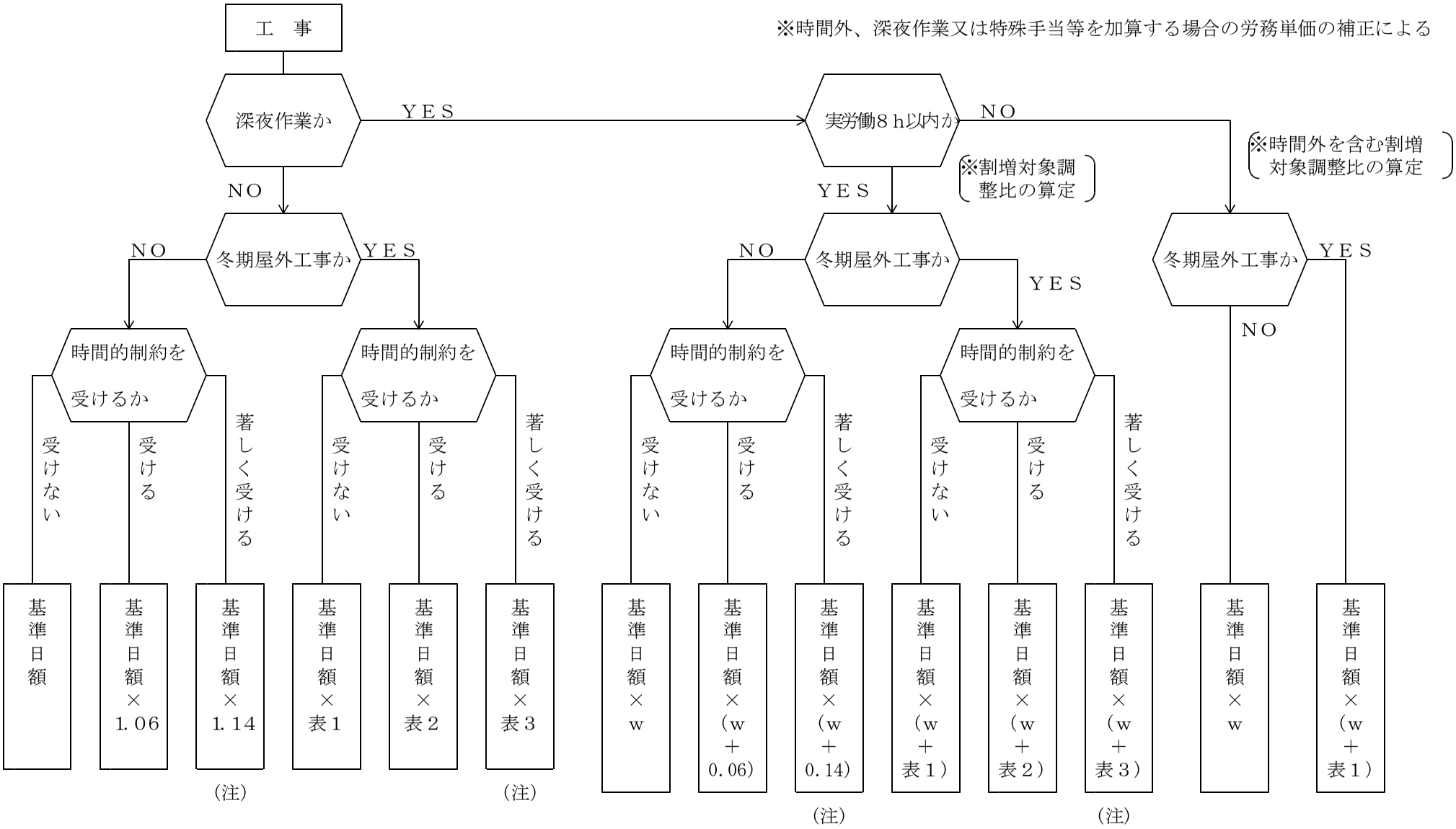

ｗ：労務費調整係数
（注）については、機械損料の補正が必要となる場合がある（２．４「機械損料の補正」）

表　２　「時間的制約を受ける場合」の冬期屋外工事の補正率（%）

工期末 ＼ 工期始	冬　期　補　正　率				
	１１月	１２月	１月	２月	３月
１０月	7	8	9	9	9
１１月	7	9	9	１０	9
１２月	－	１０	１１	１０	１０
１月	－	－	１１	１１	１０
２月	－	－	－	１０	9
３月	－	－	－	－	8

表　３　「時間的制約を著しく受ける場合」の冬期屋外工事の補正率（%）

工期末 ＼ 工期始	冬　期　補　正　率				
	１１月	１２月	１月	２月	３月
１０月	１５	１６	１７	１７	１７
１１月	１５	１７	１７	１８	１７
１２月	－	１８	１９	１８	１８
１月	－	－	１９	１９	１８
２月	－	－	－	１８	１７
３月	－	－	－	－	１６

８．土木請負工事の特許使用料の算定要領

１　目的

この要領は、土木工事を請負に付する場合の設計書に計上する特許使用料の算定要領であり、建設技術の高揚と建設事業の円滑な執行に資することを目的とする。

２　定義

本要領は、土木請負工事工事費の積算に必要な直接経費「特許使用料」に関して示したものである。

なお、特別な場合は、これによらないことができる。

３　特許使用料の適用

特許使用料の適用は、特許権に係る施工法・試験法・製造法並びに特許権、実用新案権及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置等、工業所有権等に係るもの全てを対象とした特許工法等とし、特許法に基づく手続きのうち、設定登録が完了している場合及び、出願を完了し、かつ設定登録が完了していない手続き期間において、当該工法等を使用する積算に適用する。また、特許使用料を計上するのは、共有特許及び民間特許工法等を使用する場合とする。

４　特許使用料の積算

特許使用料は工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は契約に基づき使用する特許の使用料、及び派出する技術者等に要する費用の合計額とする。

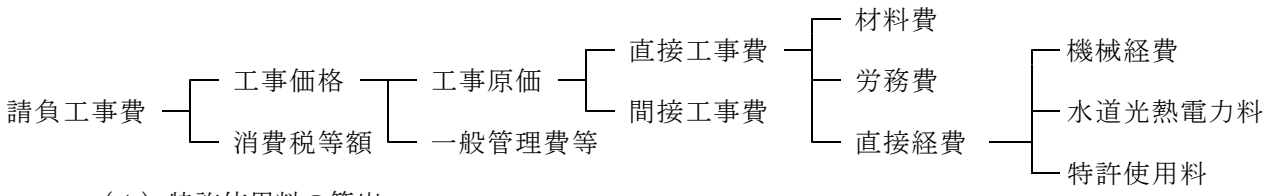

（１）特許使用料の算出

共有特許工法等を使用する場合は、実施契約に基づく、民間企業等が有する特許権の持分に対応した特許使用料を計上し、民間特許工法等を使用する場合は、当該特許工法に係る全ての特許使用料を計上する。

なお、特許権、実用新案権及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置等については、特許使用料が含まれている場合があるので留意されたい。

９．工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算

工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算について
受注者の責に帰すことのできない場合により、請負工事の設計図書の変更に伴う工期の延長や一時中止（以下「工期延長等」という。）した場合の増加費用等については、下記により積算するものとする。

１　増加費用の考え方

１－１　増加費用の適用

増加費用等の適用は、工期延長等に伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。

１－２　増加費用の範囲

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、工期延長等となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

（１）工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、工事延長等に伴い、工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は現場常駐の従業員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。

（２）工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に　要する費用等とする。

（３）工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、現場常駐の従業員の転入に要する費用等とする。

（４）工期延期となる場合の費用

工期延長等となる場合の費用とは、工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。

（５）工期短縮を行った場合の費用

工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。

２　増加費用の算定

２－１　増加費用の構成

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中に計上し、一般管理費等の対象とする。

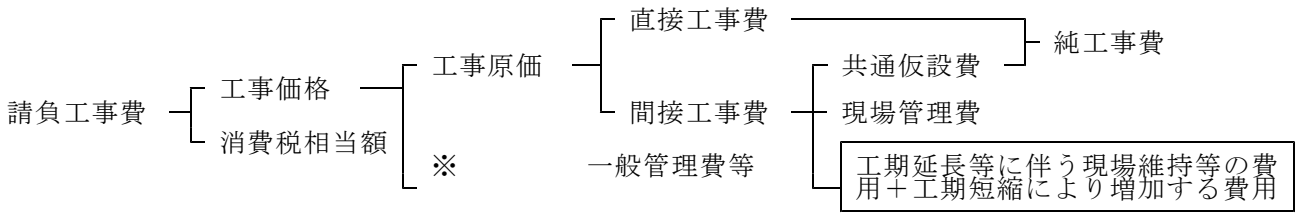

※工期延長等に伴う本支店における増加費用を含む

（注）工期延長等に伴い、発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとする。

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、工期の延長等の期間３ヶ月以内の算定方法は以下のとおりとする。ただし、工期の延長等の３ヶ月を超える場合や道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合等は、別途考慮すること。

２－２　工期延長等に伴う現場維持等に要する費用

（１）標準積算により算定する場合、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。

１）増加費用の構成項目は、次のとおりとする。

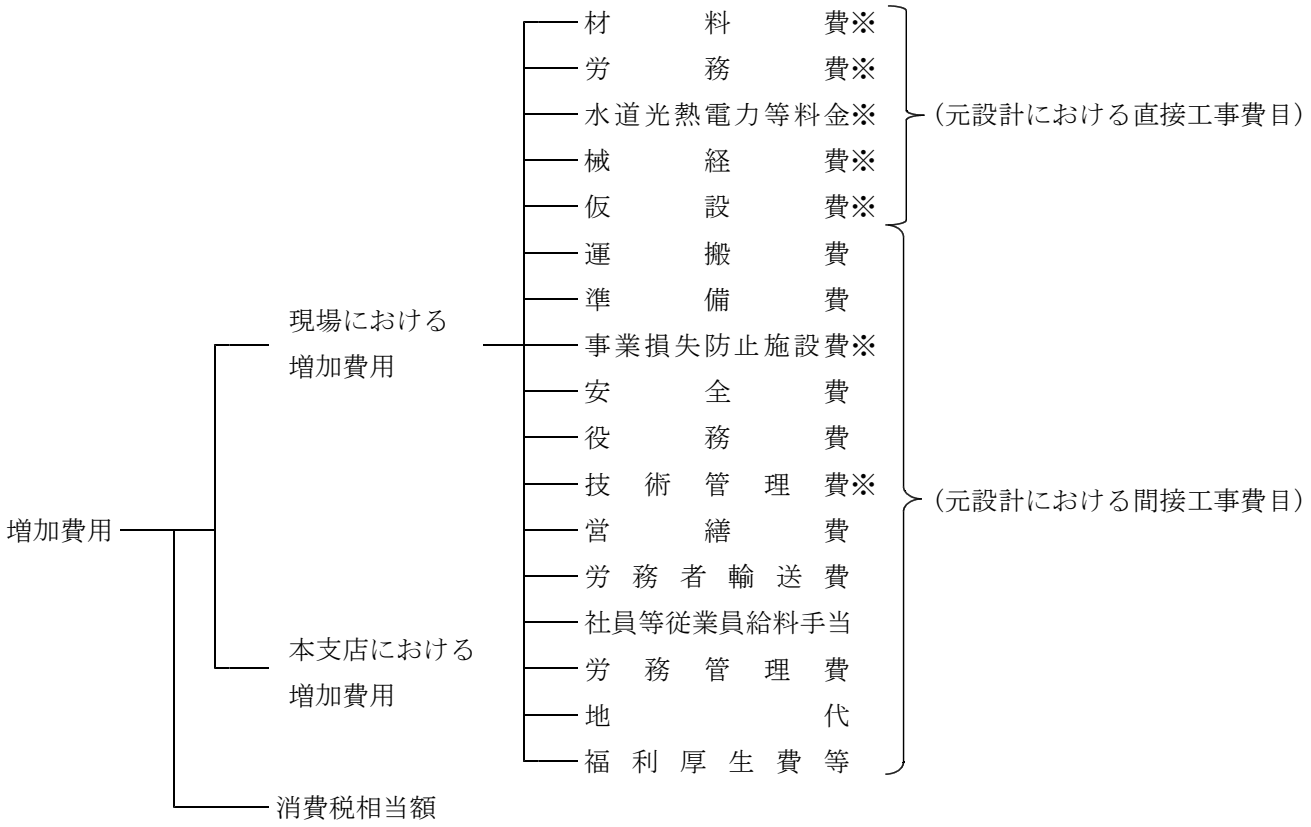

※積上げ項目

２）増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

ｉ）現場における増加費用

イ　材料費

① 材料の保管費用

工事を工期延等長したために，元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を，発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を工期延長等したために，元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を，発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮した形状されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用

ロ　労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費

作業を伴わない作業員の労務費は，原則として計上しない。

ただし，必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があり，受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために，受発注者協議により工事現場に常駐させた，トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と，従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ　水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため，発注者が指示し，あるいは受発注者協議により工期延長等の要因発生後，再開までの間に稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

ニ　機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

ⓐ 工事現場の維持のため存置することが必要であること，又は搬出費及び再搬入費（組立て，解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により，発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て，解体費，賃料・損料，管理費を含む。）

ⓑ 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運搬費用

ホ　仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料，設備等のうち，元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが，工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上，発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）

③ 工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

ヘ　運搬費

① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

工期延長等の要因発生時点に現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類，資材等のうち，工期延長等されたために，新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械，材料，仮設物等の運搬費用

ト　準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ，再開準備のための諸準備・測量等で，発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

チ　事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ　安全費

① 既存の安全設備に係る費用

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち，原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる，安全設備等の工期延長等に伴う損料及び維持補修の費用

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが，工期延長等に伴い，工事現場の安全を確保するため，発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

ヌ　役務費

① プラント敷地，材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の工期延長等期間に係る借上げ，解約などに要した増加費用

② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る工期延長等期間中の基本料

ル　技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし，現場搬入済の調査・試験用の機器，技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には，仮設費に準じて積算した費用

ヲ　営繕費

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の工期延長等期間に係る維持費，補修費及び損料額又は営繕費，労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における工期延長等期間中の維持費，補修費，損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ　労務者輸送費

元設計が，営繕費，労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

カ　社員等従業員給料手当

工期延長等期間中等の工事現場の維持等のために，受発注者協議により定めた次の費用

① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械，電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用

② 工期延長等の要因発生時点に現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用

③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間，現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

④ 工期延長等となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

ヨ　労務管理費

① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

工期延長等によって遊休となった労務者のうち，当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお，専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており，かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

② 解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ　地 代

現場管理費の内，営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間の費用

レ　福利厚生費等

現場管理費の内，現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用

ⅱ）　本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

ⅲ）　消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

（２）算定方法

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、以下の式により算出する。

$G = dg \times J + \alpha$

ただし、

G　：工事延長等に伴う現場維持等の費用（単位：円　１，０００円未満切り捨て）

ｄｇ：工事延長等に係る現場経費率（％　小数第４位四捨五入３位止め）
（前記２－２（１）２）に示す準項目）

J　：対象額（工事延長等時点の契約上の現場管理対象純工事費）（単位：円　１，０００円未満切り捨て）

α　：積上げ費用（単位：円　１，０００円未満切り捨て）
（前記２－２（１）１）に示す積上げ項目）

１）工事延長等に伴い増加する現場経費率

$$dg = A\left\{\left(\frac{J}{a \times J^{b} + N}\right)^{B} - \left(\frac{J}{a \times J^{b}}\right)^{B}\right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

ただし、

ｄｇ：工事延長等に伴い増加する現場経費率（％　小数第４位四捨五入３位止め）

Ｊ：対象額（工事延長等時点の契約上の純工事費）（単位：円　１，０００円未満切り捨て）

Ｎ：工事延長等日数（受注者の責に帰す場合は除く）（日）
ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長等日数

Ｒ：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

Ａ：
Ｂ：
ａ：
ｂ：
工種ごとに決まる係数（別表－１）

別表－1

工種区分	係数A							係数B							係数a	係数b
	一般交通影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	山間僻地及び離島	一般交通影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	山間僻地及び離島		
河川工事	1901.4	－	－	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	-0.3284	－	－	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615
河川・道路構造物工事	410.4	－	－	453.5	452.4	452.4	413.5	-0.2019	－	－	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057
海岸工事	521.4	－	－	550.7	561.8	561.8	488.2	-0.2306	－	－	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	4.2009	0.2226
道路改良工事	78.9	－	－	87.2	87.0	87.0	79.4	-0.0714	－	－	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611
鋼橋架設工事	4760.3	－	5819.2	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	-0.3805	－	-0.3793	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9850	0.2036
PC橋工事	1238.0	－	－	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	-0.2884	－	－	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394
橋梁保全工事	3393.5	－	－	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5	-0.3455	－	－	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	1.6260	0.2838
舗装工事	923.0	1754.5	1331.5	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	-0.2725	-0.3002	-0.2837	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	0.3147
共同溝等工事(1)	213.2	－	－	247.5	241.0	241.0	232.8	-0.1455	－	－	-0.1480	-0.1468	-0.1468	-0.1496	0.4678	0.3598
共同溝等工事(2)	314.1	－	－	363.9	354.7	354.7	341.7	-0.1833	－	－	-0.1852	-0.1843	-0.1843	-0.1865	0.0142	0.5399
トンネル工事	1070.6	－	－	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-0.2619	－	－	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	0.1118	0.4194
砂防・地すべり等工事	275.1	－	－	288.4	295.3	295.3	254.5	-0.1797	－	－	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132
道路維持工事	303.5	362.0	363.4	333.4	333.6	363.7	302.7	-0.1653	-0.1588	-0.1628	-0.1634	-0.1643	-0.1636	-0.1623	1.6840	0.2898
河川維持工事	635.1	－	－	697.2	697.9	697.9	633.0	-0.2406	－	－	-0.2391	-0.2399	-0.2399	-0.2381	8.0310	0.2114
下水道工事(1)	103.2	－	133.3	119.9	116.7	116.7	112.6	-0.0941	－	-0.0975	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.5192	0.3472
下水道工事(2)	282.4	－	333.1	306.7	308.7	308.7	276.7	-0.1811	－	-0.1770	-0.1781	-0.1796	-0.1796	-0.1763	1.1316	0.3060
下水道工事(3)	366.6	－	－	422.5	412.8	412.8	395.6	-0.1891	－	－	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	2.7078	0.2589
下水道工事(4)	186.2	－	225.2	206.0	205.4	205.4	188.0	-0.1419		-0.1404	-0.1408	-0.1414	-0.1414	-0.1401	0.6805	0.3202
公園工事	643.6	－	－	715.1	711.5	711.5	654.3	-0.2235	－	－	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739
コンクリートダム工事	115.6	－	－	－	－	－	－	-0.0824	－	－	－	－	－	－	0.3392	0.3621
フィルダム工事	91.3	－	－	－	－	－	－	-0.0673	－	－	－	－	－	－	0.1633	0.3963
電線共同溝工事	266.2	323.7	320.4	293.4	293.1	320.0	267.2	-0.1540	-0.1467	-0.1510	-0.1518	-0.1529	-0.1520	-0.1504	0.0035	0.6165

（注）係数A・Bの区分施工地域区分は、「第Ⅰ編第２章②間接工事費３現場管理費」によるものとする。

１０．排出ガス対策型建設機械の使用

１　排出ガス対策型建設機械の使用について

１－１　総則

土木工事積算基準で指定する排出ガス対策型建設機械を使用する工事の積算については、建設現場作業環境の改善、及び大気環境の保全を目的とし、排出ガス対策型建設機械＊1（以下排対機械）を使用することを原則とする。

ただし、発注者が貸与する機械を使用する場合には対象としない。

また、トンネル工事については**「土木工事積算基準　305　トンネル工」**による。

なお、排出ガス浄化装置＊2を装着した建設機械（以下、排対機械を含め排対機械等）を使用することで排対機械と同等とみなす。

１－２　工事の監督及び検査にあたって

（１）施工計画書には「排出ガス対策型の建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械」を使用するか「排出ガス未対策型建設機械」を使用するかを明記させる。（別紙　施工計画書例を参照）

（２）排対機械等を使用する場合の対応

イ．工事施工中においては、使用する建設機械の写真撮影を行わせ監督員に提出させ確認を行う。

ロ．工事完成検査時には、工事写真により確認を行う。

（３）排対機械等を使用できない場合の対応

排対機械等を使用できない理由書を監督員に提出させる。（別紙　理由書例を参照）

（理由書内容　例）

イ．リース会社に在庫がない

ロ．自社持ち機械を使用する

ハ．浄化装置を装着できない

＊１　排出ガス対策建設機械とは、排出ガス対策型エンジン＊3を搭載し、メーカーの申請によって型式指定された機械のことである。

＊２　排出ガス浄化装置とは、「建設技術評価制度」または、「民間開発建設技術の技術審査・証明事業」によりその性能を確認された浄化装置である。

＊３　排出ガス対策型エンジンとは、排出ガス基準値を満足したエンジンで国土交通省で型式の認定を受けたものである。

２　排出ガス対策型建設機械を使用できない場合の設計変更の運用について

１）当運用は、北海道建設部及び建設管理部が発注する土木事業に適用する。

２）排出ガス対策型建設機械（以下、排対機械とする）を使用できず、未対策型機械（以下、非排対機械とする）を使用する場合は、それぞれの施工単価で、設計変更を行う。排出ガス対策型建設機械については、土木工事積算基準で指定する排出ガス対策型建設機械による。

３）積算機種と現場での使用機械に相違（ブルドーザで積算したが、現場ではバックホウを使用）があっても、その積算工種に対する使用機械が排対機械か非排対機械かを確認し、設計変更を行う。

例）ブルドーザ掘削押土に対し、当初積算が　２１ｔ級ブルドーザで排対機械を使用している場合
①現場使用機械が　０．８m3バックホウで非排対機械を使用する場合
→　２１ｔ級ブルドーザの非排対機械に設計変更を行う。
②現場使用機械が　０．８m3バックホウで排対機械を使用する場合
→　設計変更は行わない。
（機械機種は変更せず、排対に対してのみを変更を行う。）

４）設計変更は、施工計画書を提出後（工事施工前に）、速やかに行う。

５）設計変更理由は、「排出ガス未対策型建設機械の使用により次の工種の変更を行う。（○○○、△△△）」とする。（○、△には、土砂掘削、流用土盛土、切土法面整形等の細目を記入する。）

＜施工計画書例＞

使　用　機　械　一　覧

機種	規格	台数	使　用　工　種	排出ガス対策	そ　の　他
			（記入例） 土砂掘削 岩盤掘削 法面整形 路盤工締固め	（記入例） 排対（第○次基準値） 浄化装置付 非排対	

＜理由書例＞

排出ガス対策型建設機械を使用できない理由書

（元号）○○年（○○年）　月　日

（工事監督員）様

（請負者名）

<table>
<tr><td>工　事　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>現場代理人名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>機　械　名</td><td></td><td>規　　格</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">当該工事で使用できない理由

（例）自社持機械を使用し、排出ガス浄化装置を装着するには資金不足のため</td></tr>
<tr><td colspan="4">今後の使用方針

（例）資金調達が出来しだい、排出ガス浄化装置を装着する予定（１年後を予定）</td></tr>
<tr><td>機　械　名</td><td></td><td>規　　格</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">当該工事で使用できない理由

（例）自社持機械に対応する排出ガス浄化装置メーカーが市場にないため</td></tr>
<tr><td colspan="4">今後の使用方針

（例）自社持機械に対応する排出ガス浄化装置メーカーが市場に追加されしだい、装着する予定</td></tr>
</table>

第１部　土木工事積算要領（一般土木編・電気編・機械編）

目　　次

第２編　電気通信編

１．土木請負工事工事費積算要領（電気通信編）　……　要領・電気－　1

１　適用範囲　……　要領・電気－　1
２　設計労務単価　……　要領・電気－　1
３　請負工事費の構成　……　要領・電気－　1
　１．請負工事費の基本構成　……　要領・電気－　1
　２．請負工事費の内訳　……　要領・電気－　2
　３．用語の定義　……　要領・電気－　4
４　工事費の積算　……　要領・電気－　5
　１．機器・材料等の区分　……　要領・電気－　5
　２．機器単体費　……　要領・電気－　5
　３．鋼構造製作物　……　要領・電気－　5
５　工事用資材設計単価策定要領　……　要領・電気－ 11
６　直接工事費　……　要領・電気－ 12
　１．材料費　……　要領・電気－ 12
　２．労務費　……　要領・電気－ 12
　３．直接径費　……　要領・電気－ 12
　４．輸送費　……　要領・電気－ 12
７　間接工事費　……　要領・電気－ 13
　１．総則　……　要領・電気－ 13
　２．共通仮設費　……　要領・電気－ 13
　３．現場管理費　……　要領・電気－ 13
　４．機器間接費　……　要領・電気－ 13
　５．一般管理費等　……　要領・電気－ 17
　６．その他留意事項　……　要領・電気－ 17
　７．契約保証に係る一般管理費等率の補正の取扱いについて　要領・電気－ 17
８　間接費の取扱いについて　……　要領・電気－ 18
　１．間接工事費等の項目別対象表　……　要領・電気－ 18
９　電線及び電線管類の積算の運用について　……　要領・電気－ 19
　１．配管・配線工　……　要領・電気－ 19

１．土木請負工事工事費積算要領（電気通信編）

１　適用範囲

この要領は、北海道建設部（土木事業）において施工する電気通信設備関係工事の積算に適用する。

２　設計労務単価

電気通信関係設計労務単価は、北海道建設部『単価コード』の労務単価（公共工事設計労務単価、電気通信技術者労務単価）を適用する。

３　請負工事費の構成

１．請負工事費の基本構成

１－１　請負工事費の構成は、次のとおりとする。

（１）　一般工事

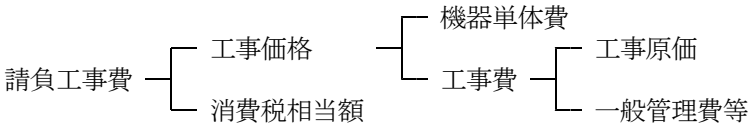

（注）　製造請負の場合は、「請負工事費」を「設備費」、「工事価格」を「据付価格」、「工事」を「据付」と読み替えるものとする。

（イ）　機器単体費の内訳

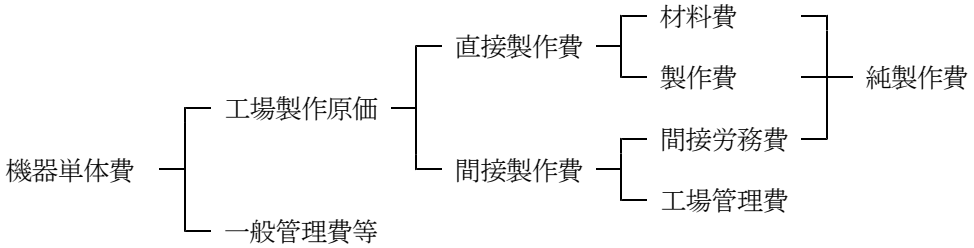

（ロ）　工事費の内訳

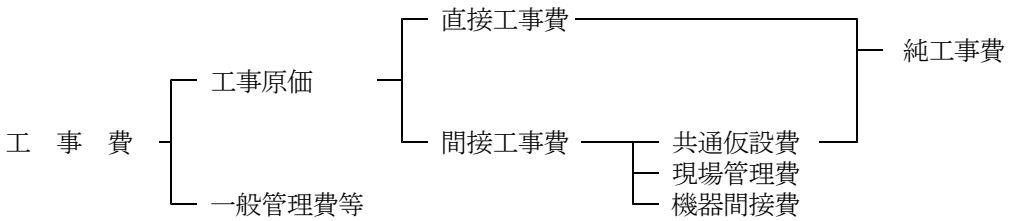

（２）　鉄塔・反射板工事

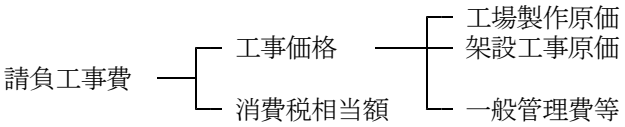

（イ）　工場製作原価の内訳

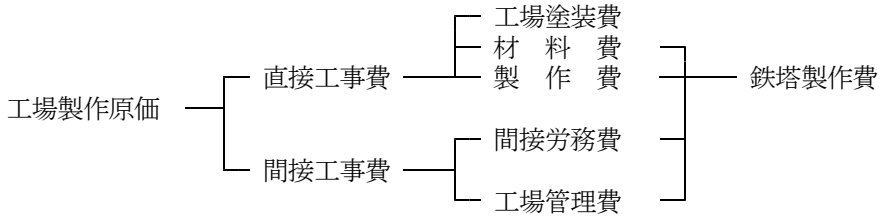

(注)工場管理費の対象額は直接工事費と間接労務費の和であり、詳細は**「土木工事標準積算基準書第Ⅳ編第7章①鋼橋製作工」**によるものとする。

（ロ）　架設工事原価の内訳

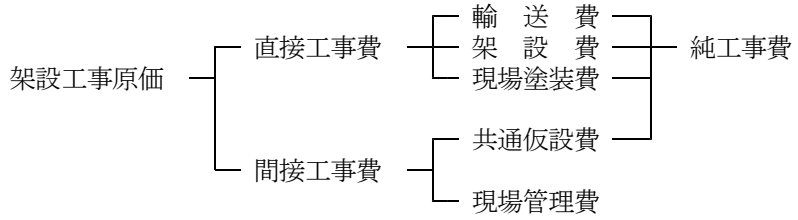

２．請負工事費の内訳

２－１　一般工事の請負工事費は、次の各号に掲げるものとする。

（１）工事価格

機器単体費と工事費の合計である。

ア　機器単体費

機器単体費は、電気通信設備の構成要素である機器の単体価格の合計である。

（ア）工場製作原価

工場製作原価は、直接製作費、間接製作費の合計である。

ａ　直接製作費

（ａ）材料費

製作に当たって、直接及び補助的に使用される材料の費用である。

（ｂ）製作費

工場製作にかかる直接費である。

ｂ　間接製作費

（ａ）間接労務費

工場製作にかかる間接費で、間接作業賃金、事務技術職員給与、間接外注費、製作外注費、横持運搬費である。

（ｂ）工場管理費

工場管理費は工場製作にかかる間接費で、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信・交通費、動力・用水・光熱費、交際費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、動産賃貸料、電算関係費、雑費である。

（イ）一般管理費等

機器単体費の一般管理費等は、工場製作を行う企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなる。

一般管理費等率＝一般管理費等/工場製作原価

イ　工事費

（ア）工事原価　　工事原価は、直接工事費と間接工事費の合計である。

（ａ）直接工事費は、箇所又は工事種別により各工事部門を、工種、種別、細別、名称に区分し、それぞれの区分ごとに、材料費、労務費、直接経費、機器及び鉄塔・反射板の輸送費の４要素について積算する。

（ｂ）間接工事費

ⅰ　間接工事費

間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費、現場管理費及び機器間接費に分類する。

ⅱ　共通仮設費

共通仮設費は、次に掲げるものについて積算する。

（ⅰ）運搬費

（ⅱ）準備費

（ⅲ）事業損失防止施設費

（ⅳ）安全費

（ⅴ）役務費

（ⅵ）技術管理費

（ⅶ）営繕費

（ⅷ）現場環境改善費

ⅲ　現場管理費

現場管理費は、工事施工に当たって、工事を管理するために必要な共通仮設費、機器間接費以外の経費とし、現場管理費を構成する各費目について積算するか、又は次の現場管理費率を用いて積算するものとする。

現場管理費率＝現場管理費/純工事費（ただし、純工事費＝直接工事費＋共通仮設費）

ⅳ　機器間接費

機器間接費は技術者間接費と機器管理費の合計である。

（ⅰ）技術者間接費

技術者間接費は、工事施工に当たって、機器の製作工場等から派遣される技術者等に対する製作工場等にかかる間接費であり、次の技術者間接費率を用いて積算するものとする。

技術者間接費率＝技術者間接費/派遣労力費（ただし、派遣労力費とは、技術労力費のうち当該機器の製作工場等から派遣される労力費をいう。）

（ⅱ）機器管理費

機器管理費は工事施工にあたって機器の調達、機器の施工現場での適切な管理等に要する経費であり、次の機器管理費率を用いて積算するものとする。

機器管理費率＝機器管理費/機器単体費

（イ）一般管理費等

一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなり、次の一般管理費率を用いて積算するものとする。

一般管理費等率＝一般管理費等/工事原価

（２）消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算する。

２－２　鉄塔・反射板工事の請負工事費は、次の各号に掲げるものとする。

（１）工事価格

工場製作原価、架設工事原価、一般管理費等の合計である。

ア　工場製作原価

工場製作原価は、設備の構成要素である鉄塔・反射板の工場製作費である。

（ａ）直接工事費

ⅰ　工場塗装費：工場において行う製品の塗装に要する費用である。

ⅱ　材料費　　：**「土木工事標準積算基準書第Ⅳ編第7章①鋼橋製作工」**によるものとする。

ⅲ　製作費　　：**「土木工事標準積算基準書第Ⅳ編第7章①鋼橋製作工」**によるものとする。

（ｂ）間接工事費

ⅰ　間接労務費

「土木工事標準積算基準書第Ⅳ編第7章①鋼橋製作工」によるものとする。

ⅱ　工場管理費

「土木工事標準積算基準書第Ⅳ編第7章①鋼橋製作工」によるものとする。

イ　架設工事原価

直接工事費と間接工事費の合計である。

（ａ）直接工事費

輸送費、架設費、現場塗装費の合計である。

ⅰ　輸送費　　：工場製作品を施工現場まで運搬する費用である。

ⅱ　架設費　　：**「土木工事標準積算基準書第Ⅳ編第7章①鋼橋製作工」**によるものとする。

ⅲ　現場塗装費：据付時に行う設備の塗装に要する費用である。

（ｂ）間接工事費

共通仮設費と現場管理費の合計である。

ⅰ　共通仮設費：一般工事の共通仮設費による。

ⅱ　現場管理費：一般工事の現場管理費による。

ウ　一般管理費等

一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなり、次の一般管理費率を用いて積算するものとする。

（工場製作から現場架設まで一括請負とする場合）

一般管理費等率＝（一般管理費等）／（工場製作原価＋架設工事原価）

（２）消費税相当額

一般工事の消費税相当額による。

３．用語の定義

（１）　「技術者」とは、電気通信技術者をいう。

（２）　「技術員」とは、電気通信技術員をいう。

（３）　「技術者等」とは、電気通信技術者及び電気通信技術員をいう。

４　工事費の積算

１．機器・材料等の区分

電気通信設備工事に用いる器資材の区分は次によるものとし、その具体的区分は**表－１**によるものとする。

「機器」とは、「当該機器の製作工場で機能、性能の確認（品質証明等を含む）がなされて調達されるもので、施工現場においては加工等を必要としないもの」をいう。

「材料」とは、「素材品質等の確認（認証等を含む）が製作工場等でなされて調達されるもので、施工現場において造成、加工を必要とするもの」をいう。

「鋼構造製作物」とは、「施工現場条件に応じ個別に工場製作がなされ、製作工場で仮組立等により品質検査・構成等の確認がなされる鋼構造製作物で、現場において組立・架設等を必要とするもの」をいう。

２．機器単体費

機器単体費の算定は以下による。

（１）　機器単体費は、工事施工にあたっての機器の調達価格（原則として積算基準日における市場価格）とし、消費税相当分は含まないものとする。

（２）　機器の価格算定は**「３　請負工事費の構成１－１（１）（イ）機器単体費の内訳」**に基づき積上げ計算するものとし、設計単価は**「５　工事用資材設計単価策定要領」**による。ただし、見積りによる機器費の決定方法は、**「５．単価の策定、５－３見積書の徴取による単価策定」**による。

（３）　機器費は機器製作工場の工場渡し価格とし、出荷工場から施工現場までの輸送費は別途計上する。

（４）　支給品の価格決定については、発注者が調達した機器を支給する場合、現場発生機器を発注者が保管し再利用品として支給する場合とも、設計時の類似品価格とする。

３．鋼構造製作物

鋼構造製作物にかかる工事費の算定は、以下による。

（１）　鋼構造製作物にかかる工事費の算定は、**「３　請負工事費の構成１－１（２）鉄塔・反射板工事」及び「土木工事標準積算基準書第Ⅳ編第7章①鋼橋製作工」によるものとする。**

（２）　工場製作原価の算定は、**「３　請負工事費の構成１－１（２）（イ）工場製作原価の内訳」**に基づき積み上げ計算するものとし、設計単価は**「５　工事用資材設計単価策定要領」**による。ただし、見積りによる工場製作原価の決定方法は、**「５．単価の策定、５－３見積書の徴取による単価策定」**による。

（３）　工場製作原価は、製作工場の工場渡し価格とし、工場から施工現場までの輸送費は別途計上する。

（４）　一般管理費等は、工場製作にかかる本支店等の経費及び付加利益である。ただし、工場製作と現場架設を同一業者に発注する場合の一般管理費等は現場架設費の工事原価を含めて調整する。

表－1　機器・材料等の区分

設備等名称	機　　器	材　　料	鋼構造製作物	備　考
多重無線通信装置	①多重無線装置 ②空中線及びレドーム ③伝送装置、端局装置及び同ユニット ④遠方監視制御装置、回線監視装置 ⑤①～④に類する装置	①ケーブル・電線 ②電線管等管路材及び附属品 ③導波管 ④避雷針、避雷器、接地材 ⑤ケーブルラック	①通信鉄塔 ②反射板構造物 ③空中線取付架台 ④ケーブルラック等鉄塔付帯設備（鉄塔と一体のもの） ⑤反射板面	
テレメータ設備	①監視局の無線装置、空中線、分配器、同軸避雷器、操作卓、プリンター、表示盤 ②観測局、中継局等の無線装置、空中線、同軸避雷器、雨量計又は水位計、直流電源装置、太陽電池電源装置 ③上記①、②に類する装置	①ケーブル・電線 ②電線管等管路材及び附属品 ③避雷針、避雷器、接地材 ④パンザーマスト ⑤空中線取付金具	①観測局舎・観測局舎架台（アルミ・木製等含む）	
放流警報設備	①制御監視局の無線装置、空中線、分配器、同軸避雷器、操作卓、タイプライタ、表示盤 ②警報局の無線装置、空中線、同軸避雷器、サイレン及びサイレン制御盤、拡声器及び音声増幅装置、放流警報表示機及び同制御盤等 ③中継局はテレメータ設備に準じる ④上記①、②に類する装置	①ケーブル・電線 ②電線管等管路材及び附属品 ③避雷針、避雷器、接地材 ④パンザーマスト	①表示機支柱構造物	

設備等名称	機　　器	材　　料	鋼構造製作物	備　考
移動体通信設備	①総括局、統制局の主制御装置、データ回線終端装置、表示制御装置、監視制御端末、時計装置及び監視表示盤 ②基地局の基地局装置、空中線共用装置及び空中線、同軸避雷器 ③移動局の携帯型及び車載型移動局装置 ④上記①～③に類する装置	①ケーブル・電線 ②電線管等管路材及び附属品 ③避雷針、避雷器、接地材 ④空中線取付金具		
衛星通信地球局設備	①固定型衛星地球局のアンテナ装置、送受信装置、個別通信端局装置、画像端局装置及び回線制御装置 ②可搬型衛星通信地球局のアンテナ装置、送受信装置、端局装置、小型交換装置、画像端局装置、画像設備及び車輌・付帯設備 ③上記①、②に類する装置	①ケーブル・電線 ②電線管等管路材及び附属品 ③導波管 ④避雷針、避雷器、接地材		
電話交換設備	①自動電話交換装置本体、操作卓、電話機 ②電話交換設備に附帯するネットワーク装置、交換装置、接続装置 ③上記①、②に類する装置	①ケーブル・電線及び配線材料 ②電線管等管路材及び付属品 ③避雷器、保安器 ④壁掛形中継端子盤		

設備等名称	機　　器	材　　料	鋼構造製作物	備　考
受変電設備	①受電盤、き電盤、変圧器盤、配電盤、蓄電池盤、動力盤及び電灯盤（低圧盤）等設備を構成する盤類 ②避雷器、変圧器、遮断機、蓄電池等単体で設備を構成するもの ③直流電源盤及び定電圧定周波盤、監視・制御設備 ④上記①～③に類する装置	①ケーブル・電線及び配線材料 ②電線管路材及び附属品 ③ケーブルラック ④ハンドホール ⑤接地材 ⑥コンクリート柱及び装柱材 ⑦トラフ ⑧ダクト及び付属品	①屋外機構（ストラクチャー）	
発電機	①発電機又は原動機 ②発電機盤、切替盤、その他受変電設備に準ずる盤類 ③直流電源盤、吸排気・冷却・燃料移送等の補機類 ④監視・制御盤設備 ⑤上記①～④に類する装置	①ケーブル・電線及び配線材料 ②電線管等管路材及び附属品 ③ケーブルラック ④ハンドホール ⑤接地材 ⑥コンクリート柱及び装柱材 ⑦トラフ		
共同溝電気設備	換気ファン、排水ポンプ、ガス検知器、監視・制御盤・照明盤及び類する装置	①ケーブル・電線及び配線材料 ②電線管等管路材及び付属品 ③ケーブルラック		
トンネル非常警報	トンネル非常警報表示機及び制御機、押しボタン式通報装置、火災検知器、監視・制御盤類、消火器、電話機及び類する装置	①ケーブル・電線及び配線材料 ②電線管等管路材及び付属品 ③ケーブルラック	①表示機支柱構造物	
トンネル換気制御設備	煙霧透過率計（ＶＩ計）、一酸化炭素検出計（ＣＯ計）、風向・風速計のセンサー類、監視・制御盤及び類する装置	①ケーブル・電線及び配線材料 ②電線管等管路材及び付属品 ③ケーブルラック		

設備等名称	機　　器	材　　料	鋼構造製作物	備　考
道路情報設備	①道路情報表示板、主制御機、機側操作盤 ②交通量観測装置の超音波感知器等のセンサー類及び制御盤類 ③交通止装置の遮断機、機側操作制御盤、監視・制御盤等 ④道路気象観測装置の各種センサー類（気温、路温、反射比率計、積雪計、雨量計、風向・風速計等）監視・制御盤類 ⑤上記①～④に類する装置	①ケーブル・電線及び配線材料 ②電線管等管路材及び付属品	①表示機支柱構造物 ②各種センサー支持構造物	
ＣＣＴＶ設備	カメラ、固定・電動ズームレンズ、カメラケース、雲台、旋回装置、制御装置、モニターテレビ、操作卓、ネットワーク装置及び類する装置	①ケーブル・電線及び配線材料 ②電線管等管路材及び付属品	①カメラ支持構造物	
レーダ雨(雪)量計設備	①レーダ基地局の空中線、導波管加圧装置、送受信装置、レーダ動作監視装置、指示装置、通信制御装置 ②データ処理局等の通信制御装置、データ処理装置、ネットワーク装置 ③上記①、②に類する装置	①ケーブル・電線及び配線材料 ②電線管等管路材及び付属品	①空中線取付架台	
河川情報処理装置	処理装置、入出力インターフェイス装置、入出力中継装置、データ表示盤（グラフィックパネルを含む）、ネットワーク装置及び類する装置	①ケーブル・電線及び配線材料 ②電線管等管路材及び付属品		

設備等名称	機　　器	材　　料	鋼構造製作物	備　考
ダム・堰制御処理設備	処理装置、入出力インターフェイス装置、入出力中継装置、データ表示盤（グラフィックパネルを含む）、ネットワーク装置及び類する装置	①ケーブル・電線及び配線材料 ②電線管等管路材及び付属品		
そ　の　他	①模写電送装置 ②測定器 ③空気調和装置 ④配電盤、制御盤（発注者仕様に基づき個別製作するもの） ⑤発注者仕様に基づき個別製作する照明器具 ⑥光成端箱（発注者仕様に基づき、個別製作するもの） ⑦個別製作ソフトウエア ⑧パッケージソフトウエア ⑨ネットワークスイッチ（ラインインターフェースを含む） ⑩光伝送装置 ⑪⑨、⑩に類する装置	①一般照明柱（物価資料等掲載の規格品等） ②照明器具（灯具、ランプ、安定器、自動点滅器含む） ③分電盤 ④光ケーブル ⑤光成端箱（汎用品） ⑥光接続材（クロージャ） ⑦光コード	①発注者仕様に基づき個別製作する照明柱	

（注）１．本資料において、設備名及び機器名等は、代表的なものを掲げたものであり、他の設備欄で掲げたものは、全て同様に扱うものとする。

２．本資料に記載のないものは、類似品から判断するものとする。

３．発注者仕様に基づき個別製作する照明柱を照明器具と一体として扱う場合は、「機器」として扱うものとする。

４．「発注者仕様に基づき個別製作する照明器具」とは、発注者が提示した形状、機能等に基づき、器具製作メーカーが個別に製作する照明器具をいう。

５．「発注者仕様に基づき個別製作する照明柱」とは、発注者が提示した形状、機能等に基づき、ポール製作メーカーが個別に製作する照明器具をいう。

６．一般照明柱（物価資料等掲載の規格品等）の「規格品」とは、物価資料に掲載されている「個別製作照明柱」以外の照明柱及び類似照明柱をいう。

７．照明用等の電力引き込み柱（鋼管ポール）については、照明柱に準ずるものとする。

８．本資料の鋼構造製作物欄に掲載のない鋼構造物の取扱については、概ね100kg未満のものについては「材料」扱いとし、それを越えるものについては「鋼構造製作物」扱いとする。

５　工事用資材設計単価策定要領

「第１部　土木積算要領（一般土木編・電気編・機械編）　第１編　一般土木編　３．工事用資材設計単価策定要領」を適用する。

６　直接工事費

直接工事費は、材料費、労務費、直接経費、輸送費の合計である。

１．材料費

材料費は、工事を施工するに必要な材料の費用とし、その算定は次の（１）及び（２）による。

（１）　数　量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算する。

（２）　価　格

価格は、**「工事用資材設計単価策定要領」**による。

２．労務費

労務費は、工事を施工するのに必要な労務の費用とし、その算定は次の（１）（２）及び（３）による。

（１）　所要人員

所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛を使用する。

（２）　労務賃金

労務賃金は、工事作業に直接従事した技術労働者及び技能労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労力費の基本給をいう。

基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算する。

補正後の労務単価は円止めとする。（円未満切り捨て）

基本給は、次による。

イ　技術労力費

電気通信技術者及び技術員をいい、**北海道建設部「単価コード表」**による。

ロ　技能労力費

電気通信設備工事に従事する、公共工事設計労務単価に示されている電工、普通作業員等をいい、**北海道建設部「単価コード表」**による。

（３）各賃金は、次のとおり補正を行う。

冬期屋外施工については、据付歩掛等の補正として、労務単価を補正する。

補正率は**「第１編　一般土木編　７．労務単価の補正」**による。

補正後の労務単価は、円止めとする。（円未満切り捨て）

３．直接経費

以下に示す他は**「第１編　一般土木編　１．土木請負工事工事費積算要領（一般土木編）　３　請負工事費の費目　３－１（３）」**による。

（１）　旅費・交通費

工事現場への派遣に要する技術労働者の旅費・交通費は、必要に応じ計上することができる。

４．輸送費

輸送費は、機器及び鋼構造製作物を製作工場の所在地から工事現場まで輸送するために必要な費用であり、**「土木工事積算基準 102-360 直接工事費に計上する貨物自動車による運搬」**による。

7　間接工事費

1．総　則

この算定基準は、間接工事費のうち共通仮設費、現場管理費、機器間接費の算定に係る必要な事項を定めたものである。共通仮設費の構成は、下記のとおりとする。

- 間接工事費
  - 共通仮設費
    - 運搬費
    - 準備費
    - 事業損失防止施設費
    - 安全費
    - 役務費
    - 技術管理費
    - 営繕費
    - 現場環境改善費
  - 現場管理費
  - 機器間接費
    - 技術者間接費
    - 機器管理費

2．共通仮設費

共通仮設費の取り扱いは、**「第１編　一般土木編　１．土木請負工事工事費積算要領（一般土木編）　３　請負工事費の費目　３－２－１」**に準ずるものとし、諸経費率に関する工種区分は次表による。

表－４　工種区分

工　事　条　件	工事区分
道路における電気通信設備据付（工事）	道路維持工事
道路以外における　〃	河川維持工事

3．現場管理費

「第１編　一般土木編　１．土木請負工事工事費積算要領（一般土木編）　３　請負工事費の費目　３－２－２」に準ずる。

4．機器間接費

機器間接費は、技術者間接費と機器管理費により構成され、それぞれ以下によるものとする。

（１）技術者間接費

１）技術者間接費は、機器等の据付調整及びシステム・インテグレーションのために製作工場等から派遣される技術者等に対する、製作工場等にかかる経費で次の項目及び内容である。

①従業員給与手当

当該製作工場の間接部門の従業員(以下、「間接部門従業員」という。)の給料、諸手当及び賞与。

②退職金

間接部門従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰込額。

③法定福利費

間接部門従業員に係る労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額。

④福利厚生費

間接部門従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要す

る費用。

⑤補助材料及び工場消耗品費

⑥事務用品費

⑦通信交通費

⑧雑　費

①から⑦までに属さない諸費用

２）技術者間接費の算定

①技術者間接費の算定は、**表－５**の設備等分類に従って、技術労力費ごとに求めた技術者間接費率を技術労力費に乗じて得た額の範囲内とする。

②２種以上の設備からなる工事については、その主たる設備の技術者間接費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとらわれることなく設備を選定する。

ただし、システム・インテグレーションに関わる技術者間接費は独立して算定する。

ア）積算方法

技術者間接費（Ｑ）＝（Ａ×ｍ１＋Ｂ×ｍ２）×Ｋ

Ａ　：技術者賃金単価

Ｂ　：技術員賃金単価

ｍ１：調整に要する技術者数

ｍ２：調整に要する技術員数

Ｋ　：技術者間接費率

（注）１．模写電送装置、移動通信設備（単信方式）等は技術間接費の対象としない。

２．「据付、給電線布設、光ファイバーケーブルの接続・試験」及び「調整作業量が軽微かつ高度な技術力を要しない据付作業に含まれる調整」は技術者間接費の対象としない。

３．システム・インテグレーションに係る技術者間接費にあたっては、上記ｍ１、ｍ２の「調整」を「システム・インテグレーション」と読み替えるものとする。

（２）機器管理費

１）機器管理費は、工事施工にあたって機器の調達、機器の施工現場での適切な管理等に要する経費で、次の項目及び内容である。

①機器の施工現場における管理にかかわる費用

機器の施工現場内での保管における必要な安全施設、安全管理及び運搬等に要する費用。

②技術管理に要する費用

機器の品質管理のための施工現場における試験・検査及び試運転等に要する費用。

③保険料

機器の施工現場内における火災保険、損害保険等の保険料。

④機器の調達に要する費用

機器の調達、製作の調達等に要する費用。

⑤訓練等に要する費用

機器の操作運用に関して発注者等への教育訓練に要する費用。

⑥機器製作期間中の現場経費

機器製作期間がある場合に期間中の施工現場の安全管理等に要する費用。

⑦事務用品費
⑧通信交通費
⑨雑費
①から⑧までに属さない諸費用

2）機器管理費の算定

①機器管理費の算定は、**表－６**の対象機器単体費に従って、適用区分ごとに求めた機器管理費率を機器単体費に乗じて得た額の範囲内とする。

3）積算方法

機器管理費＝対象額（機器単体費の合計）　×　機器管理費率

(イ)機器管理費の対象となる機器単体費は「①機器・材料区分」の機器に該当するものの合計額をいう。

(ロ)機器管理費率は**表－６**とする。

(ハ)機器の製作のみを行う場合又は機器を支給する場合等には、機器管理費率は**表－７**に定める補正係数を**表－６**で算定した機器管理費率に乗じて得た率とする。

表－５　技術者間接費率

設備分類		技術者間接費率（%）（K）	備考
種別	細別		
受変電設備	特高	１７０	
	高圧	１２０	
発電設備	水力	１５０	
	高圧	８０	
	低圧	８０	
無停電電源装置		５０	
直流電源装置		５０	
トンネル非常警報設備		５０	
道路情報表示装置		８０	
移動通信設備		８０	
多重無線通信設備		１１０	
衛星通信地球局設備		１５０	
テレメータ・放流警報設備		９０	
電話交換設備		１１０	
ＣＣＴＶ設備		８０	
レーダ雨（雪）量計設備		１７０	
情報処理設備		１７０	
システム･インテグレーション		１７０	

表－６　機器管理費率

対象機器単体費 / 適用区分 / 項　目	1,400万円以下	1,400万円を超え２億円以下		２億円を超えるもの
	下記の率とする	機器管理費率算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
機器管理費率［%］	18.22	42,380.2	-0.4711	5.21

機器管理費率算定式

$$L = A \cdot E^{b}$$

ただし　L　：機器管理費率［%］
E　：対象額（機器単体費の合計）［単位：円］
A、b：変数値
(注) Lの値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

表－７　機器管理費率の補正

種　　別	補正係数
機器製作及び据付調整を行う場合	１．０
機器製作のみを行う場合	０．５
機器を支給する場合	０．５
機器移設する場合	０．５
上記を複合した場合	補正係数算定式により算出された係数（h）

（注）**表－６**で求めた機器管理費率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

補正係数算定式

$$h = \frac{Ea + (Eb + Ec + E_d) \times 0.5}{E}$$

ただし　h　：補正係数
E　：対象額（機器単体の合計）［単位：円］
Ea　：Eのうち機器製作及び据付調整を行う機器の機器単体費計［単位：円］
Eb　：Eのうち機器製作のみを行う機器の機器単体費計［単位：円］
Ec　：Eのうち支給する機器の機器単体費相当額計［単位：円］
E_d　：Eのうち移設する機器の機器単体費相当額計［単位：円］
(注) hの値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

５．一般管理費等

一般管理費等率は、**「第１編　一般土木編　１．土木請負工事工事費積算要領（一般土木編）　３　請負工事費の費目３－３」**による。

６．その他留意事項

（１）端数処理

イ　機器単体費の合計の金額は１０，０００円単位とし、１０，０００円未満は切り捨てる。
　　直接工事費の合計の金額は１０，０００円単位とし、１０，０００円未満は切り捨てる。

ロ　技術者間接費、機器管理費の金額は１，０００円単位とし、１，０００円未満は切り捨てる。
　　機器間接費（技術者間接費＋機器管理費）の金額は１０，０００円単位とし、１０，０００円未満は切り捨てる。

ハ　工事価格は、１０，０００円単位とする。工事価格の１０，０００円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、**「第１編　一般土木編　１．土木請負工事工事費積算要領（一般土木編）　３　請負工事費の費目３－３　『表８　一般管理費等率表』」**及び**表９、表１０の**一般管理費等率の補正で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の１０，０００円未満の金額を除いた額を計上する。

　　なお、一般管理費等を計上しない場合には、工事価格の調整を行わない。

（２）上記以外の間接費の取り扱いは、**「第１編　一般土木編」**による。

７．契約保証に係る一般管理費等率の補正の取扱いについて

機器費の価格決定にあたり、契約保証費を含めた条件で行っていることから、一般管理費等率の補正の対象額からは、除外するものとする。

（見積により価格の決定を行う場合、その一般管理費等の中には契約保証費が含まれている）

８　間接費の取扱いについて

１．間接工事費等の項目別対象表

表－７　間接工事費等の項目別対象表

間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
対象額 項　目	直接工事費	直接工事費＋共通仮設費 ＝純工事費	純工事費＋現場管理費 ＋機器間接費 ＝工事原価
機　器　単　体　費	×	×	×
機器単体費(支給品等)	×	×	×
鋼構造製作物 工場製作原価	×	×	○
技術者間接費	×	×	○
機　器　管　理　費	×	×	○
材料費(光ケーブル)	×	○	○
購入のみの一般材料費	×	×	○

○対象とする　×対象としない

（注）１．「機器単体費」とは**「表－１　機器・材料等の区分」**の機器に該当するものをいう。

２．「鋼構造製作物工場製作原価」とは**「表－１　機器・材料等の区分」**の鋼構造製作物に該当するものをいう。

３．工事で購入のみとなった一般材料の間接工事費の積算

（ア）既に現場納品済みの場合や製造取り消し、減額変更の協議等の対応が困難な場合は、納品後、発注者は速やかに物品管理台帳に登録し引き取ることとする。

（イ）購入した材料が発注者へすぐに引き渡される場合は、共通仮設費と現場管理費の対象としないが、品質確認、安全対策及び養生などを実施している場合は、必要な費用（例：共通仮設費や現場管理費の一部）を別途計上できる。

（ウ）後工事において、支給品として使用する場合は、土木工事標準積算基準書のとおり（共通仮設費及び現場管理費の対象）とする。

９　電線及び電線管類の積算の運用について

１．配管・配線工

１－１　材料の数量算出

材料費は、据付（工事）に必要な材料の費用であり、電算、電線管及びケーブル類の所用数量の算出は、「電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領（平成１２年３月改訂）－社団法人建設電気技術協会発行」に基づき、原則として必要数量を各部にわたり詳細に算出して計上することとする。

（１）　電線及びケーブル類の所用数量は、現地の調査又は、設計図書により「立上り」「引下げ」「弛み」「接続」「曲り」「端末処理部分」などの必要数量を各部にわたり詳細に算出して計上するものとする。

（２）　架空電線路の弛度は、その線種と径間に応じて弛度を算出し、計上するものとする。

（３）　電線管の数量は、（１）項に準じ「立上り」「引下げ」「曲り」等、必要数量を各部にわたり詳細に算出して計上するものとする。

１－２　電線管附属品

（１）　トンネル、橋梁及び地中電線路等で直線部分が長い延長の場合は、極力積上積算とする。
また、工事内容から率計上することが不適当なものにあっては、積上積算とする。

（２）　その他、（１）以外の一般的配管路は、原則として**表－８**により一式金額として算出してよい。

表－８　電線管附属品率表

品　　名	数　　量	積　　算
電線管附属品	１式	電線管本体合計額×１５％

注１　電線管附属品に含まれる品名は、次のとおりとする。
カップリング、ロックナット、ブッシング、サドル（ケーブル止め用サドルは除く）、アースクランプ、サドル止め用木ネジ等。

注２　次のものは、電線管付属品に含まず実数を計上するものとする。
ターミナルキャップ類、ユニバーサル、エキスパンションカップリング、コンクリートアンカー、フレキシブル及びプリカチューブ、ノーマルベンド、異種管継手、可とう電線管の付属品。

注３　ノーマルベンドは、それを使用しなければ施工できない場合、その使用を指定する場合など特別な事情がない限り設計書に計上しない。

第１部　土木工事積算要領（一般土木編・電気編・機械編）

目　　次

第３編　機械設備編

１．土木請負工事工事費積算要領（機械設備編）　……　要領・機械－　1

１　適用範囲　……　要領・機械－　1
２　請負工事費の構成　……　要領・機械－　1
３　請負工事費の費目　……　要領・機械－　2
　１．製作原価　……　要領・機械－　2
　２．据付工事原価　……　要領・機械－　4
　３．設計技術費　……　要領・機械－　8
　４．一般管理費等　……　要領・機械－　9
　５．消費税等相当額　……　要領・機械－ 10

４　工事用資材設計単価策定要領　……　要領・機械－ 11

５　請負工事費の積算　……　要領・機械－ 12
　１．製作原価　……　要領・機械－ 12
　２．据付工事原価　……　要領・機械－ 13
　３．設計技術費　……　要領・機械－ 20
　４．一般管理費等　……　要領・機械－ 20
　５．消費税等相当額　……　要領・機械－ 20
　６．材料等の価格等の取扱い　……　要領・機械－ 20
　７．支給品の取扱い　……　要領・機械－ 20
　８．処分費等の扱い　……　要領・機械－ 21
　９．間接労務費、工場管理費の項目別対象表　……　要領・機械－ 22
　１０．共通仮設費、現場管理費の項目別対象表　……　要領・機械－ 22
　１１．設計技術費、一般管理費等の項目別対象表　……　要領・機械－ 23
　１２．機械設備設計数値基準について　……　要領・機械－ 23
　１３．契約保証に係る一般管理費等率の補正　……　要領・機械－ 31
　１４．端数処理　……　要領・機械－ 32

６　基準の解説　……　要領・機械－ 33
〔解〕１．製作原価　……　要領・機械－ 33
〔解〕２．据付工事原価　……　要領・機械－ 33
〔解〕３．設計技術費　……　要領・機械－ 37
〔解〕４．材料費等の価格等の取扱い　……　要領・機械－ 37
〔解〕５．随意契約方式により工事を発注する場合　……　要領・機械－ 38
〔解〕６．連続発注工事における工数補正　……　要領・機械－ 40
〔解〕７．土木工事に機械設備を一体で発注する場合　……　要領・機械－ 40

１．土木請負工事工事費積算要領（機械設備編）

１　適　用　範　囲

この要領は、北海道建設部の治水事業、道路事業等における水門設備、ゴム引布製起伏堰ゲート設備、揚排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気設備、トンネル非常用施設、消融雪設備、道路排水設備、共同溝付帯設備、駐車場設備、車両重量計整備、車両計測設備、道路用昇降設備、河川浄化設備、ダム管理設備、遠方監視操作制御設備、鋼製付属設備等の製作据付工事に適用する。

２　請負工事費の構成

請負工事費の構成は、次のとおりとする。

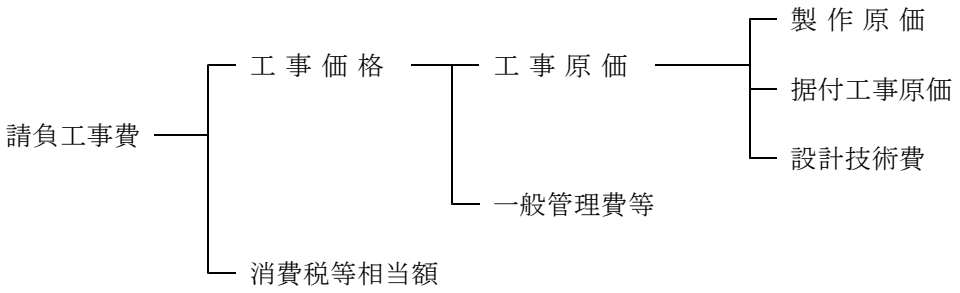

（１）　製作原価

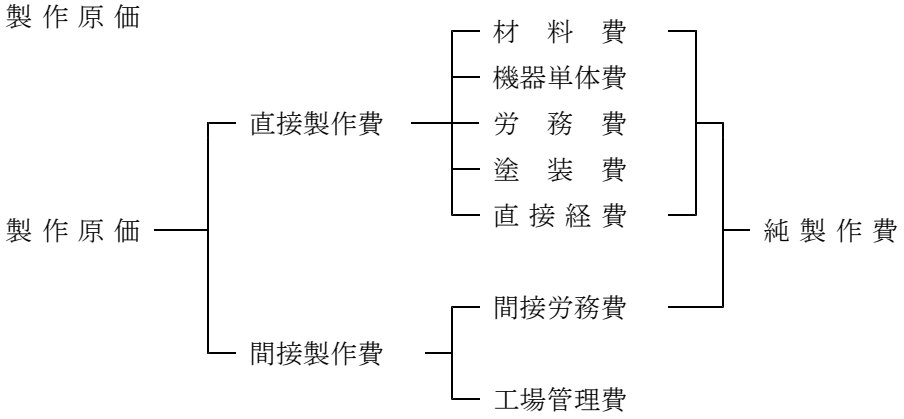

（２）　据付工事原価

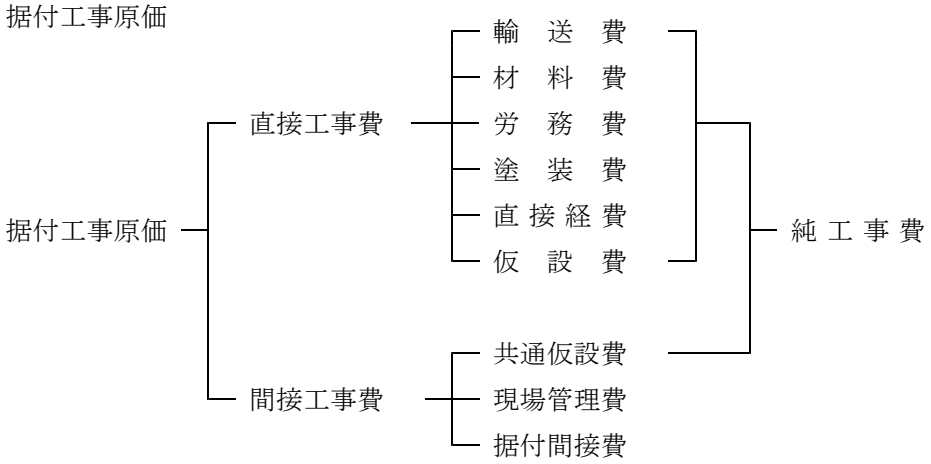

３　請負工事費の費目

１．製作原価

製作原価の費目は次のとおりとする。

１－１　直接製作費

（１）材　料　費

製作に当たって、直接及び補助的に使用される材料の費用である。

１）直接材料費

設備の構成要素である製品の製作に関して直接消費され、原則としてその製品の基本的実体となって再現する材料及び部品の費用。

２）補助材料費

設備の構成要素である製品の製作に関して、補助的に消費され、製造過程において多くは消滅し、原則として製品の基本的実体となって再現されない材料の費用。

（２）機器単体費

設備の構成要素である製品の製作に当たって、そのまま組込むことが出来る機器、又は単体の製品で設備の構成要素となるものの費用である。

（３）労　務　費

設備の構成要素である製品の製作に直接従事する作業者に対して支払われる賃金であり、基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額からなる。

なお、工場社内試験及び工場立会確認のために必要となる製品の仮組立・調整・解体に直接従事する作業員に対して支払われる賃金は、労務費に含まれる。

（４）塗　装　費

工場において行う製品の塗装に要する費用である。

（５）直 接 経 費

設備の構成要素である製品の製作に必要な木型費、試運転費、特別経費に要する費用である。

１）木　型　費

木型費が鋳放し単価に含まれていない場合の木型に要する費用

２）試 運 転 費

特に必要と認められる試運転に要する費用

３）特 別 経 費

特に必要があると認められる模型実験費、特許使用料等に要する費用

１－２　間接製作費

工場（据付工事部門等を除く）の管理運営のために要する費用及び製作品の製造設計に係る費用（システム設計費用を除く）である。

なお、工場社内試験及び工場立会確認のために必要となる費用のうち、試験装置・計器等の費用は工場管理費に含まれ、試験・運転費用は間接労務費、工場管理費に含まれる。

（１）間接労務費

１）間接工・工場管理業務者の給料手当等

工場における間接工・工場管理業務に従事した従業員に支払われる、基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額等

２）製造設計に係る従業員並びに間接工の給料手当等

製作品の製造設計に直接従事した従業員並びに間接工の基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額等。

（２）工場管理費

１）消耗工具備品費

消耗工具、備品等の費用

２）工場消耗品費

消耗品等の費用

３）事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

４）修繕維持費

建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等

５）通信交通費

通信費、交通費及び旅費

６）会議費

会議に要する費用

７）交際費

来客等の応対に要する費用

８）法定福利費

従業員に関する労災保険料、雇用保険料・健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額等に要する費用

９）福利厚生費

工場の従業員に係わる慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞い等福利厚生、文化活動等に要する費用

１０）動力用水光熱費

工場における電気料、水道料、ガス料、重油等燃料費等に要する費用

１１）印刷製本費

工場における資料のコピー、写真、印刷製本等に要する費用

１２）試験試作費

製品、材料、機械等の検査料及び製品開発、研究、設計、試作等に要する費用

１３）教育訓練費

工場における技能養成、啓発、資格取得、安全訓練等に要する費用

１４）地代家賃

工場の土地、建物等の借地料に要する費用

１５）保険料

工場の建物、機械、自動車等の損害保険料、火災保険に要する費用

１６）租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課、ただし機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く

１７）減価償却費

工場の有形固定資産、無形固定資産、繰延資産等の償却費に要する費用。

１８）製作外注経費

製品の加工・塗装等を専門業者に外注する場合に必要となる費用

１９）工場内運搬費

製品の工場内運搬等に要する費用、製品の輸送に伴う荷造り費

２０）雑費等

１）から１９）までに属さない諸費用

２．据付工事原価

据付工事原価の費目は次のとおりとする。

２－１　直接工事費

（１）輸　送　費

製作工場の所在地から据付現場まで製品の輸送に要する費用である。

（２）材　料　費

工事を施工するに当り、直接及び補助的に使用される材料の費用である。

１）直接材料費

直接に消費され、原則として設備の基本的実体となって再現する材料及び部品の費用である。

２）補助材料費

補助的に消費され据付過程において多くは消滅し、原則として設備の基本的実体となって再現されない材料の費用である。

（３）労　務　費

工事を施工するに当り、直接従事する作業者に対して支払われる賃金であり、基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与からなる。

（４）塗　装　費

据付時に行う設備の塗装に要する費用である。

（５）直 接 経 費

工事を施工するに当り、直接必要な特許使用料、水道光熱電力料、機械経費、試運転経費及び特別経費等に要する費用である。

１）特許使用料

契約に基づき使用する特許の使用料。

２）水道光熱電力料

工事を施工するために必要とする電力、電灯使用料及び用水使用料。

３）機 械 経 費

工事を施工するために必要とする機械器具の経費で、機械損料、運転経費等の合計額。

４）試運転経費等

特に必要と認められる総合試運転に要する費用。

５）特別経費

特に必要があると認められる費用。

（６）仮　設　費

工事を施工するために必要とする仮設物の設置・解体、電力等の供給設備、仮道、仮橋、現場補修等に要する費用。

２－２　間接工事費

（１）共通仮設費

共通仮設費の項目及び内容は、次のとおりとする。

１）運　搬　費

イ．機械器具の運搬に要する費用

ロ．現場内における機材の運搬に要する費用

２）準　備　費

イ．準備及び後片付けに要する費用

ロ．調査、測量、丁張等に要する費用

ハ．伐開、整地及び除草に要する費用

３）事業損失防止施設費

工事施工に伴って発生する騒音、地盤沈下、地下水の断絶等の事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該仮施設の維持管理等に要する費用である。

４）安　全　費

イ．安全施設等に要する費用

ロ．安全管理等に要する費用

ハ．イからロに掲げるもののほか工事施工上必要な安全対策等に要する費用。

５）役　務　費

イ．土地の借上げに要する費用

ロ．電力、用水等の基本料

ハ．電力設備用工事負担金

６）技術管理費

イ．品質管理のための試験等に要する費用

ロ．出来形管理のための測量等に要する費用

ハ．工程管理のための資料の作成に要する費用

ニ．完成図書、設備管理台帳等の作成及び電子納品等に要する費用

ホ．イからニまでに掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用

７）営　繕　費

イ．現場事務所、倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用

ロ．労働者宿舎の営繕に要する費用又は、労働者の宿泊に要する費用

ハ．労働者の輸送に要する費用

ニ．営繕費に係る敷地の借上げ費用

（２）現場管理費

工事を施工するに当り、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の費用である。

１）労務管理費

現地採用の労働者及び事務員にかかる次の費用。

イ．募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）

ロ．慰安、娯楽及び厚生に要する費用

ハ．直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用

ニ．賃金以外の食事、通勤等に要する費用

ホ．労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

２）事務員給料手当等

現地採用の事務員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当等）及び賞与。

３）退職金

現地採用の事務員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額。

４）事務用品費

現地における事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費。

５）通信交通費

現地における通信費、交通費及び旅費。

６）交際費

現地への来客等の応対に要する費用。

７）法定福利費

現地採用の労働者及び事務員に関する労災保険料、雇用保険料・健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額。

８）福利厚生費

現地採用の事務員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用。

９）安全訓練等に要する費用

現地における安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用。

１０）保険料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料。

１１）租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。

ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

１２）補償費

工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通等による事業損失に係る補修費。

ただし、臨時にして巨額なものは除く。

１３）据付外注経費

据付工事を専門業者等に外注する場合に必要になる経費。

１４）工事登録費

工事実績の登録等に要する費用。

１５）公共工事機械設備労務者賃金実態調査に要する費用

１６）雑費

１）から１５）までに属さない諸費用。

（３）据付間接費

据付工事部門等を管理運営するために要する費用である。

１）間接工・管理業務者の給料手当及び機械設備据付工の退職金等

据付工事部門等の間接工・管理業務に従事した従業員（現場代理人を含む）に支払われる基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額、並びに機械設備据付工に支払われる退職金及び退職給与引当金繰入額。

２）事務用品費

据付工事部門等の事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費。

３）交通通信費

据付工事部門等の従業員の通信費、交通費及び旅費。

４）会議費

据付工事部門等の会議に要する費用。

５）交際費

据付工事部門等の来客等の応対に要する費用。

６）法定福利費

据付工事部門等の従業員に関する労災保険料、雇用保険料・健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額。

７）福利厚生費

据付工事部門等の従業員に係わる慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用。

８）動力用水光熱費

据付工事部門等の電気料、水道料、ガス料、重油等燃料費等に要する費用。

９）印刷製本費

据付工事部門等の資料のコピー、写真、印刷製本等に要する費用。

１０）教育訓練費

据付工事部門等の技能養成、啓発、資格取得、安全訓練等に要する費用。

１１）地代家賃

据付工事部門等の土地、建物等の借地借家料に要する費用。

１２）保険料

据付工事部門等の建物、機械、自動車等の損害保険料、火災保険に要する費用。

１３）租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。

ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

１４）雑費

１）から１３）までに属さない諸費用。

３．設計技術費

１）システム設計に係る従業員並びに間接工の給料手当等。

製作品・機器の製造設計以外のシステム設計等に直接従事した従業員並びに間接工の基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額。

２）システム設計に係る管理費等。

システム設計等に関して設計部門を管理運営するために要する費用で、備品、消耗品、事務用品費、維持修繕費、通信交通費、会議費、交際費、法定福利費、福利厚生費、動力用水光熱費、印刷製本費、教育訓練費、雑費等の費用である。

３）設計技術費（システム設計にかかる費用）と，製作原価における間接労務費及び工場管理費で計上する製造（製作）設計にかかる費用の区分は下表のとおりとする。

	システム設計にかかる費用	製造（製作）設計にかかる費用
設計計算書	・発注設計図書の確認 ・最適設計、細部計画等の立案 ・設計計算書の作成（開閉荷重等） ・実施仕様書、全体取扱説明書の作成 ・設計に関する打合せ資料の作成 ・機器単体品の注文仕様書の作成 ・他工事（土木・建築等）との取合確認等の資料作成	・確定仕様に基づく製作品の設計及び検討 ・製作品の強度計算書等の作成 ・製作品の詳細数量表の作成 ・製作品に組込む材料・部品の注文仕様書の作成 ・鋳鍛鋼部品の製作に必要な材料手配資料の作成
設計図面関係	・工事全体および構成機器の完成状態を示す図面の作成（全体図、組立図等） ・フローシート ・システムシーケンス図の作成 ・機器単体品の注文図面の作成 ・据付工事図面（基礎図、配管配線図等） ・他工事（土木・建築等）との取合確認等に必要な図面の作成	・工場で製作するために直接必要な各種詳細図の作成（部分詳細図、製作図面） ・製作品に組込む部品等の注文図書の作成
	設計技術費で計上	間接労務費・工場管理費で計上

４．一般管理費等

一般管理費等の項目及び内容は、次のとおりとする。

（１）一般管理費

施工に当る企業の経営管理及び活動に必要な本店及び支店における経常的な費用である。

１）役員報酬

取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与金（損金算入分）。

２）従業員給料手当等

本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与。

３）退職金

退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金。

４）事務用品費

事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費。

５）修繕維持費

建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等。

６）通信交通費

通信、交通費及び旅費。

７）交際費

本店及び支店などへの来客等の応対に要する費用。

８）法定福利費

本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料・健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額。

９）福利厚生費

本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生費、文化活動等に要する費用。

１０）動力・用水光熱費

電力、水道、ガス、薪炭等の費用。

１１）調査研究費

技術研究、開発等の費用。

１２）広告宣伝費

広告、公告、宣伝に要する費用。

１３）寄付金

１４）試験研究費償却

新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額。

１５）開発費償却

新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額。

１６）地代家賃

事務所、寮・社宅等の借地借家料。

１７）保険料

火災保険及びその他の損害保険料。

１８）租税公課

不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課。

１９）減価償却費

建物、車両、機械装置・事務用備品等の減価償却額。

２０）契約保証費

契約の保証に必要な費用。

２１）雑費

電算等経費、社内打合わせ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用。

（２）付 加 利 益

施工に当る企業が継続して経営するために必要な費用である。

１）法人税、都道府県民税、市町村民税等

２）株主配当金

３）役員賞与金（損金算入分を除く）

４）内部留保金

５）支払利息割引料、支払保証料その他の営業外費用

５．消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分の費用である。

４　工事用資材設計単価策定要領

「第１部　土木積算要領（一般土木編・電気編・機械編）　第１編　一般土木編　３．工事用資材設計単価策定要領」を適用する。

５　請負工事費の積算

１．　製作原価

工場製作に係る各費目の積算は次のとおりとする。

１－１　直接製作費

（１）材　料　費

１）直接材料費

イ　直接材料費の積算は、（所要量）×（単価）とする。

ロ　所要量の算定は積上げによるものとする。ただし、鋼材、ボルト、ナット、リベット等で実績等により標準数量の明らかなものはそれによるものとする。

なお、積上げによる鋼材等の所要量は、製品質量とし、原則としてネット質量の積上げとするが、ボルト穴、リベット穴、スカラップ、ウィンチドラムのロープ溝、ネジ溝等は、グロス質量の積上げとする。

ハ　単価は、次によるものとする。

ａ　鋼材の単価は、「（ベース価格＋エキストラ料）×（１＋材料割増率）－（スクラップ単価×材料割増率×　０．７　）」により算定するものとする。

ｂ　エキストラ料は、規格エキストラ、寸法エキストラを必要に応じ加算するものとする。

ｃ　材料割増率は、**表－1･1** によるものとする。

ｄ　スクラップ単価は原則として**表－1･2** の区分による単価を適用する。

ｅ　鋳造品のベース価格は鋳放し単価を採用するものとする。なお、木型費は汎用なものについては鋳放し単価に含めるが、特殊なものについては、「直接経費」として別途計上するものとする。

ｆ　鍛鋼品は、打放し（鋳造後）の単価を採用するものとする。

２）補助材料費

イ　補助材料費の積算は、（補助材料費対象額）×（補助材料費率）とする。

ロ　補助材料費率は、各章で定めた率による。

（補助材料の内訳）

接着材料、溶接材、ハンダ、酸素、アセチレンガス、油脂類（潤滑油、作動油を除く）、補修材、くぎ等である。ただし、鋳造に必要なコークス、石灰石、重油等は含まない。

（２）機器単体費

１）機器単体費の積算は、（所要量）×（単価）とする。

２）所要量の算定は積上げによるものとする。

３）単価は**「工事用資材設計単価策定要領」**による。

（３）労　務　費

１）労務費の積算は、（工数）×（賃金）とする。

２）工数は、各章で定めた値によるものとする。

３）機械設備製作工の１日当りの標準賃金は、**北海道建設部「単価コード表」**による。

４）機械設備製作工の例

原図工、罫書工、切断工、溶接工、機械工、仕上工、組立工、電気工等。

５）補正後の労務単価は、円止めとする。（円未満切り捨て）

（４）塗　装　費

１）塗装費の積算は、（塗装面積）×（１m2当りの単価）とする。

ただし、実績等により塗装費の明らかなものはこれによってもよいものとする。

2）塗装面積の算定は、積上げによるものとする。

ただし、実績等により塗装面積の明らかなものはこれによってもよいものとする。

3）溶融亜鉛メッキ・ステンレス鋼酸洗費等防食に伴う費用は、塗装費として計上する。

（5）直 接 経 費

1）個々の費目別に**「工事用資材設計単価策定要領」**による。なお、機械経費は**「請負工事機械経費積算要領」**又は**「建設機械等賃料積算基準」**等による。

1－2　間接製作費

（1）間接労務費

1）間接労務費の積算は、（間接労務費対象額）×（間接労務費率）とする。

2）間接労務費対象額は、直接製作費中の直接労務費とする。

3）間接労務費率は、**表－1･3** によるものとする。

4）複数工種を一括発注する場合の間接労務費率は、原則として各工種区分毎の率を適用するものとする。

（2）工場管理費

1）工場管理費の積算は、（工場管理費対象額）×（工場管理費率）とする。

2）純製作費は、「直接製作費」「間接労務費」の合計額である。

3）工場管理費対象額は、「純製作費」から「材料費」「機器単体費」を除いた額とする。

4）工場管理費率は**表－1･4** によるものとする。

5）複数工種を一括発注する場合の間接労務費率は、原則として各工種区分毎の率を適用するものとする。

2．据付工事原価

据付けにかかる各費目の積算は、次のとおりとする。

2－1　直接工事費

（1）輸　送　費

1）輸送費の積算は、**表－1･5** とする。なお、これによりがたい場合は別途積み上げる。

2）輸送費算定時の出発地は、当該工事における輸送距離が最も近い製作所在地とする。

3）継続的工事における随意契約又は変更契約等の場合の輸送起点は、前回契約又は元契約と同一とする。

（2）材　料　費

1）直接材料費

イ　直接材料費の積算は、（所要量）×（単価）とする。

ロ　所要量の算定は積上げによるものとする。ただし、ボルト、ナット、リベット等で実績等により標準数量の明らかなものはそれによるものとする。

（直接材料の内訳）　据付用鋼材、電線、電線管、鋼管、銅管等。

2）補助材料費

イ　補助材料費の積算は、（補助材料費対象額）×（補助材料費率）とする。

ロ　補助材料費率は、各章で定めた率による。

（補助材料の内訳）　接着材料、溶接材、ハンダ、酸素、アセチレンガス、くぎ等。

（３）労　務　費

１）労務費の積算は、（工数）×（賃金）とする。

２）工数は、各章で定めた値によるものとする。

３）機械設備据付工の１日当りの標準賃金は、**北海道建設部「単価コード表」**による。

４）機械設備据付工、普通作業員等の作業内容。

機械設備据付工……直接据付に従事する据付工事部門の作業員。

普通作業員……機械設備据付工の補助的作業を行う現地雇用の作業員。

５）各賃金は、次のとおり補正を行う。

イ　冬期屋外施工については、据付歩掛等の補正として、労務単価を補正する。

補正率は**「第１編　一般土木編　７．労務単価の補正」**による。

補正後の労務単価は、円止めとする。（円未満切り捨て）

（４）塗　装　費

１）塗装費の積算は、（塗装面積）×（１m2当りの単価）とする。

ただし、実績等により塗装費の明らかなものはこれによってもよいものとする。

２）塗装面積の算定は、積上げによるものとする。

ただし、実績等により塗装面積の明らかなものはこれによってもよいものとする。

３）ステンレス鋼酸洗費等防食に伴う費用は、塗装費として計上する。

（５）直 接 経 費

１）個々の費目別に**「工事用資材設計単価策定要領」**による。

なお、機械経費は**「請負工事機械経費積算要領」**又は**「建設機械等賃料積算基準」**等による。

２）機械経費として計上するラフテーレンクレーン、空気圧縮機、発動発電機の経費は、**「建設機械等賃料積算基準」**によることを標準とする。

（６）仮　設　費

現場条件等を適確に把握し、必要額を適正に積上げ積算するものとする。なお別途工事と並行作業となるような場合は、必要に応じてその区分を特記仕様書に明示し、重複計上のないようにするものとする。

１）交通誘導警備員及び機械の誘導等の交通管理に要する費用

２）その他、現場条件等により積上げを要する費用

２－２　間接工事費

（１）共通仮設費

イ　共通仮設費の積算は（共通仮設費対象額）×（共通仮設費率）＋（積上げによる費用）とする。

ロ　共通仮設費対象額は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」「（無償貸付機械等評価額＋支給品費）」「準備費に含まれる処分費」の合計額とする。

ハ　直接工事費とは、据付工事原価中の「輸送費」「材料費」「労務費」「塗装費」「直接経費」「仮設費」の合計額とする。

ニ　無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」に含まれるものを対象とする。

ホ　共通仮設費率は、**表－1･6** のとおりとする。

ヘ　複数工種を一括発注する場合の共通仮設費率は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。

なお、主たる工種区分とは、共通仮設費対象額が大きい方の工種区分をいう。

ト　施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

a　下表の適用条件に該当する場合、**「表-1・6　共通仮設費率」**から算出した共通仮設費率Ｋｒに補正係数を乗じるものとする。（小数以下第３位を四捨五入して２位止めとする。）

地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り（１）	全ての工種(注1)	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台／日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	１．３	1
一般交通影響有り（２）	全ての工種(注1)	一般交通影響有り（１）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	１．２	2
市街地（DID補正）	全ての工種(注1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合	１．２	3
山間僻地及び離島	全ての工種(注1)	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（山間僻地の判定基準による）	１．３	4

（注）

1)．コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

2)．市街地とは、施工地域が人口集中地区（ＤＩＤ地区）及びこれに準ずる地区をいう。
なお、ＤＩＤ地区とは、総務省統計局国勢調査による地区別人口密度が４，０００人／ｋｍ^{2}以上で、その全体が５，０００人以上となっている地域をいう。

3)．適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

4)．設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

１）運　搬　費

イ　共通仮設費率に含まれる運搬費は、次のとおりとする。

a　建設機械の自走による運搬（油圧伸縮ジブ型　８０ｔ吊以上は、積上げ計上する。）

b　質量２０ｔ未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬（分解・組立を含む。）

c　質量２０ｔ以上の建設機械の現場内小運搬に要する費用

d　トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型２０～５０ｔ吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型２０～７０ｔ吊）の分解・組立及び輸送に要する費用

e　建設機械等の日々回送（分解・組立・輸送）に要する費用

f　機材等（型枠材、支保材、足場材、敷鉄板（敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く。）、トレミー管等）の搬入、搬出及び現場内小運搬

ロ　積上げ積算による運搬費は、次のとおりとし、工事施工上必要なものを適正に積上げるものとする。

a　質量２０ｔ以上の建設機械の貨物自動車等による運搬に要する費用
なお、運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料についても積上げるものとする。

ただし、建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率に含む。

b　仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬に要する費用

ただし、敷鉄板については敷鉄板設置・撤去で積上げ計上した敷鉄板を対象とする。

c　重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用。（運搬中の本体賃料・損料及び分解・組立時の本体賃料含む。）

ただし、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型２０～５０ｔ吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型２０～７０ｔ吊）を除く。

d　賃料適用のトラッククレーン（油圧伸縮ジブ型８０ｔ吊以上）及びクローラクレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型３５ｔ吊以上）の分解組立時にかかる本体賃料及び運搬中の本体賃料

e　上記以外の質量２０t以上の建設機械の損料適用機械の運搬中の本体損料

f　その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬に要する費用

g　上記イ及びロ（a）から(f)における自動車航送船使用料に要する費用（運搬中の本体賃料・損料を含む。）

２）準　備　費

イ　共通仮設費率に含まれる準備費は、次のとおりとする。

a　工事着手前の基準点測量等や工事着手時の準備費用

b　完成時の跡片付け費用

ロ　据付工数に含まれているものは、次のとおりとする。

施工期間中における準備、後片付け費用

ハ　積上げ積算による準備費は、次のとおりとする。

伐開、除根、除草、整地、段切り、すり付け等に要する費用

この場合は特記仕様書に明示し、積上げ積算するものとする。

３）事業損失防止施設費

現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

a　工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費、及び当該仮施設の維持管理等に要する費用

b　事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用

４）安　全　費

イ　共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。

a　工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用

b　不稼働日の保安要員等の費用

c　安全用品等の費用

d　安全委員会等に要する費用

e　標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料

ロ　積上げ積算による安全費は次のとおりとし、現場条件等を適確に把握し、必要額を適正に積上げるものとする。

なお、積上げ計上した場合は、特記仕様書に明示するものとする。

a　鉄道等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用

b　夜間作業を行う場合における照明に要する費用

c　酸素欠乏症の予防に要する費用

d　河川、海岸工事等における救命艇に要する費用

e　粉じん作業の予防に要する費用

f　高圧作業の予防に要する費用

g　長大トンネル等における防火安全対策に要する費用（工事用連絡設備含む）

h　バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等の美装化に要する費用

i　その他、現場条件等により積上げを要する費用

5）役　務　費

現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

a　土地の借上げ等に要する費用

b　電力、用水等の基本料

c　電力設備用工事負担金

6）技術管理費

イ　共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。

a　据付けにおいて施工管理に必要な試験に要する費用

b　据付けにおける出来形管理のための測量、計測、図面作成に要する費用

c　据付けにおける品質管理のための資料の作成に要する費用

d　据付けにおける工程、出来形、品質管理の確認等に必要な写真管理に要する費用

e　据付けにおける工程管理のための資料の作成等に要する費用

f　現場据付試運転報告書等の作成に要する費用

g　据付けにおける完成図書等の作成に要する費用

h　据付けにおける塗装膜厚施工管理に要する費用

i　据付けにおける施工管理で使用するＯＡ機器の費用

j　品質証明に係る費用（品質証明書）

k　情報共有システムに係る費用（登録料および利用料）

ロ　積上げ積算による技術管理費は次のとおりとし、必要額を適正に積上げるものとする。
なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。

a　マイクロフィルムの作成に要する費用

b　コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用

c　施工管理基準に記載されている項目以外の試験等特別な品質管理に要する費用。

d　施工実態調査及び諸経費動向調査に要する費用
調査に要する費用とし、その費用については、設計技術費のみ非対象とする。

e　その他、現場条件等により積上げを要する費用

f　上記以外に特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

7）営　繕　費

イ　共通仮設費率に含まれる営繕費は、次のとおりとする。

a　現場事務所等の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用

b　労働者宿舎の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用又は、労働者が旅館等に宿泊した場合の宿泊に要する費用

c　倉庫及び材料保管場の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用

d　労働者の輸送に要する費用

e　営繕費に係る土地、建物の借上げに要する費用

ロ　積上げ積算による営繕費は次のとおりとし、必要額を適正に積上げるものとする。
なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。

a　監督員詰所の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用

b　特別に必要な製作品の現場における保管倉庫の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用

c　現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化等に要する費用

d　工事施工上、必要な営繕等に要する費用。

（２）現場管理費

１）現場管理費の積算は、（現場管理費対象額）×（現場管理費率）とする。

２）現場管理費対象額は、「純工事費」「（無償貸付機械等評価額＋支給品費）」の合計額とする。

３）純工事費とは、「直接工事費」「共通仮設費」の合計額である。

４）無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」に含まれるものを対象とする。

５）現場管理費率は**表－1･7** のとおりとする。

６）複数工種を一括発注する場合の現場管理費は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。

なお、主たる工種区分とは、現場管理費対象額が大きい方の工種区分をいう。

７）施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算

下表の適用条件に該当する場合、**「表-1・7　現場管理費率」**から算出した現場管理費率Ｊｏに補正係数を乗じるものとする。（小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。）

地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り（１）	全ての工種(注1)	２車線以上（片側１車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台／日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	１．１	1
一般交通影響有り（２）	全ての工種(注1)	一般交通影響有り（１）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	１．１	2
市街地(DID補正)	全ての工種(注1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合	１．１	3
山間僻地及び離島	全ての工種(注1)	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（山間僻地の判定基準による）	１．０	4

（注）

1)．コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

2)．市街地とは、施工地域が人口集中地区（ＤＩＤ地区）及びこれに準ずる地区をいう。

なお、ＤＩＤ地区とは、総務省統計局国勢調査による地区別人口密度が４，０００人／ｋｍ^{2}以上で、その全体が５，０００人以上となっている地域をいう。

3)．適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

4)．設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上しなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

（３）据付間接費

１）据付間接費の積算は、（据付間接費対象額）×（据付間接費率）とする。

２）据付間接費対象額とは、直接工事費中の直接労務費のうち「機械設備据付工労務費」のみを対

象とする。

なお、機械設据付工労務費は積雪寒冷地補正、夜間割増等を含んだ価格とする。

3）据付間接費率は**表－1･8** のとおりとする。

4）複数工種を一括発注する場合の据付間接費は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。

なお、主たる工種区分とは、据付間接費対象額が大きい方の工種区分をいう。

また、鋼製付属設備の率は鋼製付属設備単独工事の場合に適用する。

3．設計技術費

（1）設計技術費の積算は、（設計技術費対象額）×（設計技術費率）とする。

（2）設計技術費対象額は、「製作原価」「据付工事原価」の合計額とする。

（3）標準設計技術費率は**表－1･9** によるものとする。

（4）詳細設計付き施工発注方式の場合も、**表－1･9 の標準設計技術費率**によるものとする。

（5）複数工種を一括発注する場合の設計技術費は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。

なお、主たる工種区分とは、設計技術費対象額が大きい方の工種区分をいう。

また、鋼製付属設備の率は鋼製付属設備単独工事の場合に適用する。

4．一般管理費等

（1）一般管理費等の積算は、（工事原価）×（一般管理費等率）とする。

（2）一般管理費等率は、次式により算定した値とする。

一般管理費等率＝　（標準一般管理費等率）×（前払金支出割合補正係数）×（機器単体費補正係数）

＋（契約保証に係る補正値）

1）標準一般管理費等率は、**表－1･10** による。

2）前払金支出割合補正係数は、**表－1･11** による。

3）機器単体費補正係数は、**表－1･12** による。

4）契約保証に係る補正値は、**表－1･13** による。

5．消費税等相当額

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

6．材料等の価格等の取扱い

工事価格にかかる各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当分を含まないものとする。

7．支給品の取扱い

（1）支給品とは設備の製作、据付に際して別途契約により取得した直接材料、電力、機器単体品、製作品等を受注者に支給するものをいう。

（2）支給品の現場管理費に対する取扱いは、次による。

1）　直接材料、電力（ダム関係を除く）は、全額を現場管理費算定の対象とする。

2）　機器単体品費及び製作品等は、現場管理費算定の対象としない。

（3）支給品は一般管理費等の算定の対象としない。

８．「処分費等」の扱い

１）処分費等を含む工事の間接工事費等の積算は、当該処分費等を直接工事費に含めて積算する。

２）間接工事費等（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の対象額は、処分費等の占める割合、金額に応じ、次のとおりとする。

処分費等の占める割合（％）　$W = \frac{S}{P} \times 100$

Ｗ：処分費等の占める割合（％）

Ｓ：処分費等の価格（円）（Ｐに含まれる処分費等）

Ｐ：共通仮設費対象額（円）

（直接工事費＋支給品費＋無償貸付機械等評価額＋事業損失防止施設費＋準備費に含まれる処分費）

上式が、Ｗ＞３％の場合Ｓｔ ＝（Ｐ）×３％

Ｓｔ ：Ｗが３％相当の処分費等の価格（円）

区分	Ｗ≦３％ かつ、Ｓ≦３千万円	Ｗ≦３％ かつ、Ｓ＞３千万円	Ｗ＞３％
共通仮設費 現場管理費 一般管理費等	処分費等（Ｓ）の全額を率計算の対象とする。	処分費等（Ｓ）の率計算の対象は３千万円とする。	（Ｓｔ ）を率計算の対象とする。ただし、対象となる金額は３千万円を上限とする。

３）処分費等の種類（例）

区分 種類	直接工事費に計上する処分費等	共通仮設費の準備費に計上する処分費等
処　分　費	・取り壊し作業に伴うコンクリート塊の処分費 ・舗装版破砕作業に伴うアスファルト塊の処分費 ・直接工事費に計上される伐木・除根に伴う処分費 ・発生残土の受け入れ費	・工事の準備に伴う伐開・除根物の処分費 ・工事の準備に伴うすき取り物の処分費
そ　の　他	・コンクリート塊の散水作業に伴う上下水道料金 ・発生残土の運搬作業に伴う有料道路利用料	・上記伐開・除根物の運搬に伴う有料道路利用料

（注）１．処分費とは、再資源化施設または最終処分場での受け入れ費である。

２．その他とは、建設副産物の処分に伴う、上下水道料金、有料道路利用料である。

３．設計技術費については、処分費等を率計算の対象としない。

９．間接労務費、工場管理費の項目別対象表

項目		間接労務費	工場管理費
材料費		×	×
機器単体費		×	×
労務費		○	○
塗装費		×	○
直接経費		×	○
輸送費		×	×
間接製作費	間接労務費	－	○
	工場管理費	×	－
支給品費	直接材料	×	×
	電力	×	×
	機器単体品	×	×
	製作品	×	×

○：対象とする　×：対象としない

１０．共通仮設費、現場管理費の項目別対象表

項目		共通仮設費	現場管理費
輸送費		○	○
材料費		○	○
労務費		○	○
塗装費		○	○
直接経費		○	○
仮設費		○	○
間接工事費	共通仮設費	－	○
	(事業損失防止施設費)	○	○
	据付間接費	－	×
	現場管理費	－	－
支給品費	直接材料	○	○
	電力	○※１	○※１
	機器単体品	×	×
	製作品	×	×
無償貸付機械等評価額		○	○

○：対象とする　×：対象としない　※１：ダム関係は除く

１１．設計技術費、一般管理費等の項目別対象表

項目			設計技術費	一般管理費等
製作原価	材料費		○	○
	機器単体費		○	○※２
	労務費		○	○
	塗装費		○	○
	直接経費		○	○
	間接製作費	間接労務費	○	○
		工場管理費	○	○
据付工事原価	輸送費		○	○
	材料費		○	○
	労務費		○	○
	塗装費		○	○
	直接経費		○	○
	仮設費		○	○
	間接工事費	共通仮設費	○	○
		据付間接費	○	○
		現場管理費	○	○
	無償貸付機械等評価額		×	×
設計技術費			—	○
支給品費	直接材料		○	×
	電力		×	×
	機器単体品		×	×
	製作品		×	×

○：対象とする　×：対象としない　※２：補正あり

１２．機械設備設計数値基準について

機械設備の積算における数値基準は次によるものとする。

（１）質　量（kg単位）

内訳書で各区分の規格ごとの計上質量は、「単位止め」とする。

なお、「単位止め」とは、小数点以下第１位を四捨五入することをいう。

（２）質　量（ｔ単位）

製作（据付）工数算出質量などは、小数点以下第２位を四捨五入とし小数第１位迄とする。

（３）面積、面積×設計水深、体積（m2、m3単位）

水門設備工数算出のために用いるｘは、小数点以下第２位を四捨五入とし、小数第１位迄とする。

ただし、計算に用いる純径間（m）、有効高（m）は、小数第３位迄とする。

（４）塗装面積（m2単位）

内訳書で各区分の規格ごとの計上面積は、「単位止め」とする。

（５）製作及び据付工数

ａ　標 準 工 数

（イ）標準製作工数（人／ｔ単位、水門設備：人単位）

小数点以下第３位を四捨五入とし、小数第２位迄とする。

（ロ）標準据付工数（人／ｔ単位、水門設備：人単位）

小数点以下第３位を四捨五入とし、小数第２位迄とする。

b　総工数（人単位）

製作及び据付総工数は、「単位止め」とする。

ただし、一般修理については、小数点以下第２位を四捨五入とし、小数第１位迄とする。

表－1･1　材料割増率

材料名	割増率　（%）	備　考
鋼板・ステンレスクラッド鋼板	１２	
ステンレス鋼板	１２	
銅板	２５	
形鋼・平鋼 ステンレス平鋼・形鋼	１０	
棒鋼、ステンレス棒鋼などの棒材・丸鋼	２０	鉄筋・ＰＣ鋼線は含まない
鋼管・銅管などの管材	１０	
炭素鋼	１５	ポンプ主軸に適用
鋳鉄	２０	
〃	１０	ポンプケーシング吸吐出管に適用
鋳鋼	３０	
〃	２０	ポンプ羽根車に適用
ステンレス鋳鋼	２０	ポンプ羽根車に適用
銅合金鋳物	４０	
〃	２０	ポンプ羽根車に適用
鍛鋼	３０	
アルミニウム合金鋳物	２０	換気設備のファンロータに適用
アルミニウム合金　板材	１２	
アルミニウム合金　形材・管材	１０	

（注）　ステンレス鋼板で、中形及び大形水門・堰・ダム用水門設備等の戸当り金物のうち機械加工を伴う場合（他の設備で同様の加工が伴うものを含む）の材料割増率は２５％とする。

表－1･2　スクラップの該当品目

材料名	スクラップの該当品目
鋼板、ステンレスクラッド鋼板	ヘビーＨ１
ステンレス鋼板、銅板 ステンレス平鋼・形鋼	ステンレス鋼板　：ステンレス新断 銅　　板　：銅屑（並）
形鋼・平鋼	ヘビーＨ１
棒鋼・丸鋼、ステンレス棒鋼などの棒材・丸鋼	普通棒鋼・丸鋼　：鋼ダライ粉Ａ ステンレス棒鋼・丸鋼　：ステンレス新断
鋼管、銅管などの管材	鋼管：ヘビーＨ１ 銅管：銅屑　（並）
鋳鉄	銑ダライ粉Ａ
鋳鋼	鋼ダライ粉Ａ
鋼合金鋳物	黄、青銅屑、鋳物（並）
鍛鋼	鋼ダライ粉Ａ
アルミニウム合金鋳物	アルミ屑、機械鋳物

（注）表以外の材料は、別途当該材質の品目を適用する。

表－1･3　間接労務費率

工種及び区分	間接労務費率（%）	備考
水門設備・除塵設備 ダム施工機械設備	７５	水門設備のうち小形水門設備は除く
小形水門設備、消融雪設備 鋼製付属設備	６０	
揚排水ポンプ設備 トンネル換気設備	９０	

表－1･4　工場管理費率

工種及び区分	工場管理費率（%）	備考
水門設備・除塵設備 ダム施工機械設備	２０	水門設備のうち小形水門設備は除く
小形水門設備、消融雪設備 鋼製付属設備	２５	
揚排水ポンプ設備 トンネル換気設備	３５	

表－1･5　新設工事輸送費　（沖縄・離島を除く）

区 分			輸送費 ［円］	「ｘ」の定義
河川用水門設備	小形水門	プレートガーダ構造ローラゲート	ｙ＝（１７．２ｘ ＋４２）×Ｄ ＋ ２１２，０００	扉体投影面積（m2／門）×門数
		プレートガーダ構造スライドゲート		
	中・大形水門、堰	プレートガーダ構造ローラゲート	ｙ＝（１７．８ｘ ＋１４６）×Ｄ ＋ ２１２，０００	
		プレートガーダ構造角落しゲート	ｙ＝（１２．５ｘ ＋１９９）×Ｄ ＋ ２１２，０００	
		シェル構造ローラゲート	（ｘ×Ｄ ＜ １，５００の場合） ｙ＝（１３５ｘ －１，５９４）×Ｄ ＋ ５１，０００ （ｘ×Ｄ ≧ １，５００の場合） ｙ＝（６０．９ｘ － ７１７）×Ｄ ＋１１６，０００	
	起伏堰	起伏ゲート	ｙ＝（１２．５ｘ ＋１９９）×Ｄ ＋ ２１２，０００	扉体投影面積（m2／門）×門数
ダム用水門設備	放流設備	３方水密ラジアルゲート	ｙ＝（３０．７ｘ － ２４２）×Ｄ ＋１，２２６，０００	扉体投影面積（m2／門）×門数
		４方水密ラジアルゲート	ｙ＝（２５２ｘ － ６４３）　×Ｄ ＋１，２２６，０００	
	制水設備	４方水密ローラゲート	ｙ＝（１０５ｘ ＋ ６９４）　×Ｄ ＋１，２２６，０００	
		４方水密スライドゲート	ｙ＝（５５．８ｘ ＋ ７９７）×Ｄ ＋１，２２６，０００	
	放流管	大容量放流管	ｙ＝（１２．４ｘ － ８１１）×Ｄ ＋１，２２６，０００	放流管体積（m3）×条数
		〃（整流板のみ）	ｙ＝（６．１７ｘ － １７０）×Ｄ ＋１，２２６，０００	面積（m2）×面数
		小容量放流管	ｙ＝（７．４２ｘ ＋２８）　×Ｄ ＋１，２２６，０００	放流管体積（m3）×条数
	取水設備	直線多段ゲート	ｙ＝（５５．５ｘ ＋ ９２２）×Ｄ ＋１，２２６，０００	扉体投影面積（m2／門）×門数
		円形多段ゲート	ｙ＝（１１２ｘ － １３２）　×Ｄ ＋１，２２６，０００	体積（m3）×門数
	小容量放流設備ゲート・バルブ		ｙ＝（１．５４ｘ － ９８０）×Ｄ ＋　６３，０００	口径（ｍｍ）×門数 （適用範囲：ｘ≧７００）
ゴム引き布製起伏ゲート設備			（ｘ×Ｄ ＜ １，５００の場合） ｙ＝（１７．４ｘ ＋１２）×Ｄ ＋ ５１，０００ （ｘ×Ｄ ≧ １，５００の場合） ｙ＝（７．８０ｘ ＋ ５）×Ｄ ＋１１６，０００	扉体投影面積（m2／門）×門数

区 分		輸送費 ［円］	「ｘ」の定義
揚排水ポンプ設備	固定機場	ｙ＝（７．７０ｘ ＋ ８０５）×Ｄ ＋１０４，０００	ポンプ吐出量（m3／ｍｉｎ）×台数
	水中ポンプ（φ４００以上）	ｙ＝（１１．０ｘ ＋ ２６４）×Ｄ ＋１０４，０００	
	水中ポンプ（φ４００未満）	「道路排水設備」に準ずる。	
	除塵設備	ｙ＝５３．４ｘ × Ｄ ＋ ２１６，０００	対象設備質量［ｔ］
ダム施工機械設備		ｙ＝２６．６ｘ × Ｄ ＋１，２２６，０００	対象設備質量［ｔ］
トンネル換気設備	ジェットファン・ブースタファン	ｙ＝（０．２３ｘ － ７２）×Ｄ ＋１７６，０００（適用範囲：ｘ≧１０００）	ファン口径（ｍｍ）×台数
トンネル非常用施設	消火設備（消火栓）	ｙ＝７３．９ｘ × Ｄ ＋１７０，０００	対象設備質量［ｔ］
消融雪設備	消雪設備（散・送水管）	ｙ＝７１．５ｘ ＋ ２５，０００	散・送水管の延長［ｍ］
	消雪設備（ケーシング管・ストレーナ・揚水管）	ｙ＝３４８ｘ ＋ ７３，０００	ケーシング管＋ストレーナ＋揚水管延長［ｍ］
	融雪設備	ｙ＝３３７ｘ ＋ ２４，０００	融雪面積（m2）
道路排水設備（φ４００未満の揚排水ポンプ含）		ｙ＝（０．８５ｘ ＋ ４４）×Ｄ ＋１０３，０００	ポンプ口径（ｍｍ）×台数
共同溝付帯設備		ｙ＝２１５ｘ × Ｄ ＋ ６９，０００	対象設備質量［ｔ］
駐車場設備		ｙ＝３０．６ｘ × Ｄ ＋１８０，０００	対象設備質量［ｔ］
車両重量計設備	重量計	（ｘ×Ｄ ＜ １，５００の場合） ｙ＝８３．９ｘ × Ｄ ＋ ５１，０００ （ｘ×Ｄ ≧ １，５００の場合） ｙ＝３７．８ｘ × Ｄ ＋１１６，０００	対象設備質量［ｔ］
	軸重計	ｙ＝７５．１ｘ × Ｄ ＋１４０，０００	対象設備質量［ｔ］
道路用昇降設備		ｙ＝８８．２ｘ × Ｄ ＋１３０，０００	対象設備質量［ｔ］
ダム管理設備	昇降設備（エレベータ）	「道路用昇降設備」に準ずる	対象設備質量［ｔ］
	流木止設備	ｙ＝５２．９ｘ × Ｄ ＋１９９，０００	
	係船設備		
遠方監視操作制御設備		ｙ＝８９．９ｘ × Ｄ ＋ ９８，０００	対象設備質量［ｔ］
鋼製付属設備		ｙ＝３８．３ｘ × Ｄ ＋ ８１，０００	対象設備質量［ｔ］

（注）１．輸送費［円］の算定式において、「ｘ」は「ｘの定義」によるものとし、「Ｄ」は想定輸送距離［ｋｍ］、「対象設備質量」は輸送品の質量とする。なお、輸送費［円］は１，０００円未満を切り捨てるものとする。

２．各算定式は、各章で定める構成機器すべての輸送費である。

３．揚排水ポンプ設備には、救急排水ポンプ設備は含まれないことから、別途積上げによる。

４．消融雪設備には、プレキャスト製品の輸送には適用しないものとし、別途積上げによる。

５．「鋼製付属設備」の算定式は、鋼製付属設備単独の工事及び水門等に付随する管理橋に適用するものとし、他の設備の算定式には、付随する鋼製付属設備（手摺、防護柵、タラップ及び埋設する据付架台等）を含んでいる。

表－1･6 共 通 仮 設 費 率

対象額 / 適用区分 / 工種区分	３００万円以下	３００万円を超え５億円以下		５億円を超えるもの
	下記の率とする	（1）の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
水門設備 ダム施工機械設備 ダム管理設備	１９．８１	２４０．９０	－０．１６７５	８．４１
揚排水ポンプ設備（新設） 除塵設備	１７．８０	２１２．６１	－０．１６６３	７．６０

対象額 / 適用区分 / 工種区分	３００万円以下	３００万円を超え１億円以下		１億円を超えるもの
	下記の率とする	（1）の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
揚排水ポンプ設備（維持修繕）	２５．９２	８６７９．６１	－０．３８９８	６．６１

対象額 / 適用区分 / 工種区分	３００万円以下	３００万円を超え２億円以下		２億円を超えるもの
	下記の率とする	（1）の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
道路付帯設備	２４．０１	７６２．７９	－０．２３１９	９．０７

（1） 算定式

$Kr = A \cdot P^{b}$

ただし Kr ：共通仮設費率（%）

P ：対象額（円）

A・b：変数値

（注）Kr の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

表－1･7 現 場 管 理 費 率

対象額 / 適用区分 / 工種区分	３００万円以下	３００万円を超え５億円以下		５億円を超えるもの
	下記の率とする	（1）の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
水門設備 ダム施工機械設備 ダム管理設備	２１．８９	４４．７３	－０．０４７９	１７．１４
揚排水ポンプ設備 除塵設備	２４．７２	９８．０８	－０．０９２４	１５．４１

対象額 / 適用区分 / 工種区分	３００万円以下	３００万円を超え２億円以下		２億円を超えるもの
	下記の率とする	（1）の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
道路付帯設備	２２．７６	５５．４５	－０．０５９７	１７．７１

（1） 算定式

$$Jo = A \cdot P^{b}$$

ただし Ｊｏ ：現場管理費率（%）
Ｐ ：対象額（円）
Ａ・ｂ：変数値

（注）Ｊｏの値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

表－1･8 据 付 間 接 費 率

工種区分		据付間接費率（%）	備考
水門設備	水門等 新設	１３０	維持修繕 １４０%
	小形水門設備 新設	８０	維持修繕 ９０%
ゴム引布製起伏ゲート設備		９０	
揚排水ポンプ設備		１４０	
除塵設備		１１０	
ダム施工機械設備		１１０	
トンネル換気設備・非常用施設 消融雪設備 車両重量計設備 車両計測設備 駐車場設備 道路用昇降設備		１１０	
道路排水設備・共同溝付帯設備		９０	
ダム管理設備（流木止設備以外）		１３０	
ダム管理設備（流木止設備）		８０	
鋼製付属設備		６５	単独工事に適用

表－1･9　標 準 設 計 技 術 費 率

対象額 / 適用区分 / 工種区分	１０００万円以下	１０００万円を超え１０億円以下		１０億円を超えるもの
	下記の率とする	（1）の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
水門設備（小型水門設備除く）	３．３２	２３．５８９	－０．１２１７	１．８９
ゴム引布製起伏ゲート設備	４．２２	７４３．２２	－０．３２０９	０．９６
揚排水ポンプ設備	４．４７	６５．９１０	－０．１６６９	２．０７
ダム施工機械設備	４．２８	１３．５８０	－０．０７１７	３．０７
トンネル換気設備 駐車場設備 道路用昇降設備	２．７７	４７．９２５	－０．１７６９	１．２３

対象額 / 適用区分 / 工種区分	５００万円以下	５００万円を超え２億円以下		２億円を超えるもの
	下記の率とする	（1）の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
小形水門設備	３．６８	３５０．０５	－０．２９５３	１．２４
除塵設備	３．７７	１７０．０４	－０．２４６９	１．５２
ダム管理設備	３．６２	７０．１６４	－０．１９２２	１．７８
トンネル非常用施設	３．２１	４３．５３０	－０．１６９０	１．７２
車両重量計設備 車両計測設備	３．５５	２５．９２１	－０．１２８９	２．２１
消融雪設備	２．８０	３５１．０５	－０．３１３１	０．８８
道路排水設備 共同溝付帯設備	４．３４	４０．４２５	－０．１４４７	２．５４
鋼製付属設備（単独工事に適用）	３．６８	３５０．０５	－０．２９５３	１．２４

（1）　算定式

$$Se = A \cdot P^{b}$$

ただし　Se　：標準設計技術費率（%）

P　：対象額（円）

A・b：変数値

（注）Se の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

表－1･10　標準一般管理費等率

対　象　額	標　準　一　般　管　理　費　等　率
５００万円以下	２６．１７　％
５００万円を超え ３０億円以下	G1 ＝ －１．４３５７Ｌｏｇ（C1 ）＋３５．７８９ ただし、G1 ：標準一般管理費等率（%） C1 ：対象額（単位：円）
３０億円を超えるもの	２２．１８　％

（注）G1 の値は、小数点以下第３位を四捨五入して第２位止めとする。

表－1･11　前 払 金 支 出 割 合 補 正 係 数

前払金支出割合区分	０％から ５％以下	５％を超え １５%以下	１５%を超え ２５%以下	２５%を超え ３５%以下	３５%を超え ４０%以下
補　正　係　数	１．０５	１．０４	１．０３	１．０１	１．００

表－1･12　機器単体費補正係数

$$R = 1 - \frac{K}{1.25}$$

ただし、　R　：　機器単体費補正係数（小数）

K　：工事原価に占める機器単体費の比率（小数）

（注）R及びKは小数点以下第３位を四捨五入して第２位止めとする。

１３．契約保証に係る一般管理費等率の補正

（１）契約の保証に必要な費用の取扱い

前払金支出割合の相違による補正及び機器単体費補正までを行った値に、契約保証に係る補正値を加算したものを一般管理費等率とする。

なお、補正は**表－1･13** による。

表－1･13　契約保証に係る一般管理費等率の補正

保　証　の　方　法	補正値（%）
ケース－１：発注者が金銭的保証を必要とする場合。	０．０４
ケース－２：発注者が役務的保証を必要とする場合。	０．０９
ケース－３：ケース１及び２以外の場合	補正しない

（注）ケース－３の具体例は以下のとおり。

① 随意契約（請負工事費（予定価格）が４００万円以下）の建設工事

② 共同企業体のみにより競争入札または随意契約を行う工事

③ 共同企業体と単体が混合する競争入札を行う工事

④ 公社・公団等と随意契約を行う工事

１４．端数処理

（１）材料費、機器単体費、労務費、塗装費、直接経費を合計した直接製作費（製作工）の金額は10,000円単位とし、10,000円未満は切り捨てる。

輸送費、材料費、労務費、塗装費、直接経費、仮設費を合計した直接工事費（据付工）の金額は10,000円単位とし、10,000円未満は切り捨てる。

（２）間接労務費、工場管理費の金額は10,000円単位とし、10,000円未満は切り捨てる。

（３）共通仮設費の率計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

共通仮設費の合計金額（積上＋率計上）は10,000円単位とし、10,000円未満は切り捨てる。

（４）現場管理費、据付間接費の金額は10,000円単位とし、10,000円未満は切り捨てる。

（５）設計技術費の金額は10,000円単位とし、10,000円未満は切り捨てる。

（６）工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「**表－1・10　標準一般管理費等率表**」及び**表－1・11、表－1・12、表－1・13の**一般管理費等率の補正で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。

なお、一般管理費等を計上しない場合には、工事価格の調整を行わない。

６　基準の解説

〔解〕１．製作原価

１－１　直接製作費

（１）労務費

機械設備製作工の定義は、下記のとおりとする。

工場において機械設備の製作に従事する者で、機械設備の工場製作について相当程度の技能を有し、主として次に揚げる作業について主体的業務を行う労働者。

ａ．原寸図の作成
ｂ．原材料への罫書き
ｃ．原材料の切断
ｄ．部材の溶接
ｅ．部材の歪み等の矯正
ｆ．旋盤、フライス盤等による部材の機械加工
ｇ．部材及び製造物等の仕上げ加工
ｈ．個々の部材等の組立及び仮組立（各種調整を含む）
ｉ．電気部品の取付け、配線
ｊ．各製作工程における段取り
ｋ．各製作工程における雑役

〔解〕２．据付工事原価

２－１　直接工事費

（１）輸送費

１）修繕工事の輸送費の積算は、**表-1**、**表-2**による。なお、これによりがたい場合は別途積上げる。

２）輸送費算定時の出発地は、当該工事における輸送距離が最も近い製作所在地とする。

３）継続的工事における随意契約又は変更契約等の場合の輸送起点は、前回契約又は元契約と同一とする。

（２）材料費

１）据付材料費の算出対象労務費は、積雪寒冷地補正等は行わないものとする。

２）生コンクリート、電線、電線管等を土木工事あるいは、電気工事歩掛により積算する場合の材料割増及び補助材料費は、当該工事歩掛による。

ただし、機械設備の据付工数に含まれる電気配線等については、据付直接材料費として計上し、雑材料は、当該設備の補助材料費率をもって算出する。

なお、機側操作盤以降の電気配線及び配管について、各工種区分で率計上の場合は積上げ計上不要である。

（３）直接労務費

機械設備据付工の定義は、下記のとおりとする。

現場において機械設備の据付けに従事する者で機械設備の現場据付について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行う労働者。

なお、現場代理人若しくは主任技術者（管理技術者）としての業務を行う労務者、補助的作業及び配管、配線等に従事する現地採用の労働者、塗装に従事する労働者は除く。

ａ．据付基準線の芯出し罫書き
ｂ．据付用架台等の仮設物設置
ｃ．各機器の搬入及び吊り込み・固定
ｄ．部材の溶接
ｅ．溶接材の歪み等の矯正
ｆ．溶接部の仕上げ加工
ｇ．ライナー等による据付調整及びボルト等による個々の機器固定
ｈ．機器の更新、部品交換等に伴う既設品の取外し、現場搬出、積込み
ｉ．個々の機器等の接続及び各種調整
ｊ．機械設備における総合試運転調整
ｋ．各据付工程における段取り

２－２　間接工事費

（１）共通仮設費

１）鋼製付属設備を単独で発注する場合の共通仮設費率は、原則として主体となる設備の工種区分を適用するものとする。

２）塗替塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。

３）河川浄化設備の共通仮設費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。

（２）現場管理費

１）鋼製付属設備を単独で発注する場合の現場管理費率は、原則として主体となる設備の工種区分を適用するものとする。

２）塗替塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。

３）河川浄化設備の現場管理費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。

（３）据付間接費

１）塗替塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。

２）河川浄化設備の据付間接費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。

表－１　修繕工事輸送費　（沖縄・離島を除く）

本歩掛の適用範囲は、１００＜ ｘ×Ｄ とする。

<table>
<tr><th colspan="3">区 分</th><th>輸送費 ［円］</th><th>「ｘ」の定義</th></tr>
<tr><td rowspan="6">河川用水門設備</td><td rowspan="4">小形水門</td><td>プレートガーダ構造
ローラゲート</td><td rowspan="5">（１００ ＜ ｘ×Ｄ ＜ １，５００の場合）
ｙ＝８３．９ｘ × Ｄ ＋ ５１，０００

（ｘ×Ｄ ≧ １，５００の場合）
ｙ＝３７．８ｘ × Ｄ ＋１１６，０００</td><td rowspan="11">対象設備質量［ｔ］

（適用範囲：
１００＜ｘ×Ｄ）</td></tr>
<tr><td>プレートガーダ構造
スライドゲート</td></tr>
<tr><td rowspan="2">中・大形水門、堰</td><td>プレートガーダ構造
ローラゲート</td></tr>
<tr><td>プレートガーダ構造
角落しゲート</td></tr>
<tr><td colspan="2">シェル構造ローラゲート</td></tr>
<tr><td>起伏堰</td><td colspan="2">起伏ゲート</td><td>投影面積１０［m2／門］以上は「中・大形水門、堰」、１０［m2／門］未満は「小形水門」に準じる。</td></tr>
<tr><td rowspan="9">ダム用水門設備</td><td rowspan="2">放流設備</td><td>３方水密
ラジアルゲート</td><td rowspan="8">ｙ＝４４．８ｘ × Ｄ ＋１１６，０００</td></tr>
<tr><td>４方水密
ラジアルゲート</td></tr>
<tr><td rowspan="2">制水設備</td><td>４方水密
ローラゲート</td></tr>
<tr><td>４方水密
スライドゲート</td></tr>
<tr><td rowspan="3">放流管</td><td>大容量放流管</td></tr>
<tr><td>〃　　（整流板のみ）</td></tr>
<tr><td>小容量放流管</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取水設備</td><td>直線多段ゲート</td></tr>
<tr><td>円形多段ゲート</td></tr>
<tr><td colspan="2">小容量放流設備ゲート・バルブ</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">ゴム引き布製起伏ゲート設備</td><td>（１００ ＜ ｘ×Ｄ ＜ １，５００の場合）
ｙ＝８３．９ｘ × Ｄ ＋ ５１，０００
（ｘ×Ｄ ≧ １，５００の場合）
ｙ＝３７．８ｘ × Ｄ ＋１１６，０００</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">区 分</th><th>輸送費 ［円］</th><th>「ｘ」の定義</th></tr>
<tr><td rowspan="4">揚排水ポンプ設備</td><td>固定機場</td><td rowspan="2">ｙ＝５０．７ｘ × Ｄ ＋１０４，０００</td><td rowspan="15">対象設備質量［ｔ］
（適用範囲：
１００＜ｘ×Ｄ）</td></tr>
<tr><td>水中ポンプ
（φ４００以上）</td></tr>
<tr><td>水中ポンプ
（φ４００未満）</td><td>「道路排水設備」に準ずる。</td></tr>
<tr><td>除塵設備</td><td>ｙ＝５２．０ｘ × Ｄ ＋１４５，０００</td></tr>
<tr><td colspan="2">ダム施工機械設備</td><td>「ダム用水門」、「放流設備」、「制水設備」、「放流管」、「取水設備」に準ずる。</td></tr>
<tr><td>トンネル換気設備</td><td>ジェットファン・
ブースタファン</td><td>ｙ＝９１．４ｘ × Ｄ ＋１２４，０００</td></tr>
<tr><td>トンネル非常用施設</td><td>消火設備</td><td>ｙ＝７３．９ｘ × Ｄ ＋１７０，０００</td></tr>
<tr><td rowspan="3">消融雪設備</td><td>消雪設備
（散・送水管）</td><td rowspan="3">－</td></tr>
<tr><td>消雪設備（ケーシング管・ストレーナ・揚水管）</td></tr>
<tr><td>融雪設備</td></tr>
<tr><td colspan="2">道路排水設備
（φ４００未満の揚排水ポンプ含）</td><td>ｙ＝８４．６ｘ × Ｄ ＋１０３，０００</td></tr>
<tr><td colspan="2">共同溝付帯設備</td><td>ｙ＝２１５ｘ × Ｄ ＋ ６９，０００</td></tr>
<tr><td colspan="2">駐車場設備</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">車両重量計設備</td><td>重量計</td><td>－</td></tr>
<tr><td>軸重計</td><td>ｙ＝７５．１ｘ × Ｄ ＋１４０，０００</td></tr>
<tr><td colspan="2">道路用昇降設備</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ダム管理設備</td><td>昇降設備（エレベーター）</td><td>－</td></tr>
<tr><td>流木止設備</td><td rowspan="2">ｙ＝５２．９ｘ × Ｄ ＋１９９，０００</td></tr>
<tr><td>係船設備</td></tr>
<tr><td colspan="2">遠方監視操作制御設備</td><td>ｙ＝２２．８ｘ × Ｄ ＋ ９９，０００</td></tr>
<tr><td colspan="2">鋼製付属設備</td><td>ｙ＝３３．６ｘ × Ｄ ＋ ４６，０００</td></tr>
</table>

（注）１．輸送費［円］の算定式において、「ｘ」は「ｘの定義」によるものとし、「Ｄ」は想定輸送距離［ｋｍ］、「対象設備質量」は輸送品の質量とする。なお、輸送費［円］は１，０００円未満を切り捨てるものとする。

２．各算定式は、「据付製品における現場までの輸送」、「整備を行う工場への輸送」、「処分場までの輸送」を各々算出するものとする。

３．０＜ｘ×Ｄ≦１００ の場合は、**表－２**により算出するものとする。

４．「鋼製付属設備」の算定式は、鋼製付属設備単独の工事に適用するものとする。

５．修繕工事で全面取替の工事の場合、撤去は**表－１**及び**表－２**にて算出を行うものとするが、設置においては**表－1･5 新設工事輸送費**にて算出を行うものとする。

６．算定式が設定されていない工種については、別途積上げるものとする。

７．新設工事において、分割発注する場合は本歩掛を準用出来るものとする。ただし、ダム用水門設備及びダム施工機械設備、遠方監視操作制御設備は除く。

表－２　修繕工事輸送費　（沖縄・離島を除く）

本歩掛の適用範囲は、０＜　ｘ×Ｄ　≦１００　とする。

区　分	輸送費　［円］	「ｘ」の定義
全工種 （０＜　ｘ×Ｄ　≦１００　の場合）	ｙ＝６９３ｘ　×　Ｄ　＋　１１，３５２ （適用範囲：０＜　ｘ×Ｄ　≦１００）	対象設備質量［ｔ］

（注）１．輸送費［円］の算定式において、「ｘ」は「ｘの定義」によるものとし、「Ｄ」は想定輸送距離［ｋｍ］、「対象設備質量」は輸送品の質量とする。なお、輸送費［円］は１，０００円未満を切り捨てるものとする。

２．各算定式は、「据付製品における現場までの輸送」、「整備を行う工場への輸送」、「処分場までの輸送」を各々算出するものとする。

３．修繕工事で全面取替の工事の場合、撤去は**表－１**及び**表－２**にて算出を行うものとするが、設置においては**表-1･5 新設工事輸送費**にて算出を行うものとする。

〔解〕３．設計技術費

（１）塗装工事（現場塗替え工事）は、設計技術費を計上しない。修繕工事で内容が設備の修繕の場合は、設計技術費を計上する。

（２）河川浄化施設の設計技術費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。

〔解〕４．材料費等の価格等の取扱い

工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格は、消費税相当分を含まないものとする。

（１）物価資料、見積り等に掲載される価格等は、消費税込み価格、消費税抜き価格の両者があると考えられるので、消費税を含んでいる場合は、消費税率（税率１０％の場合は１．１０）で除した得られた額を、消費税を含まない価格として扱うものとする。

（２）材料費等

材料費の価格については、原則として、入札時における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は物価資料等を参考とし、買取価格、買入れに要する費用及び購入場所から現地までの運賃の合計額とするものとする。

支給品の価格決定については、発注者が購入した資材を支給する場合、現場発生資材を発注者が保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似品価格とする。

なお、設計単価は、道建設部策定単価（北海道建設部が策定した全道統一単価及び地区単価、以下「単価表」という。）、物価資料（「建設物価」、「積算資料」をいう。）掲載価格又は見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。

標準歩掛のない労務工数については、材料費と同様に実勢価格調査、見積りをもとに決定するものとする。

また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件から下記により難い場合は、事前に本部担当課と協議のうえ別途決定する。

1）単価表による場合

a. 単価表は、毎月、建設管理課において決定する単価である。

2）物価資料による場合

a. 1)の方法により難い場合は、単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格の平均値を採用する。ただし、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。なお、適用時期は毎月とする。

b. 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。

ただし、公表価格で、割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる単価とする。

3）実勢価格調査による場合

a. 1)及び2)により難い場合は、単価の決定は実勢価格調査によるものとする。

（実勢価格調査とは、本部地域調整課において、各出張所等が必要とする資材単価をあらかじめ調査を行い決定するものである。）

4）1)、2)及び3)の方法により難い場合

a. 1)、2)及び3)の方法により難い場合は、見積りによる調査を行い材料単価を決定するものである。

b. なお、1 工事において調達価格（材料単価×使用数量）が200 万円未満の場合は、見積りによって決定することも可能とする。

また、見積りを採用する場合の手順は、次によるものとする。

イ）調達価格（材料価格×使用数量）が、200 万円未満であるか200 万円以上であるかの判断をするために担当課長から参考見積りを3 社に依頼し、見積り（200 万円未満）又は特別調査単価（200 万円以上）によるかの判断を行うものとする。

なお、同一工事の１資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。

また、他工事の実績や「建設物価」及び「積算資料」の類似品目の材料単価から類推可能であれば、参考見積は不要とする。

ロ）見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、事務所長から見積依頼を行う。

なお、見積価格は実勢取引価格であることを確認する。

ハ）正式見積りは、原則として3 社以上から徴取する。

5）価格変動が著しい場合

主要資材単価の変動が著しい場合は、「物価資料等の速報」価格を採用する。

〔解〕５．随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理費等の調整。

随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理費等の調整については次のとおりとする。

（１）調整対象となる工事

１）調整対象となる工事

（イ）現工事の施工業者と随意契約方式で発注する工事とする。

ただし、上記に該当しない場合でも仮設物（指定仮設物及び当該現場で積算工法上必然的に仮設せざるをえない仮設物）が共用出来る場合は、その部分のみについて調整する。

（ロ）繰越、国庫債務負担行為工事の取扱い

現工事が繰越又は国債で調整対象となる場合は、全体工事を対象として調整する。

2）調整の対象となる現工事の設計金額は、当該追加工事が発注される時点のものとし、その後現工事の設計金額に設計変更が生じた場合でも調整対象現工事の設計金額の変更は、行わない額で調整するものとする。

なお、積算体系が異なる異種の工事は調整しない（仮設物が共用出来る場合は、その部分のみ調整する）。

（2）共通仮設費の調整計算について

1）積上げ計算部分は、実態に合わせて調整する。

2）現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と当該追加工事の純工事費の合計額に対するその主たる工種（それぞれ純工事費の大きい方の工種）の共通仮設費率を適用する。

3）率計算部分の調整計算の方法

現工事と当該追加工事の共通仮設費を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。

（イ）　調整の一般式は、次のとおりとする。

$$A \leqq (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$$

A　：当該追加工事の共通仮設費

B　：現工事の対象額

D　：合算工事の対象額

$\gamma 1$　：Dに相当する主たる工種の共通仮設費率

$\gamma 2$　：Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合はゼロ円とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は、当該所要額とする。

（3）現場管理費の調整計算の方法

1）　現工事と当該追加工事の純工事費を合算したもので率を算出し、各々の現場管理費を求め、現工事の現場管理費を控除したものの範囲内とする。

2）　現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と当該追加工事の純工事費の合計額に対する、その主たる工種（それぞれ純工事費の大きい方の工種）の現場管理費率を適用する。

3）　調整の一般式は、次のとおりとする。

$$A \leqq (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A　：当該追加工事の現場管理費

B　：現工事の純工事費

D　：合算工事の対象額

$\beta 1$　：Dに相当する主たる工種の現場管理費率

$\beta 2$　：Bに相当する現工事の工種の現場管理費率

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合はゼロ円とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は、当該所要額とする。

（4）設計技術費の調整計算の方法

設計技術費の積算にあたっても（3）現場管理費と同じ扱いとする。

（5）一般管理費等の調整計算の方法

現工事と当該追加工事の工事原価を合算したもので率を算出し、各々の一般管理費を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。

$$A \leqq (D \times \alpha 1 \times \delta 1 \times \gamma 1) - (B \times \alpha 2 \times \delta 2 \times \gamma 2) + C \times \beta$$

A　：当該追加工事の一般管理費等
B　：現工事の工事原価（中止期間中の現場維持費等の費用を含む）
C　：当該追加工事の調整後の工事原価
D　：合算工事の工事原価
α1　：Dに相当する一般管理費率等
α2　：Bに相当する現工事の一般管理費率等
β　：追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正値
γ1　：Dの機器単体費補正係数
γ2　：Bの機器単体費補正係数
δ1　：前払金支出割合による補正係数
現工事と追加工事の前払金支出割合が異なる場合は、BとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数
δ2　：現工事の前払金支出割合による補正係数

一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。

〔解〕６．連続発注工事における工数補正

同一形状・規格・同施工現場のものを連続（同一年度内）して同一業者に随意契約方式により別途工事を発注する場合は、製作工数について必要に応じ製作数による補正（同一年度内の製作数を加えた補正）を行うものとする。

なお、据付工数については、同時期・現場、同等規模・形式の場合のみ補正するものとする。

（１）製作工数

追加工事の製作工数 ＝ Y×（A＋B）×α1－Y×A×α2

Y　：標準工数（１門又は１台当り工数）
A　：前工事の数量（門又は台数）
B　：追加工事の数量
α1　：数量（A＋B）に対応する工数補正率
α2　：数量Aに対応する工数補正

（２）据付工数

製作工数と同様に補正する。

〔解〕７．土木工事と機械設備を一体で発注する場合

土木工事に機械設備を一体で発注する場合の機械設備工事の積算は、単独に一般管理費等まで積算し、単純に土木工事と合算する。

なお、機械設備の積算額は、土木工事経費等の対象外とする。